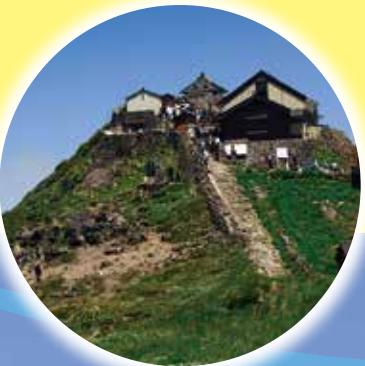


みんなの未来計画

第2次庄内町総合計画

平成28年度 ▶ 平成37年度



人と自然が輝き合う
日本一住みやすいいまち 庄内町
—未来へつなぐ笑顔と誇り—

庄内町



第2次庄内町総合計画

平成28年度～平成37年度

人と自然が輝き合う 日本一住みやすいまち 庄内町
—未来へつなぐ笑顔と誇り—

人と自然が輝き合う、日本一住みやすいまちの 具現化に向けて

本町は平成17年7月1日、県内で唯一2町での合併を果たした町です。この10年余、「第1次総合計画」に添い、互いの理解を深めてまちづくりを行って参りました。合併当初の数年間は旧2町の調整と新町の魅力を探る日々となりました。その後、新町としての魅力づくりに力を注ぎましたが、その結果、まちづくり重点項目の3本の柱、「産業の振興は若者定住の基本」、「教育と子育ては庄内町にお任せ」、「元気でご長寿日本一」については、町民各位の理解が得られるレベルになったと捉えています。一方、新町の魅力のキャッチフレーズとしての、「自然豊かな月山、山頂の町」、「おいしい米のルーツ亀の尾の里」の全国発信については、まだまだこれからもチャレンジ出来ると考えております。

さて、平成28年度以降は、我が町に大きな変化が訪れます。国からの補助金である「普通地方交付税」の5年間の漸減や「合併特例債」及び「過疎債」の活用期間の5年間、「地方創生」の事業推進期間が5年間である事などです。このような状況から、これから5年間は、我が町だけではなく、我が国を取り巻く世界の環境からみても、昭和の大合併からの60年余の期間に匹敵する激変期と予想されます。地方自治体にとっては、今後さらに地方の知恵比べが激化し、地域格差が拡大していく事は想像に難くありません。

しかしながら、我が町は、既に合併以来、発想を転換し、地方の知恵比べに対応した行政経営を行って参りました。今後来るべき変化はどんなに厳しくとも、常にチャンスとなります。改めて皆さんと共に「自ら判断し、継続できる町、自立する町」、第2次総合計画で目指す「人と自然が輝き合う、日本一住みやすいまち」の具現化に向けて挑戦を続けたいと考えております。

結びに、町民の皆様方のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げ、第2次総合計画策定に当たっての挨拶と致します。



庄内町長
原田 真樹

目 次

町長あいさつ

第1編 序 論

第1章 「庄内町みんなの未来計画」とは

1. 計画策定の目的	2
2. 計画の役割と構成等	2

第2章 庄内町の概況

1. 位置と地勢等	5
2. 人口の状況	8

第3章 新たなまちづくりに向けて

1. 生かすべき特性・資源	12
2. 対応すべき時代の流れ	16
3. 反映すべき町民の意識と期待	20
4. 新たなまちづくりへの主要課題	29

第2編 基本構想

第1章 庄内町が目指す姿

1. 新たなまちづくりの基本理念	34
2. 将来像	35
3. 人口の目標	36
4. 土地利用の方針	38

第2章 計画の体系と施策の方針

1. 計画の体系	40
2. 施策の方針	41

第3章 重点構想

第3編 基本計画

第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

1－1	子育て支援	58
1－2	高齢者支援	62
1－3	障がい者支援	66
1－4	地域福祉	70
1－5	保健・医療	73
1－6	社会保障	77

第2章 よりよい生き方を求め、ともに学び合う教育のまち

2－1	幼稚園・学校教育	81
2－2	社会教育	87
2－3	青少年健全育成	91
2－4	スポーツ	94
2－5	文化芸術・文化財	97
2－6	国内外交流	101

第3章 美しく安全・安心な生活環境のまち

3－1	新エネルギー	104
3－2	環境衛生	107
3－3	上・下水道	111
3－4	ガス	115
3－5	公園・緑化	118
3－6	消防・防災	121
3－7	交通安全・防犯	126
3－8	雪対策	130

第4章 豊かで活力に満ちた産業のまち

4－1	農林水産業	132
4－2	商工業・新産業	137
4－3	観光	141
4－4	雇用対策	145
4－5	消費者対策	148

第5章 未来への基盤が整ったまち

5－1 土地利用	150
5－2 住宅・定住促進	152
5－3 道路・公共交通	156
5－4 情報化	160

第6章 みんなでつくる自立したまち

6－1 男女共同参画	163
6－2 コミュニティ	166
6－3 町民参画・協働	169
6－4 行財政運営	173

資料編

.....	177
-------	-----

第 1 編

序 論

第1章

「庄内町みんなの未来計画」とは

1. 計画策定の目的

本町ではこれまで、庄内町総合計画（平成18年度～平成27年度）に基づき、「自然はみんなのエネルギー いきいき元気な 田園タウン」を目指し、また「日本一住みやすく、住み続けたい町」の実現に向け、様々な取り組みを積極的に推進してきました。

しかし、近年、少子高齢化・人口減少の急速な進行、環境・エネルギー・安全・安心に対する意識の一層の高まり、地方分権^{*1}の進展、さらには地方創生^{*2}の時代の到来など、社会環境は大きく変化し、様々な分野において大きな転換期を迎えています。

また、本町では、急速に進む人口減少への対応が大きな課題となっているほか、町民の意識は、保健・医療・福祉の充実や子育て環境・教育環境の充実を重視する傾向が強まっています。

こうした社会環境の変化や町の課題に的確に対応しながら、将来にわたって自立・持続可能な庄内町をつくっていくためには、すべての町民にわかりやすく、また参画が得られやすい新たなまちづくりの計画を持つ必要があります。

このため、「庄内町町民憲章」及び「庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例」を基本に、現行計画を継承・発展させるとともに、新たな視点と発想を加え、町民の共通目標として、また町の経営指針として、「第2次庄内町総合計画」を策定します。

2. 計画の役割と構成等

（1）計画の愛称

本計画が多くの方々に親しまれ、町民と行政が知恵と力を合わせ、魅力的で自立した庄内町を創造し、未来へつないでいくという想いを込め、計画の愛称を、「庄内町みんなの未来計画」と定めます。

用語解説 ^{*}1 国主導型行政から住民主導型・地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革。
^{*}2 人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力と魅力あふれる地方をつくり出すこと。

(2) 計画の役割

総合計画とは、自治体が策定・推進する計画のうち、最も上位に位置する計画です。本計画は、こうした位置づけを踏まえ、次のような役割を持つ計画として策定しました。

庄内町民みんなのまちづくりの共通目標

町民にとっては、これからまちづくりの方向性や必要な取り組みを行政と共有し、まちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

庄内町の持続的発展のための経営指針・主張

町行政にとっては、魅力的で自立した庄内町をつくり上げ、持続的に発展させていくための総合的な経営指針となるとともに、国や山形県、周辺自治体に対し、庄内町の主張を示すものです。

(3) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されています。それぞれの内容と期間は、次のとおりです。

基本構想

本町が10年後に目指す姿と、それを実現するための計画の体系や施策の方針等を示したものです。

計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想に基づき、今後行う主要施策等を示したものです。

計画期間は、基本構想と同様に平成28年度から平成37年度までの10年間としますが、社会環境の変化に対応できるよう、中間年度で見直しを行います。

実施計画

基本計画に基づき、今後行う具体的な実施事業や財源、実施年度等を示したもので、別途策定します。

計画期間は、3年間とし、毎年度見直しを行います。

(4) 計画の特色

本計画は、近年の地方自治の動向や本町をめぐる情勢の変化を踏まえ、従来の総合計画の要素に、新たな視点を加えた“新しい総合計画”として策定したものであり、次のような特色を持ちます。

町民ニーズの反映とわかりやすさを重視した、親しまれる計画

町民みんなのまちづくりの共通目標として、計画への町民ニーズの反映を特に重視するとともに、計画の構成・内容・表現等についても、町民にわかりやすいものとし、すべての町民に親しまれ、愛される計画として策定しました。

特性・資源を最大限に生かした、庄内町らしさを追求する計画

町を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中でも、選択と集中の視点に立ち、町の個性と魅力をさらに高めることに重点を置き、本町の特性・資源を再発見・再認識し、それを最大限に生かす、庄内町らしさを追求する計画として策定しました。

一層効率的な経営と、成果の点検・評価が行える計画

町の持続的発展のための経営指針として、行財政改革や行政評価と密接に連動する視点に立ち、より一層効率的な経営が行える計画として、また、成果を点検・評価し、施策・事業の見直しが容易に行える計画として策定しました。

第2章

庄内町の概況

1. 位置と地勢等

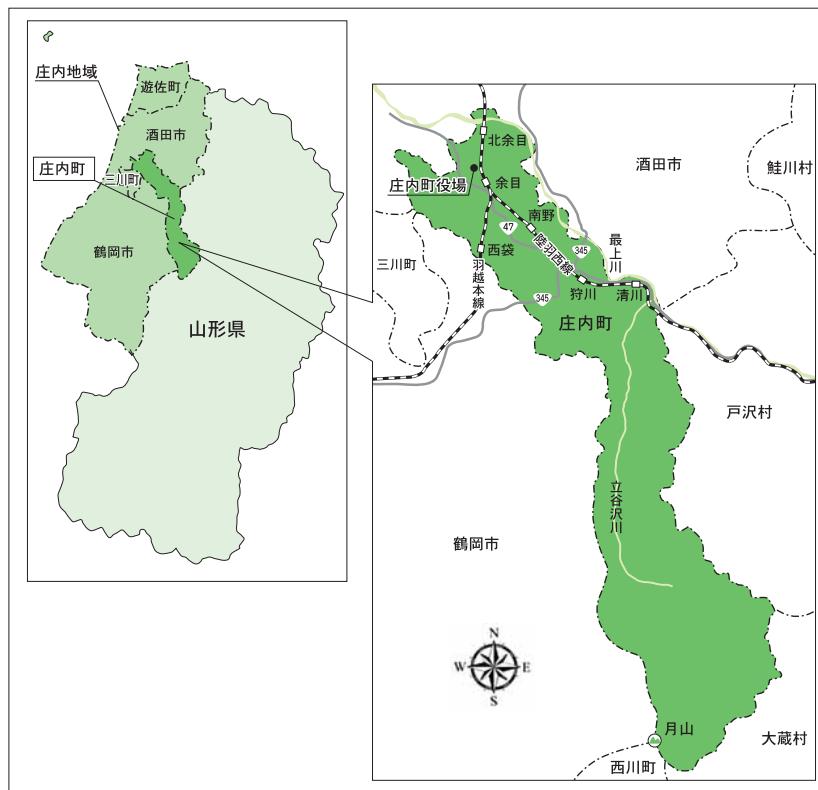
(1) 位置と地勢

本町は、山形県の北西部、庄内地域のほぼ中央に位置し、北は酒田市、東は戸沢村、東南は大蔵村、南は西川町、西は鶴岡市、北西は三川町に接しています。

町のほぼ南端に靈峰月山の頂を有し、月山に源を発する清流立谷沢川と、日本三大急流の一つである最上川が流れ、北西部には米どころ庄内平野を形成する豊かな田園が広がっています。

南北に細長い形をしており、東西22.2km、南北38.9km、総面積は249.17km²となっています。

庄内町の位置と概要



(2) 気候

本町の気候は、日本海に近いことから、海洋性気候を示しており、比較的温暖ですが、冬は南部に近づくにつれて積雪量が多くなり、北西部からの季節風が激しく吹きます。また、春から秋にかけては、最上川の渓谷からの強風「きよかわ 東風だいふう」が吹き荒れます。

(3) 町の歩み

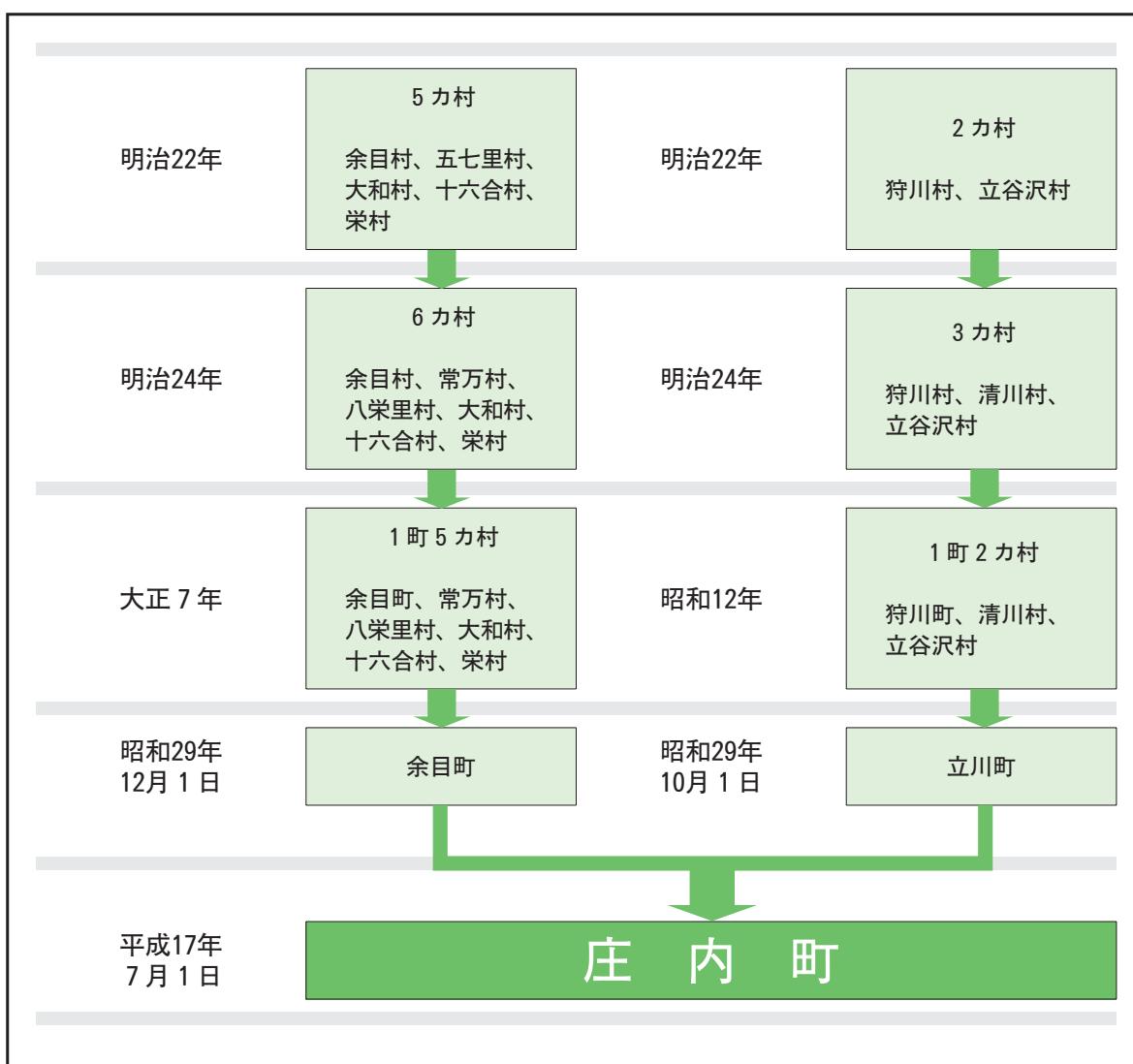
本町の前身である余目町と立川町の戦国時代ごろからの歩みをみると、江戸時代が始まる1600年代初期までの戦国時代には、両町ともに武藤氏や最上氏、上杉氏などの武将が支配し、江戸時代上期の元和8年（1622年）に酒井氏の領地となり、その後、私藩領や幕領などの変遷を経て明治維新を迎えた。

明治維新の志士、清河八郎は天保元年（1830年）に清川村に生まれ、25歳のときに江戸に清河塾を開いた文武両道の人物で、浪士組を結成しました。また育種家、阿部亀治は慶応4年（1868年）に大和村に生まれ、立谷沢村の熊谷神社近くの水田で倒伏していない三本の稻を発見し、ササニシキやコシヒカリなどのルーツである「亀ノ尾」を生み出しました。

両町ともに明治9年に山形県管轄となり、同22年の町村制施行にあたって、余目町は5カ村、立川町は2カ村でしたが、同24年には余目町は6カ村、立川町は3カ村となりました。その後、大正7年に余目村が、昭和12年に狩川村が、それぞれ余目町・狩川町として町制を施行し、昭和の大合併といわれた昭和29年10月には1町2カ村の合併により立川町が、12月には1町5カ村の合併により余目町が、それぞれ発足しました。昭和31年には余目町の桑田・千本杉（ともに旧十六合村）の両集落が立川町に編入されました。

そして、平成の大合併の時代を迎え、平成17年7月に余目町と立川町が合併し、県内初の合併自治体として「庄内町」が誕生し、現在に至っています。

町の歩み



2. 人口の状況

(1) 人口と世帯

① 総人口

平成22年の国勢調査によると、本町の総人口は23,158人で、平成17年の24,677人から1,519人の減少がみられ、減少率は6.2%となっています。

山形県の35自治体のうち、この5年間で人口が増加したのは1自治体（東根市）のみ、減少したのは34自治体ですが、本町は、減少率が高い方から10番目となっています。

また、庄内地域（2市3町）でみると、この5年間ですべての自治体の人口が減少していますが、減少率が高い順から遊佐町（8.1%）、庄内町（6.2%）、酒田市（5.5%）、鶴岡市（4.1%）、三川町（3.4%）で、本町は2番目となっています。

② 年齢3区分別人口

年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は2,968人（12.8%）、15歳から64歳までの生産年齢人口は13,111人（56.6%）、65歳以上の高齢者人口は7,079人（30.6%）となっています。

これを全国及び山形県との比較でみると、年少人口比率（12.8%）は全国平均（13.1%）を下回り、山形県平均（12.8%）と同様で、高齢者人口比率（30.6%）は全国平均（22.8%）や山形県平均（27.5%）を上回り、少子高齢化が進んでいること、特に超高齢社会が到来していることがわかります。

③ 総世帯数・1世帯当たり人員

本町の総世帯数は6,648世帯で、平成17年をピークに減少しています。

1世帯当たり人員は3.48人で、減少傾向で推移しており、核家族化や世帯の多様化が進んでいることを示しています。

人口と世帯

● 総人口・年齢3区分別人口・総世帯数・1世帯当たり人員 (単位:人、%、世帯)

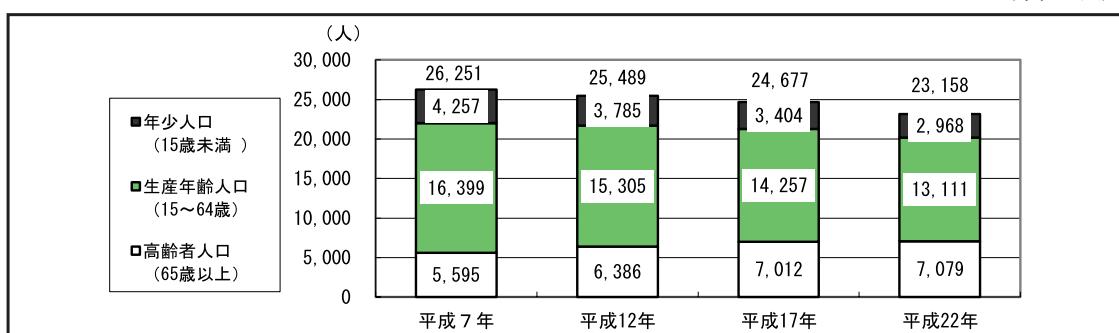
項目	年 平成7年	年 平成12年	年 平成17年	年 平成22年
総 人 口	26,251	25,489	24,677	23,158
年 少 人 口 (15歳未満)	4,257 (16.2)	3,785 (14.8)	3,404 (13.8)	2,968 (12.8)
生 産 年 齢 人 口 (15~64歳)	16,399 (62.5)	15,305 (60.0)	14,257 (57.8)	13,111 (56.6)
高 齢 者 人 口 (65歳以上)	5,595 (21.3)	6,386 (25.1)	7,012 (28.4)	7,079 (30.6)
総 世 帯 数	6,449	6,655	6,756	6,648
1 世 帯 当 タ リ 人 員	4.07	3.83	3.65	3.48

■年齢3区分別人口比率の国・山形県との比較 (平成22年) (単位:%)

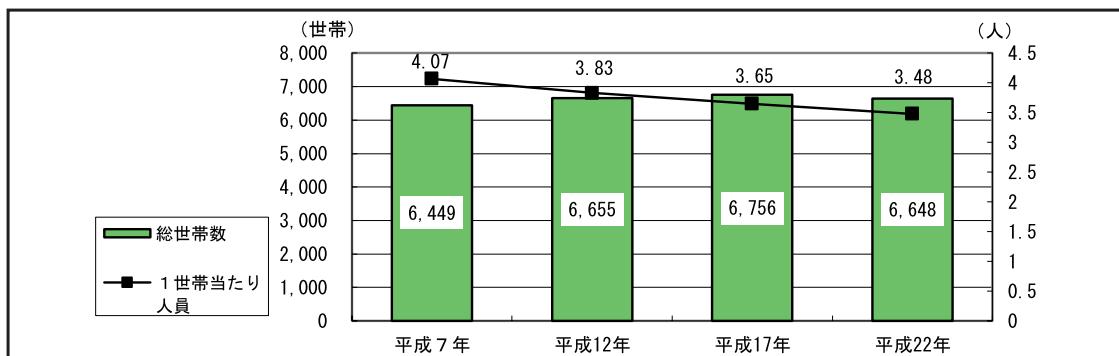
区分 項目	全 国	山 形 県	庄 内 町
年 少 人 口	13.1	12.8	12.8
生 産 年 齢 人 口	63.3	59.4	56.6
高 齢 者 人 口	22.8	27.5	30.6

注) 年齢不詳を除く。

● 総人口・年齢3区分別人口 (単位:人)



● 総世帯数・1世帯当たり人員 (単位:世帯、人)



資料：国勢調査

(2) 就業構造

① 就業者総数

平成22年の国勢調査によると、本町の就業者総数は11,182人で、平成17年の12,135人から953人の減少がみられ、減少率は7.9%と、総人口の減少率（6.2%）を上回り、特に急速に減少しています。

② 産業3部門別就業者数

産業3部門別にみると、農業、林業、漁業などの第1次産業は1,478人（13.2%）、建設業、製造業などの第2次産業は3,446人（30.8%）、これら以外の第3次産業は6,227人（55.7%）となっています。

これを全国及び山形県との比較でみると、第1次産業の構成比率（13.2%）は全国平均（4.0%）や山形県平均（9.8%）を上回り、第2次産業の構成比率（30.8%）も全国平均（23.7%）や山形県平均（29.0%）を上回り、第3次産業の構成比率（55.7%）は全国平均（66.5%）や山形県平均（59.5%）を下回り、第1次・第2次産業の構成比率が高いことが特徴となっており、農業や建設業・製造業の就業者が多いことを示しています。

しかし、平成17年から平成22年の間における産業3部門別の就業者数の推移をみると、第1次産業は148人の減少で減少率は9.1%、第2次産業は575人の減少で減少率は14.3%、第3次産業は241人の減少で減少率は3.7%となっており、第3次産業に比べて第1次・第2次産業の減少率が大幅に高く、農業や建設業・製造業の就業者の減少が特に進んでいることがわかります。

就業構造

●就業者総数・産業3部門別就業者数・就業率 (単位:人、%)

年 項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就業者総数	13,665	12,787	12,135	11,182
第1次産業	2,277 (16.7)	1,563 (12.2)	1,626 (13.4)	1,478 (13.2)
第2次産業	5,353 (39.2)	5,077 (39.7)	4,021 (33.1)	3,446 (30.8)
第3次産業	6,018 (44.0)	6,142 (48.0)	6,468 (53.3)	6,227 (55.7)
就業率	52.1	50.2	49.2	48.3

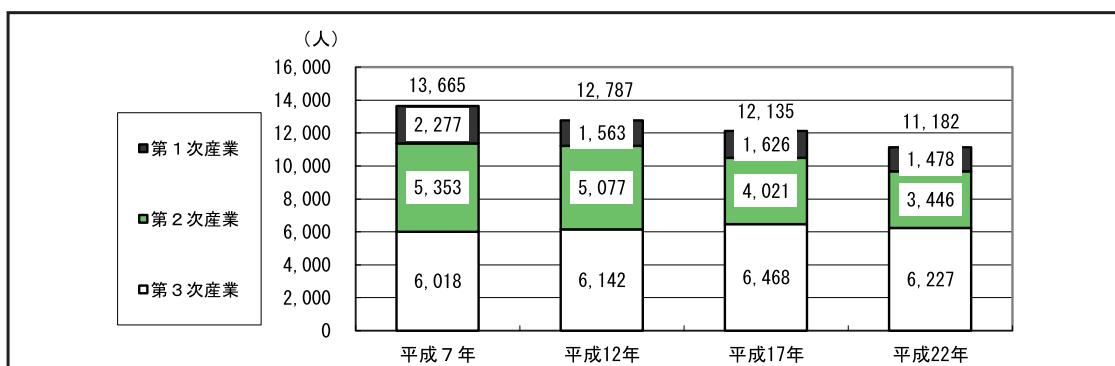
注) 就業者総数には、平成7年に17人、平成12年に5人、平成17年に20人、平成22年に31人の分類不能を含む。

●産業3部門別就業者数比率の国・県との比較(平成22年) (単位: %)

区分 項目	全 国	山 形 県	庄 内 町
第1次産業	4.0	9.8	13.2
第2次産業	23.7	29.0	30.8
第3次産業	66.5	59.5	55.7

注) 分類不能を除く。

●就業者総数・産業3部門別就業者数 (単位:人)



資料:国勢調査

新たなまちづくりに向けて

1. 生かすべき特性・資源

本町は、豊かな自然をはじめ、様々な特性・資源を持つ発展可能性の高い町です。個性と魅力をさらに高める視点に立ち、新たなまちづくりに生かすべき代表的な特性・資源を整理すると、次のとおりです。

1

靈峰月山と清流立谷沢川、一望千里の庄内平野に 代表される、水と緑の豊かな自然

本町は、町のほぼ南端に、磐梯朝日国立公園の一角をなす靈峰月山の頂を有する「月山山頂の町」であるとともに、平成の名水百選に選ばれた清流立谷沢川、日本三大急流の一つである最上川が流れ、さらに北西部を中心に、米どころ庄内平野を形成する美しくのどかな田園空間が一面に広がり、緑の大地ときれいな水、澄んだ空気に包まれた豊かな自然が息づいています。

本計画の策定にあたって行ったアンケート調査においても、町民・中学生ともに「自然環境が豊かである」が町の魅力の第1位となっています。



2

おいしい米と美しい花を生み出す特色ある農業、「クラッセ」を核とした6次産業化の取り組み

本町は、ササニシキやコシヒカリのルーツとして名高い「亀ノ尾」の発祥の地であり、古くから良質米の生産が行われてきました。また、施設園芸にも積極的に取り組み、特にストックやトルコギキョウなどの花きの栽培が盛んに行われ、米と花の産地として市場から高い評価を受けています。

近年においても、「日本一おいしい米の里づくり」、「世界一品質の高い花づくり」を目指に、さらなる展開を進めています。

また、本町では平成26年度に、6次産業の拠点として、新産業創造館「クラッセ」をオープンしました。「クラッセ」は、レストランやバザール、カフェ、6次産業化工房、貸オフィスの5つのエリアからなる特色ある施設であり、加工特産品の開発や販売をはじめ、農業・農村の6次産業化に向けた取り組みが進められています。



3

庄内地域の中央、交通の要衝にあり、地域高規格道路の整備が進む、恵まれた交通・立地条件

本町は、庄内地域のほぼ中央に位置するとともに、JR羽越本線と陸羽西線、国道47号と345号が交わる重要な位置を担っており、まさに庄内地域と内陸地域を結ぶ交通の要衝、庄内地域の玄関口となっています。

また、庄内地域の空の玄関口である庄内空港や、日本海沿岸東北自動車道の酒田インターチェンジや庄内空港インターチェンジまで車で15～20分程度の距離にあり、高速交通網にも近接しています。

さらに現在、地域高規格道路新庄酒田道路の整備が進められており、広域的アクセスの一層の向上が期待されています。



4

「響ホール」や八幡スポーツ公園をはじめとする充実した学習・文化・スポーツ環境

本町には、音響を最重視して設計し、劇場としても利用できる座席数504の大ホールを備えた文化創造館「響ホール」をはじめ、図書館や記念館、資料館などの多様な学習・文化施設が整備されているとともに、活動や発表の機会も充実しており、恵まれた学習・文化環境にあります。

また、スポーツ面においては、総合体育館、2つの屋内多目的運動場、人工芝のサッカー場、ソフトボール場などのスポーツ施設を備えた八幡スポーツ公園をはじめ、数多くのスポーツ施設を有するとともに、総合型地域スポーツクラブ、多種目団体、スポーツ少年団の活動など、町民主体による様々なスポーツ活動が行われています。



5

「北月山荘」や「町湯」をはじめとする多彩な観光・交流資源

本町には、これまでみてきた豊かな自然や農業資源、学習・文化・スポーツ資源のほかにも、月山登山の拠点である月の沢温泉「北月山荘」やギャラリー温泉「町湯」、「カートソレイユ最上川」、風車村センター、農産物交流施設「風車市場」などの直売施設、余目八幡神社や清河神社をはじめとする由緒ある社寺、さらには「楯山公園桜まつり」や「余目まつり」をはじめとする四季折々の祭り・イベント等々、多彩な観光・交流資源があり、年間約70万人の人々が訪れています。



6

子育てしやすく、健康で安心して暮らせる、充実した子育て環境と保健・医療・福祉環境

本町では、「子育て応援日本一の町づくり宣言」を行い、県内唯一のランドセルの贈呈をはじめ、あらゆる角度から様々な制度を設けて子育て支援に取り組み、近年、子育て世代の転入が増加するなど、子育てしやすい町としての評価が高まってきています。

また、本町には、大規模な病院が立地し、酒田市等の周辺都市の医療機関へのアクセスもよく、恵まれた医療環境にあるほか、保健・福祉面においても、保健センターを拠点に、社会福祉協議会等との連携のもと、きめ細かな健康づくり施策や介護・福祉施策を推進し、着実にその成果を上げており、健康で安心して暮らせる町としての特性を持ちます。



7

全国初の風力発電の導入をはじめ、エネルギーに関する先進的な取り組み

本町は、強風「きよかわ 東風」だいしが吹く地域特性を生かし、行政としては全国で初めて風力発電を導入した町です。

また、風力発電のほかにも、花き種苗センターの温度調整のための雪氷熱の利活用や、廃食用油を収集して精製するバイオディーゼル燃料^{※3}の利活用など、他の自治体に先駆けて再生可能なエネルギーの導入を進め、新エネ百選に認定されています。

さらに、各家庭で節電を実施し、発電所をつくるのと同様の効果がある「町民節電所事業」など、町民と一体となった省エネルギーにも取り組んでおり、本町はまさに、エネルギーの先進地といえます。



用語解説 ※3 廃食用油からつくられるディーゼルエンジン用の燃料。

2. 対応すべき時代の流れ

自治体を取り巻く社会環境は大きく変化し、様々な分野において新たな時代が到来しています。これからのまちづくりにおいて対応すべき代表的な時代の流れは、次のとおりです。

1

少子高齢・人口減少の時代

わが国では、出生数が年々減少し、少子化がさらに進みつつあるほか、高齢化も世界一のスピードで進み、超高齢社会が到来しています。

また、これらに伴って人口も急速に減少しており、このままでは、将来にわたって活力ある社会を維持することが困難になるという指摘もみられます。

このため、今後は、少子化対策や超高齢社会に即した環境づくり、定住・移住の促進をはじめ、人口構造の変化に対応した取り組みを一層積極的に進めていくことが求められます。

2

環境・エネルギーの時代

地球温暖化がさらに深刻化し、異常気象の発生や生態系の変化をはじめ、人類が生存していく上で重大な問題を引き起こし、世界的な脅威となっているほか、PM2.5^{※4}による大気汚染などの新たな問題も発生し、地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が一層高まってきています。

このような中、低炭素・循環・自然共生等を基本とする持続可能な社会の形成が求められており、国、地域、住民一人一人が具体的な行動を起こすべき時代を迎えてます。

このため、今後は、自然環境の保全や廃棄物の資源化、再生可能エネルギーの利活用をはじめ、環境・エネルギーの時代に即した取り組みを一層積極的に進めていくことが求められます。

用語解説 ※4 人の呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼす微小粒子状物質。

3

安全・安心の時代

未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめ、全国各地で地震災害や大雨災害、火山災害が発生し、地域の防災体制や原子力施設の安全性に関する人々の意識が一層高まっています。

また、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪や事故が後を絶たないほか、食の安全・安心をゆるがす問題や国境を越えた感染症なども発生し、様々な場面で安全・安心の確保が強く求められています。

このため、今後は、災害や犯罪・事故に対する危機管理体制の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められます。

4

教育再生の時代

わが国では、いじめや体罰、学ぶ意欲の低下など、教育をめぐる課題を踏まえ、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を重視した第2期教育振興基本計画を策定しています。

県はテーマを『つなぐ～いのち、学び、地域～』とする、第6次山形県教育振興計画を策定しています。人口減少の中で、家庭・学校・地域が連携を強め、自分が生まれ育った地域を愛し、地域の未来をきりひらいていく人材を育成することをねらいとしています。

全国的に少子化が進み、放課後の子どもの過ごし方の改善や、学校規模の検討、また、家庭の複雑化に伴う家庭教育の推進や、学校と家庭・地域との連携が求められています。

このため、今後は、志（夢）や生きがいを持って自己実現していく意欲を育てるとともに、視野を広げ、人や社会に役立とうとする社会参画の心を育てることをはじめ、家庭・学校・地域・行政が一体となって課題を解決し、庄内町らしい教育を推進することが求められます。

5

地方産業再構築の時代

わが国の景気は、全体的に緩やかな回復基調にあるといわれていますが、地方では未だ景気回復の実感に乏しく、地方の産業・経済は依然として厳しい状況が続いています。

このような中、第1次産業の低迷や商店街の空洞化、企業の撤退等の状況がみられ、これらに伴う雇用情勢の悪化や地域全体の活力低下が大きな問題となっています。

このため、今後は、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、地方産業の再構築を促す取り組みを模索していくことが求められます。

6

高度情報化の時代

インターネットをはじめ、パソコンや携帯電話等の普及により、情報通信環境が飛躍的に向上し、いつでも、どこでも、だれでもネットワークに簡単につながり、様々な情報を瞬時に受発信できる環境が実現したほか、これを利活用して行政サービスの提供等を行う電子自治体の構築が進んでいます。

こうした情報化は、自治体経営の効率化や住民サービスの向上、そして地域活性化に大きな役割を果たすものとして、その重要性がさらに高まってきています。

このため、今後は、情報化をこれからのかまちづくりに欠かせない社会基盤として認識し、一層積極的に取り組んでいくことが求められます。

7

支え合い、ともに生きる時代

高齢者等の孤独死や所在不明、限界集落^{*5}の増加が社会問題になるなど、全国的に地域における支え合う機能、自治機能の低下が懸念されています。

しかし、東日本大震災の発生等を背景に、地域で支え合い助け合いながら地域の課題を自ら解決していくことの重要性が再認識されてきており、支え合い、ともに生きる地域社会の再生が強く求められています。

このため、今後は、人々の公益の心や自治意識を育みながら、支え合い助け合うまちづくり、ともに生きる社会づくりに向けた取り組みを積極的に進めていくことが求められます。

8

地方分権・地方創生の時代

わが国では、地方分権が進展し、国の権限や財源を地方へ移譲する動きが進められています。このような中、自治体には、地域の多様な人的資源を生かしながら、自らの権限と財源によって独自の政策を展開していくことが一層強く求められます。

このため、今後は、住民と行政との参画・協働のまちづくり、住民団体やN P O^{*6}、民間企業等の多様な主体がともに公共を担う取り組みを進めながら、自治体経営のさらなる効率化を進め、自主性・自立性を高めていくことが求められます。

また、わが国では、世界に先駆けて人口減少・超高齢社会を迎える中、地方に活力を取り戻すため、地方創生関連2法^{*7}を成立し、地方創生に関する総合的な取り組みを進めています。

このため、今後は、自治体においても、こうした動きと連動し、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくため独自の戦略を自ら考え、自ら実行していくことが求められます。

用語解説 *5 集落を構成している人口の50%以上が65歳以上で、共同体の機能を維持することが限界に達している集落。

*6 民間非営利組織。

*7 地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と、活性化に取り組む自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法律」。

3. 反映すべき町民の意識と期待

本町では、本計画策定への町民参画、町民ニーズの反映を重視し、アンケート調査（町民及び中学生）をはじめ、「まち未来提案会議」やまちづくり懇談会、高校生・大学生議会などを行いました。

その中から、アンケート調査の代表的な設問結果と、「まち未来提案会議」の主要な提案内容を抜粋すると、次のとおりです。

(1) アンケート調査にみる町民ニーズ

アンケート調査は、平成26年6月～7月に、20歳以上の町民2,000人（無作為抽出）と中学生628人（調査日に出席した生徒全員）を対象に実施し、町民の有効回収数は1,435、有効回収率は71.8%、中学生の有効回収数は628、有効回収率は100.0%となっています。

① 町への愛着度と今後の定住意向（町民・中学生）

●町への愛着度

【町民】 “愛着を感じている” 65.9%

【中学生】 “好きだ” 82.3%

●今後の定住意向

【町民】 “住みたい” 66.3%

【中学生】 “住みたい” 51.2%

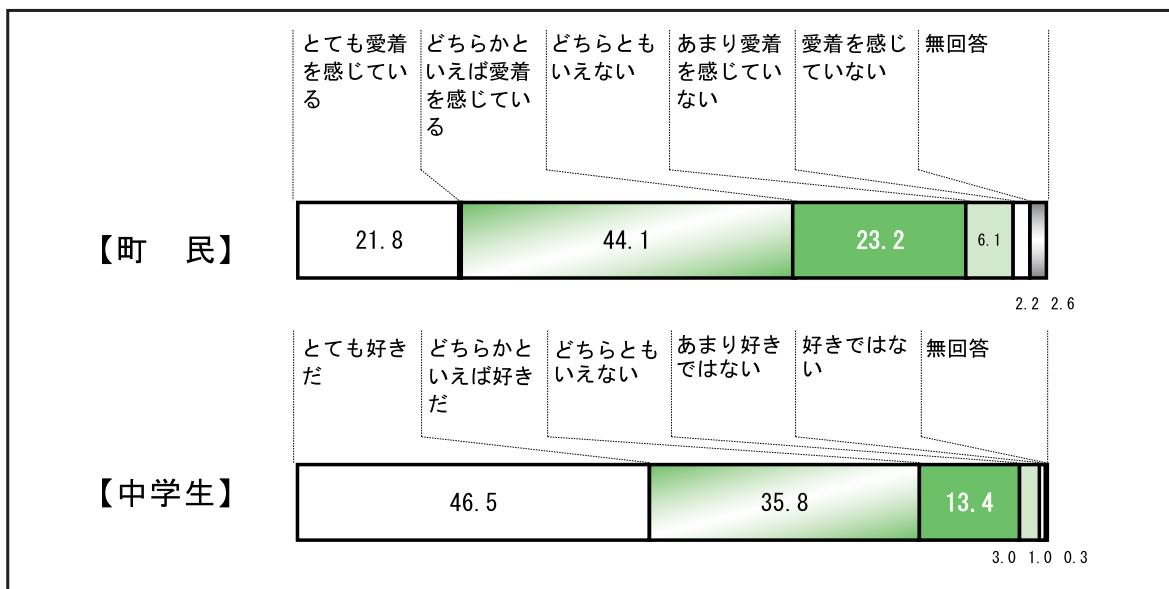
町への愛着度については、町民は、「とても愛着を感じている」と「どちらかといえば愛着を感じている」をあわせた“愛着を感じている”という人が65.9%と7割弱にのぼっています。また、中学生は、「とても好きだ」と「どちらかといえば好きだ」をあわせた“好きだ”という人が82.3%と8割を超えています。

今後の定住意向については、町民は、「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」をあわせた“住みたい”という人が66.3%と7割弱にのぼっています。また、中学生は、「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」をあわせた“住みたい”という人が51.2%と半数強となっています。

年齢別でみると、愛着度・定住意向ともに20～40代で比較的低く、これらの層の愛着度・定住意向をいかに高めていくかが課題としてあげられるほか、中学生では、愛着度は高いものの定住意向は比較的低く、“住みたい”、“戻って来たい”という意識を高める環境づくりをいかに進めていくかが課題といえます。

町への愛着度

(単位：%)



今後の定住意向

(単位：%)



② 町の各環境に関する満足度（町民）

●満足度が高い項目

- 第1位 町営ガス事業の状況
- 第2位 上水道の整備状況
- 第3位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第4位 下水道の整備状況
- 第5位 保健サービス提供体制

●満足度が低い項目

- 第1位 高速交通網の整備状況
- 第2位 雇用対策の状況
- 第3位 工業振興・企業誘致の状況
- 第4位 商業振興の状況
- 第5位 中心市街地の整備状況

●分野ごとの満足度

- 第1位 『生活環境分野』
- 第2位 『教育・文化分野』
- 第3位 『保健・医療・福祉分野』
- 第4位 『協働・行財政分野』
- 第5位 『都市基盤・安全安心分野』
- 第6位 『産業分野』

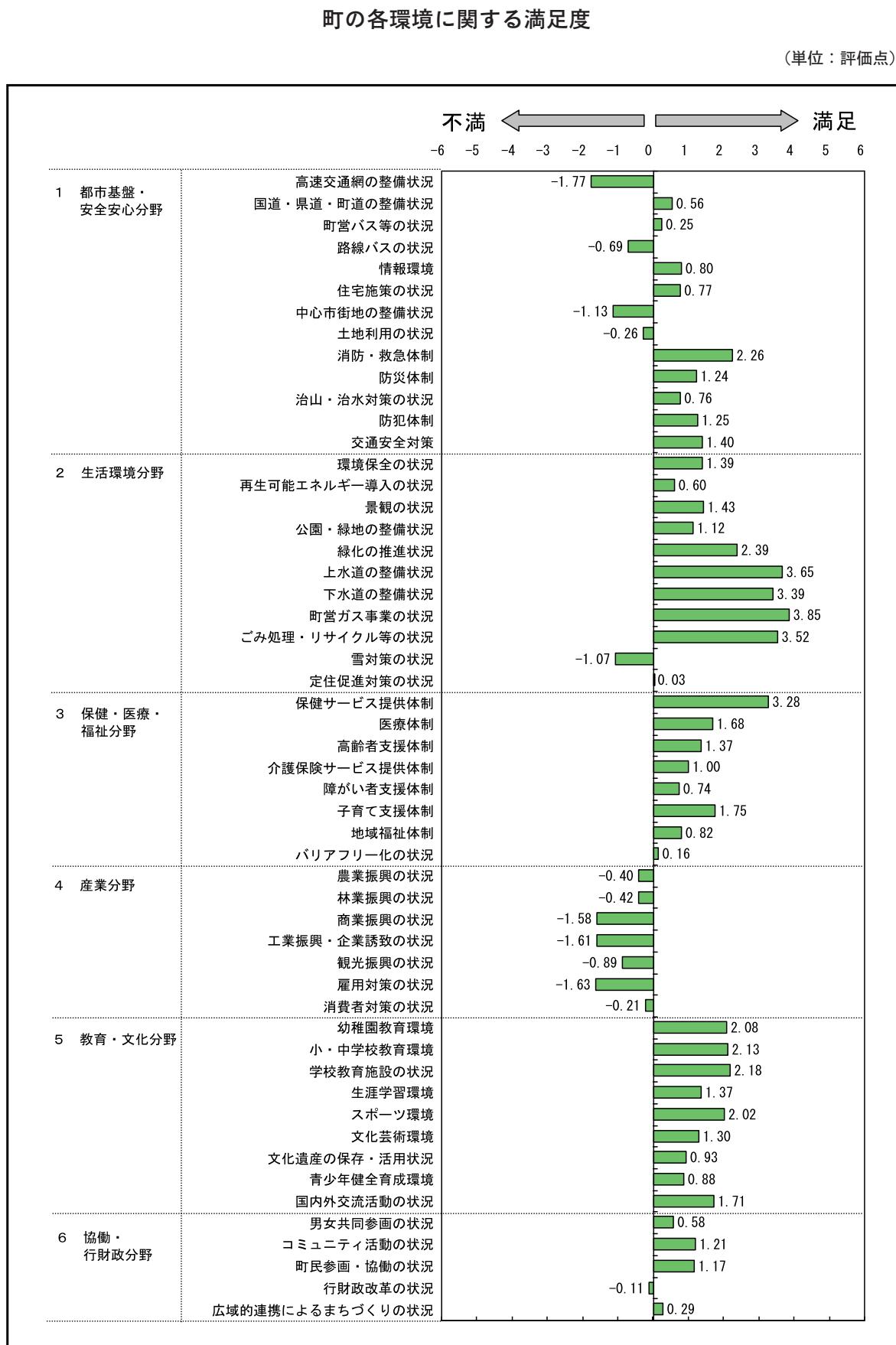
町の各環境についての満足度を探るため、6分野53項目を設定し、項目ごとに町民に評価してもらい、点数化しました。

その結果、満足度が最も高い項目は「町営ガス事業の状況」で、次いで「上水道の整備状況」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「下水道の整備状況」、「保健サービス提供体制」などの順となっています。

一方、満足度が最も低い項目は「高速交通網の整備状況」で、次いで「雇用対策の状況」、「工業振興・企業誘致の状況」、「商業振興の状況」、「中心市街地の整備状況」などの順となっています。

全体的にみると、産業分野全般と高速交通網、中心市街地、雪対策、路線バスなど、産業と交通、市街地、雪に関する項目の満足度が低くなっています。

また、分野ごとにみると、生活環境分野の満足度が最も高く、次いで教育・文化分野、保健・医療・福祉分野、協働・行財政分野、都市基盤・安全安心分野と続き、産業分野の満足度が最も低くなっています。



③ 町の各環境に関する重要度（町民）

●重要度が高い項目

- 第1位 雪対策の状況
- 第2位 小・中学校教育環境
- 第3位 医療体制
- 第4位 学校教育施設の状況
- 第5位 幼稚園教育環境
- 第6位 子育て支援体制
- 第7位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第8位 保健サービス提供体制
- 第9位 上水道の整備状況
- 第10位 防犯体制

●分野ごとの重要度

- 第1位 『保健・医療・福祉分野』
- 第2位 『生活環境分野』
- 第3位 『教育・文化分野』
- 第4位 『産業分野』
- 第5位 『都市基盤・安全安心分野』
- 第6位 『協働・行財政分野』

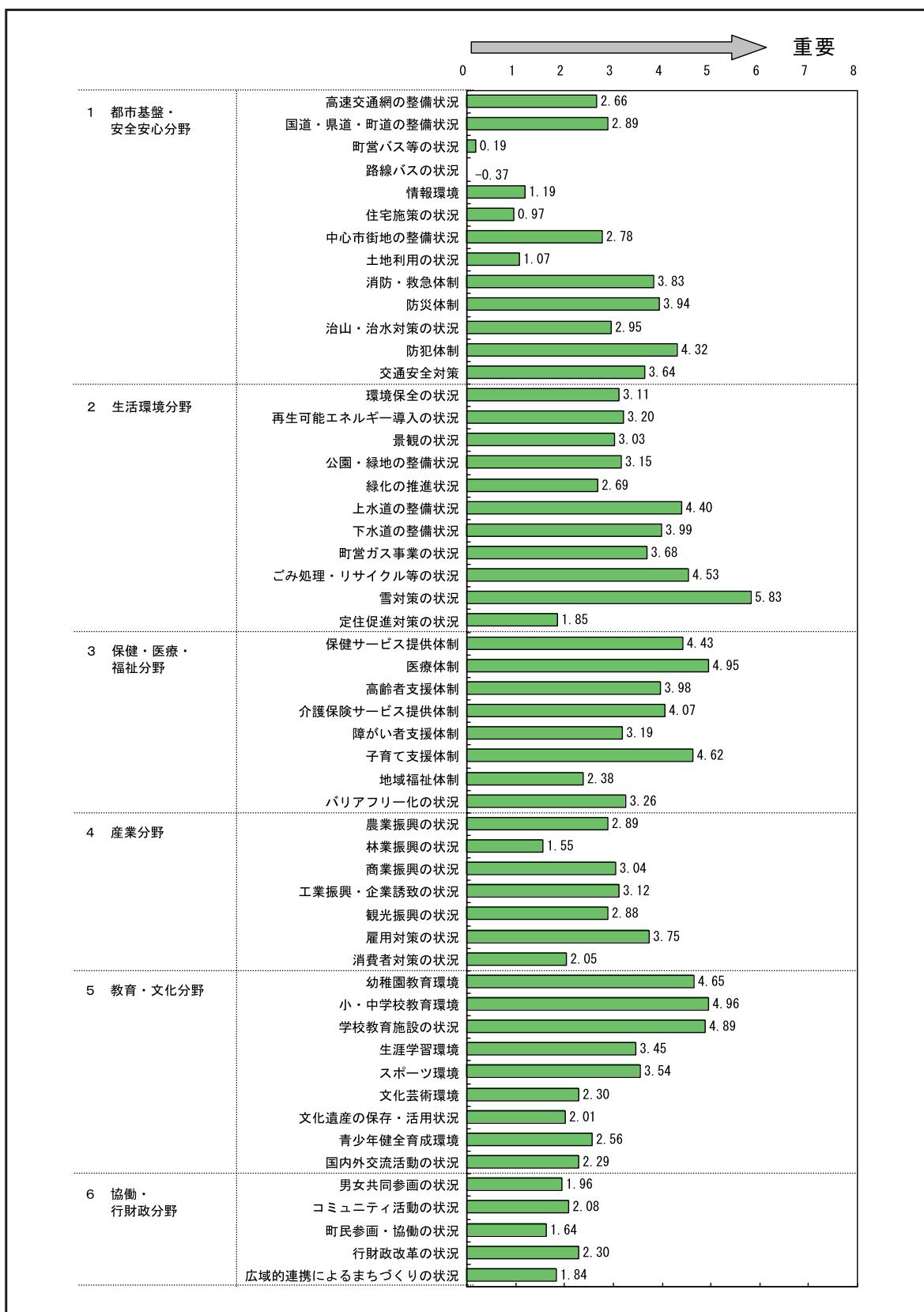
町の各環境についての重要度を探るため、満足度と同じ6分野53項目について、項目ごとに町民に評価してもらい、点数化しました。

その結果、重要度が最も高い項目は「雪対策の状況」で、次いで「小・中学校教育環境」、「医療体制」、「学校教育施設の状況」、「幼稚園教育環境」、「子育て支援体制」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「保健サービス提供体制」、「上水道の整備状況」、「防犯体制」などの順となっています。

全体的にみると、雪対策や医療体制とともに、幼稚園や小・中学校の教育環境・施設、子育て支援体制など、“子ども”に関する項目が重視されており、特徴的な結果となっています。

また、分野ごとにみると、保健・医療・福祉分野の重要度が最も高く、次いで生活環境分野、教育・文化分野、産業分野、都市基盤・安全安心分野、協働・行財政分野の順となっています。

(単位：評価点)



④ 今後のまちづくりの特色（町民・中学生）

●望むまちづくりの特色

【町 民】

- 第1位 健康・福祉のまち
- 第2位 子育て・教育のまち
- 第3位 快適住環境のまち
- 第4位 環境・エネルギーのまち
- 第5位 田園空間のまち

【中学生】

- 第1位 快適で安全・安心に暮らせるまち（快適住環境のまち）
- 第2位 自然や環境にやさしいまち（環境・エネルギーのまち）
- 第3位 みんなで助け合うやさしいまち（町民参画・協働のまち）
- 第4位 子どもの保育や教育が充実したまち（子育て・教育のまち）
- 第4位 文化・スポーツ活動がさかんなまち（生涯学習・文化のまち）

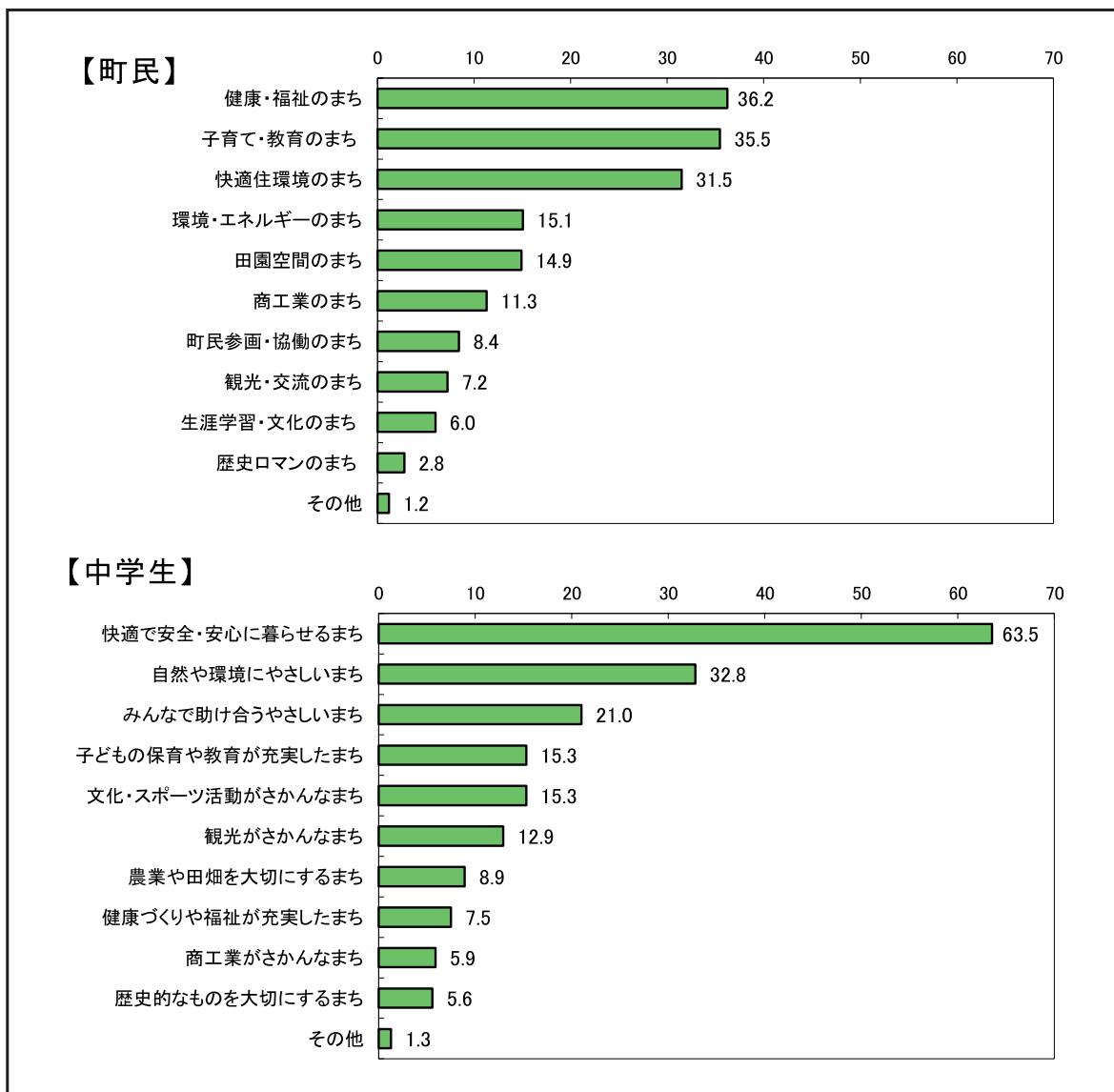
今後、本町をどのような特色のあるまちにすべきかについてたずねたところ、町民については、「健康・福祉のまち」が第1位、「子育て・教育のまち」が第2位、「快適住環境のまち」が第3位で、これらは他を引き離して代表的な回答となっており、“保健・医療・福祉の充実”と“子育て・保育・教育環境の充実”、“快適で安全・安心な住環境の整備”に町民の関心が集まっていることがうかがえます。

年齢別でみると、20代・30代では「子育て・教育のまち」が第1位となっており、これら若い世代では、“子育て・保育・教育環境の充実”を望む声が非常に強くなっています。

また、中学生については、「快適で安全・安心に暮らせるまち（快適住環境のまち）」が他を大きく引き離して第1位、「自然や環境にやさしいまち（環境・エネルギーのまち）」が第2位、「みんなで助け合うやさしいまち（町民参画・協働のまち）」が第3位で、“快適で安全・安心な住環境の整備”を中心に、“自然の保護や環境の保全”、“町民の参画・協働”に中学生の関心が集まっており、特に“環境”が重視されていることがうかがえます。

今後のまちづくりの特色（複数回答）

(単位：%)



(2) 「まち未来提案会議」の提案

本会議は、平成26年6月に、公募を含む町民代表者と役場職員の計24人によって組織され、東北公益文科大学教授の指導・助言を受けながら、約半年間にわたって会議やワークショップを開催し、平成26年11月に、「第2次庄内町総合計画の策定に係るまち未来提案会議の提案書」をとりまとめました。

この提案書から、主要な内容を抜粋すると、次のとおりです。

「まち未来提案会議」の提案（提案書から抜粋）

基本理念への提案

◆基本理念における3つの柱

- 『参画と協働』……… 町民、町、町議会がお互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え方を合わせ、課題の解決に当たり、よりよい町をつくる。
- 『公 益』…………… 自分の為だけでなく、支え合い、助け合い、思いやり、町民みんなの幸せのために行動する人へと育ちあい、誇りのもてる町をつくる。
- 『自 立』…………… 人口減少、超高齢社会が危惧されるなかで、誰からも愛され住み続けられる町づくりを進め、政策的にも財政的にも自立した活力のある町を未来に引き継ぐ。

将来像への提案

◆まち未来提案会議が提案する将来像

日本一 住みやすいまち 庄内町 ~未来へつなぐ笑顔と誇り~

◆町の将来像における4つのキーワード

- 『未来へつなぐ』… これからの中内町を担う子どもたちや若者は勿論、将来この町に関わる全ての方々に、この魅力あふれる素敵な中内町を引き継いでいきたいという願いを込めました。
- 『笑 顔』…………… 年齢や性別を問わず、町民一人ひとりが、楽しく生きがいをもって健康的な生活が送れるようにという願いを幸せの象徴となる笑顔に込めました。
- 『自 然』…………… この豊かな自然の恵みによって培われた私たちの人柄や風情、伝統文化は私たちの誇りです。すべての源となったこの大自然を永久に残していくという願いを込めました。
- 『住み続けたい』… 支え合いや人との結びつきにより、まち全体の輪が生まれます。町民それぞれがまちの良さを知り、活かすことにより、今より更に、住み心地の良い町になるようにという願いを込めました。

4. 新たなまちづくりへの主要課題

本町では、これまで「日本一住みやすい、住み続けたい町」の実現に向け、様々な取り組みを積極的に進めてきましたが、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力と魅力あふれる町をつくっていくためには、雇用の場の確保や住宅・住環境の整備、定住・移住の支援などの「職」・「住」に関する直接的な取り組みだけではなく、人にやさしい保健・医療・福祉環境の整備や特色ある教育・文化環境の整備、快適で安全・安心な生活環境・基盤づくり、活力ある産業の育成など、様々な分野における取り組みを一体的に進め、総合的なレベルアップを図らなければなりません。

こうしたことを踏まえ、本町の特性・資源や時代の流れを勘案するとともに、町民ニーズの反映を特に重視し、新たなまちづくりへの主要課題をまとめると、次のとおりです。

1

急速に進む少子高齢化を踏まえた、子育て支援体制、保健・医療・福祉体制の充実

少子高齢化が急速に進む中、保健・医療・福祉の充実を求める町民の声が特に強く、「健康・福祉のまち」が今後のまちづくりの特色の第1位になっているほか、『保健・医療・福祉分野』が分野ごとの重要度の第1位にあげられています。

また、若い世代を中心に、子育て環境や保育環境の充実を求める声も強く、20代・30代では、「子育て・教育のまち」が今後のまちづくりの特色の第1位になっています。

このため、充実した子育て環境、保健・医療・福祉環境を生かし、子育て支援体制、保健・医療・福祉体制の一層の充実を図り、子どもを安心して生み育てることができるまちづくり、町民だれもが健やかで安心して暮らせるまちづくりをさらに進めていく必要があります。



あそぼの日お楽しみ会

2

「よりよい生き方や志を求め、自立し、地域社会を支える人づくり」を目指す教育行政の充実

教育再生の時代を迎え、教育に対する人々の関心がさらに高まる中、子どもの教育環境の充実を求める町民の声が非常に強く、「子育て・教育のまち」が今後のまちづくりの特色の第2位になっている（20代・30代では第1位）ほか、「小・中学校教育環境」、「学校教育施設の状況」、「幼稚園教育環境」が項目ごとの重要度の上位（第2・4・5位）を占めています。

また、少子化に伴い、教職員不足や放課後に子どもが友達と遊ぶ機会が減り、たくましさや社会性が育ちにくいなどの課題があります。道徳心や思いやりの心を育て、いじめを防ぐことも重要な課題です。さらに、安全・安心な教育施設の整備や、学校の適正規模の検討も必要です。

このため、町の豊かな自然や文化を生かし、地域と学校、家庭が一体となって、教育を支えるまちづくりを推進するとともに、そのつながりの中で、町民がよりよい生き方を求め、志（夢）や生きがいを持って意欲的に学び続ける環境づくりを進める必要があります。さらに、相手の立場を思いやり、人や社会に役立とうとする共生の心を育成していく必要があります。

3

環境の保全と安全性の向上を重視した、住みたくなる生活環境づくり

環境・エネルギーの時代、安全・安心の時代が到来し、環境保全や危機管理に対する人々の関心がさらに高まる中、快適で安全・安心な住環境の整備を求める町民の声が強く、「快適住環境のまち」が今後のまちづくりの特色の第3位になっているほか、『生活環境分野』が分野ごとの重要度の第2位にあげられています。また、「雪対策の状況」が項目ごとの重要度の第1位になっています。

さらに、中学生では“環境”が特に重視されており、「快適で安全・安心に暮らせるまち（快適住環境のまち）」、「自然や環境にやさしいまち（環境・エネルギーのまち）」が今後のまちづくりの特色の第1・2位を占めています。

このため、豊かな自然を誇る町として、またエネルギーの先進地として、環境保全を重視した持続可能なまちづくりをさらに推進するとともに、消防・防災・防犯体制の充実を

はじめ、安全性の一層の向上を図り、住みたくなる生活環境づくりを進めていく必要があります。

4

基幹産業である農業の振興と6次産業化をはじめとする、新たな時代の活力ある産業の育成

地方の産業・経済が依然として厳しい状況にある中、本町においても、各産業を取り巻く情勢は厳しく、産業に関する項目全般に対する町民の満足度が非常に低くなっているほか、『産業分野』が分野ごとの満足度の最下位になっています。

しかし、産業振興は、地域経済の発展はもとより、人々の定住・移住を促進する最も重要な要素の一つであり、柔軟かつ果敢に挑戦していかなければなりません。

このため、特色ある農業の町としての特性等を生かし、農業の振興と6次産業化を重点的に進めていくとともに、商工業の活性化、多彩な地域資源を生かした観光・交流の促進を図り、新たな時代の活力ある産業の育成を進めていく必要があります。

5

町の持続的発展を見据えた、便利で安全な都市基盤づくり

人々の定住・移住を促しながら、今後も本町が持続的に発展していくためには、これまでみてきた子育て支援体制や保健・医療・福祉体制の充実、教育・文化環境の充実、生活環境の整備、産業の育成はもとより、それを支える便利で安全な都市基盤づくりが必要です。

このため、庄内地域の中央に位置する交通の要衝としての恵まれた交通・立地条件をさらに生かす視点に立ち、計画的な土地利用を推進しながら、定住基盤となる住宅の整備や人・物・情報の交流を一層促進する道路・交通・情報ネットワークの整備など、便利で安全な都市基盤づくりを進めていく必要があります。

6

自立力の強化に向けた、参画と協働のまちづくり、さらなる行財政改革の推進

限られた財源を有効に活用し、地方分権・地方創生の時代に即した魅力的で自立した町を創造し、将来にわたって持続的に経営していくためには、町民や町民団体をはじめとする多様な主体の力を結集するとともに、行財政運営のさらなる効率化を進め、町全体の自立力を強化していく必要があります。

また、中学生では、多くの町民が参画・協働するまちづくりを望む声が強く、「みんなで助け合うやさしいまち（町民参画・協働のまち）」が今後のまちづくりの特色の第3位になっています。

このため、町民や町民団体、N P O、民間企業等の参画を一層促進し、知恵と力を合わせた協働のまちづくりを進めていくとともに、行財政運営のあり方を常に点検・評価しながら、さらなる行財政改革を進めていく必要があります。

第 2 編

基 本 構 想

庄内町が目指す姿

1. 新たなまちづくりの基本理念

序論に基づき、新しいまちづくりを進める上で、すべての分野において尊重する基本理念を次のとおり定めます。

挑 战

人口減少や少子高齢化などの直面する重要な課題に町一体となって果敢に立ち向かい、「日本一住みやすい、住み続けたい町」としてのさらなるレベルアップに挑戦するまちづくりを進めます。

参画・協働

町民、町民団体、民間企業、行政、議会が、ともに考え方を合わせ、参画と協働のまちづくりを進めるとともに、これを原動力に、自らの力で自らの未来を拓く、自立したまちづくりを進めます。

公 益

他を思いやり、自分だけではなく社会のために役立とうとする公益の心や活動を守り育て、自然を大切にするとともに、すべての町民が支え合い助け合うまちづくりを進めます。

2. 将来像

将来像は、本町が10年後に実現すべき姿を内外に示すものであり、それは、庄内町らしさをより一層生かしたまちづくりの象徴となるものです。

序論及び新たなまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、すべての分野にわたって、豊かな自然や特色ある農業をはじめとする本町の特性・資源を最大限に生かしながら循環型社会を形成し、「日本一住みやすい、住み続けたい町」のさらなるレベルアップに挑戦するまちづくり、多様な主体の参画・協働による自立したまちづくり、公益の心に基づく支え合い助け合うまちづくりを進め、すべての町民が住み続けたくなる、訪れた人が住みたくなる、庄内地域の中央に光る日本一住みやすいまちを創造し、暮らしや文化に支えられ誇りを持って未来へつないでいくという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。

人と自然が輝き合う 日本一住みやすいまち 庄内町 — 未来へつなぐ笑顔と誇り —

3. 人口の目標

平成22年の国勢調査によると、本町の総人口は23,158人で、これまで減少傾向で推移していました。

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に行った人口予測によると、本町の人口は、今後も減少を続け、本計画の目標年度である平成37年度には、18,591人程度になることが予測されています。

しかし、本町の将来を展望すると、本計画と総合戦略を総合的かつ積極的に推進することによって、人口減少率が低下し、予測結果を上回る人口の確保を目指すべきと考えられ、平成37年度の人口の目標を次のとおり定めます。

19,000人

なお、年齢3区分別の人口や総世帯数、1世帯当たり人員は、次のとおり設定することとします。

人口と世帯の目標

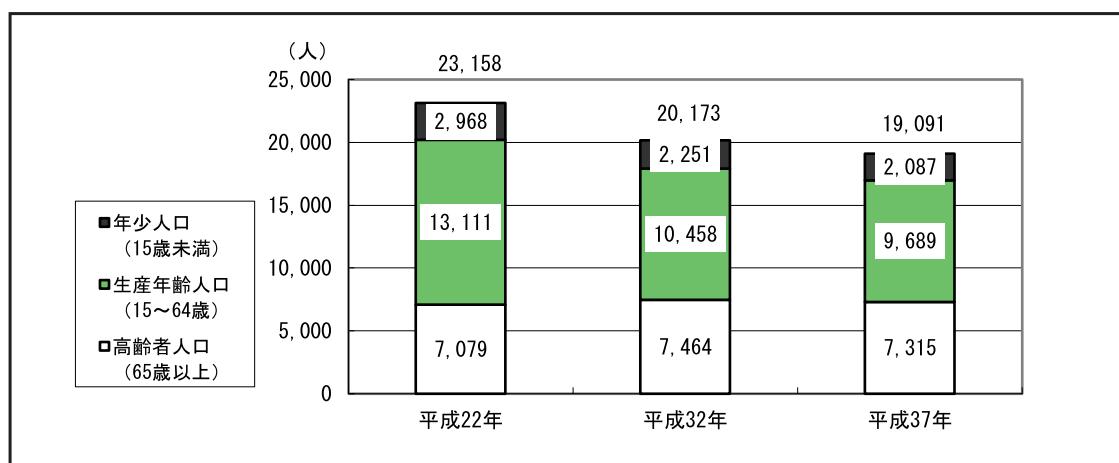
●総人口・年齢3区分別人口・総世帯数・1世帯当たり人員 (単位:人、%、世帯)

項目	年 平成22年	年 平成32年	年 平成37年
総人口	23,158	20,173	19,091
年少人口 (15歳未満)	2,968 (12.8)	2,251 (11.2)	2,087 (10.9)
生産年齢人口 (15~64歳)	13,111 (56.6)	10,458 (51.8)	9,689 (50.8)
高齢者人口 (65歳以上)	7,079 (30.6)	7,464 (37.0)	7,315 (38.3)
総世帯数	6,648	6,445	6,428
1世帯当たり人員	3.48	3.13	2.97

注) 平成22年は実績値。目標値は、複数の予測結果をもとに本町の将来を展望して設定したものである。

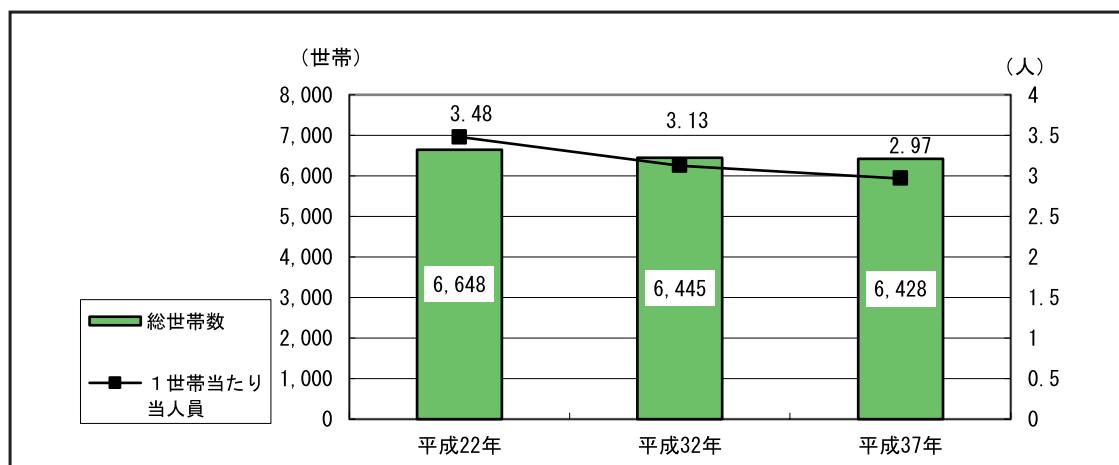
●総人口・年齢3区分別人口

(単位:人)



●総世帯数・1世帯当たり人員

(単位:世帯、人)



4. 土地利用の方針

土地は、町民の生活や生産等のあらゆる活動の共通の基盤であり、現在及び将来にわたって限られた貴重な資源です。このため、町の発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していく必要があります。

豊かな自然環境と町民生活、産業活動とが調和した良好な地域環境の形成を図り、将来像を実現するため、主要な区域の土地利用にかかる基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 居住区域

① 市街地区域

余目都市計画区域や狩川地区の市街地については、快適で安全・安心な居住空間としての機能をはじめ、商業機能や保健・福祉機能、教育・文化・スポーツ拠点機能、行政拠点機能などの多様な生活拠点機能や観光・交流機能の強化、また、老朽化した市街地の更新による土地利用を進め、定住・移住の促進及び人々が集う魅力ある市街地環境づくりに努めます。

② 集落区域

水田や森林と共に存する集落については、豊かな田園環境・自然環境と共生する快適でゆとりある居住環境の創出や観光・交流資源としての活用に向けた土地利用を進め、定住性の強化に努めます。

(2) 工業拠点区域

既存の庄内臨空工業団地あまるめ、庄内町工業団地たちかわ、都市計画区域における準工業地域及び新たに整備検討を行う工業団地については、工業拠点区域として位置づけ、既存企業の振興と新規企業の誘致に向けた土地利用を進め、雇用の創出と経済の活性化に努めます。

(3) 農業区域

北西部を中心に広がる農地については、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、整備された優良農地の保全及び有効活用を進め、本町の基幹産業を支える生産性が高く、生態系の保全やエネルギー利用など多面的価値を有する農地として長期的に利用していきます。

(4) 森林区域

南部を中心に広がる森林については、将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止などの多面的機能が持続的に発揮されるよう、計画的な森林整備を促進するとともに、自然環境の保全に十分留意しながら、観光・交流の場としての利用を進めます。

第2章

計画の体系と施策の方針

1. 計画の体系

将来像の実現に向けた新たな計画の体系を、アンケート調査の結果等を踏まえて次のとおり定めます。



2. 施策の方針

(1) 健やかでやさしい健康・福祉のまち

- ① 子育て支援
- ② 高齢者支援
- ③ 障がい者支援
- ④ 地域福祉
- ⑤ 保健・医療
- ⑥ 社会保障



① 子育て支援

「子育て応援日本一の町づくり宣言」に基づき、子どもを安心して生むことができ、育てやすいまちづくりをさらに進めるため、新たな保育所の整備促進及び子育て支援センター機能の強化を図り、保育サービスの充実や子育てに関する相談・学習・交流の場の充実を進めるとともに、学童保育の充実や経済的支援の推進、児童虐待の防止など、多様な取り組みを一体的に推進し、町全体で子育てを応援する体制の一層の充実を図ります。

② 高齢者支援

高齢化が急速に進む中、高齢者が自立し、元気で生きがいを持って暮らせるよう、また、介護が必要な状態になっても適切なサービスを受けながら安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム^{※8}の実現の視点に立ち、介護予防、社会参加・生きがいづくりに向けた施策を推進するとともに、生活を支援するための福祉サービスや介護保険サービスの提供体制の充実に努めます。

用語解説 ※8 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まい等のサービスを包括的に提供する仕組み。

③ 障がい者支援

障がい^{*9}のある人もない人も、だれもがともに支え合い、自立して自分らしく安心して暮らせるよう、生活を支援するための相談支援体制や福祉サービスの提供体制の充実、障がい者の社会参加と自己実現、町民へのノーマライゼーション^{*10}の理念の浸透に向けた施策を推進します。

④ 地域福祉

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民がお互いに支え合い、安心して暮らせるよう、福祉団体や福祉ボランティア、地域住民等による見守り活動・生活支援活動など、地域で支え合う活動の促進に努めるとともに、だれもが安全に安心して暮らせるよう、バリアフリー^{*11}のまちづくりを進めます。

⑤ 保健・医療

町民が健康寿命^{*12}を延ばし、生涯にわたって健やかで心豊かに暮らせるよう、胃がんなどがんが比較的多い地域性も踏まえながら、食生活や運動などの生活習慣の改善に向けた町民の自主的な健康づくり運動の促進や健康診査・指導等の推進をはじめ、きめ細かな保健サービスの提供を図ります。

また、安心できる医療の確保に向け、町内の医療機関との連携や広域的連携のもと、地域医療体制及び救急・休日・夜間の医療体制の維持・充実に努めます。

⑥ 社会保障

町民が健康を維持し、不安のない老後の生活を送れるよう、国民健康保険や後期高齢者医療、国民年金、生活保護などの社会保障制度の周知徹底及び適正運用を図ります。

用語解説 ^{*9} 本計画においては「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名、例規の名称、法令からの抜粋、すでに存する計画名、固有名詞についてはそのままの表記とします。

^{*10} 年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。

^{*11} 段差の解消をはじめ、物理的・心理的な障壁（バリア）を取り除くこと。

^{*12} 介護が必要な状態にならないで自立して生活できる期間。

(2) よりよい生き方を求め、ともに学び合う教育のまち

- ① 幼稚園・学校教育
- ② 社会教育
- ③ 青少年健全育成
- ④ スポーツ
- ⑤ 文化芸術・文化財
- ⑥ 国内外交流



① 幼稚園・学校教育

「庄内町の子ども像」や「庄内町教育振興基本計画」の具現化に努めます。庄内町教育振興基本計画では「よりよい生き方や志を求め、自立し、地域社会を支える人づくり」を目標に、「生き方・学び・共生」を目指す人間像とし、よりよい生き方や、つながりを重視していきます。

家庭・学校・地域・行政が一体となって諸課題の解決に努め、総合的な学力、思いやりの心、人や社会に役立とうとする共生の心を育みます。さらに、子どもたちが意欲を持って楽しく学ぶための環境づくりや、学校施設などの整備充実や適正規模の検討を進めます。

② 社会教育

町民一人一人が生涯にわたって楽しく意欲的に学び続け、充実した人生を送り、その成果が地域社会に生かされるよう、公民館等の整備充実を進めながら、町民の学習ニーズや時代の要請に即した学習機会の提供を図るとともに、学校との連携により地域社会が一体となり社会教育を推進する取り組みを進めます。

また、よりよい読書環境づくりに向け、図書館整備のあり方について検討を進め、それに基づく取り組みを推進するとともに、子どもの読書活動の促進に向けた取り組みを進めます。

③ 青少年健全育成

青少年が明日の地域社会を支える人材として心身ともに健やかに成長していくことができるよう、家庭・学校・地域の連携強化のもと、健全な社会環境づくりや青少年の体験・交流活動、ボランティア活動への参加促進、家庭・地域の教育力の向上に向けた取り組みを進めます。

④ スポーツ

子どもから高齢者まで、町民だれもが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備充実を進めるとともに、総合型地域スポーツクラブや体育協会をはじめ、関係諸団体との連携を強化しながら、生涯スポーツの推進及び競技力の向上を図り、年齢や体力に応じた多様なスポーツの普及に努めます。

⑤ 文化芸術・文化財

豊かでうるおいのある暮らしづくりと魅力・活力あるまちづくりに向け、文化創造館「響ホール」の整備充実を進めるとともに、響ホール事業推進協議会や芸術文化協会への支援に努めながら、町民主体の文化芸術活動の促進や魅力ある文化芸術にふれあう機会の提供に努めます。

また、本町の歴史や風土とともに育まれてきた暮らしや文化財、民俗芸能の保存・伝承・活用、資料館の整備充実に努めます。

⑥ 国内外交流

国際化に対応したまちづくり、他地域との交流による地域活性化や人材育成に向け、国際交流協会等への支援に努めながら、町民主体の国際理解・交流活動等の促進、外国人が住みやすいまちづくりを進めていくとともに、友好町である宮城県南三陸町との交流及び復興支援の充実、東京庄内会との交流の充実に努めます。

(3) 美しく安全・安心な生活環境のまち

- ① 新エネルギー
- ② 環境衛生
- ③ 上・下水道
- ④ ガス
- ⑤ 公園・緑化
- ⑥ 消防・防災
- ⑦ 交通安全・防犯
- ⑧ 雪対策



① 新エネルギー

再生可能エネルギー・省エネルギーの先進地として、低炭素・循環・自然共生等を基本とする持続可能なまちづくりを進めるため、風力をはじめバイオマス^{*13}や太陽光などの再生可能エネルギーの利活用の一層の展開、町民主体の省エネルギー活動の促進等に努めます。

② 環境衛生

豊かな自然を誇る町として、環境保全を重視したまちづくりを進めるため、自然環境の保全はもとより、町民や事業所などにおける環境配慮行動や自主的な環境保全活動の促進、公害の防止等に努めます。

また、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向け、酒田地区広域行政組合による広域的なごみ・し尿処理体制の充実を図るとともに、町民・事業者の意識啓発を行いながら、自主的な3R運動^{*14}の促進、不法投棄の防止等に努めます。

用語解説 *13 再生可能な、生物由来の有機性資源。

*14 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

③ 上・下水道

安全・安心な水道水を安定的に供給するため、簡易水道の上水道への事業統合を円滑に進めるとともに、配水管等の水道施設・設備の整備充実や水質管理の充実を図ります。

また、快適な生活環境づくりと河川等の水質保全に向け、公共下水道施設及び農業集落排水施設の適正管理と未接続世帯の接続の促進に努めるとともに、合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

④ ガス

都市ガスを安全にかつ安定的に供給するため、ガス管等のガス供給施設・設備の整備充実を図るとともに、ガス事業の健全経営に努めます。

⑤ 公園・緑化

町民のいこい・交流の場、子どもの遊び場、災害時の避難場所として、公園施設の整備充実や適正な管理運営などに努めるほか、花と緑あふれる快適な環境づくりに向け、町一体となって、花のまちづくりや緑化を推進します。

⑥ 消防・防災

全国各地における大規模災害の教訓を踏まえ、酒田地区広域行政組合による広域的な常備消防・救急体制及び消防団の充実を図るとともに、町民の防火・防災意識の啓発や自主防災体制、災害時の情報連絡体制の強化、防災資機材等の備蓄、避難行動要支援者^{※15}の避難支援体制の充実、さらには治山・治水対策や危険空家対策の促進など、総合的な消防・防災・減災体制の確立に努めます。

用語解説 ※15 高齢者や障がい者、乳幼児など避難の際に特に支援する必要がある人。

⑦ 交通安全・防犯

交通事故や犯罪のない住みよいまちづくりに向け、関係機関・団体との連携のもと、町民の交通安全意識の啓発や交通安全運動の推進、交通安全施設の整備充実に努めるとともに、町民の防犯意識の啓発や自主的な防犯・パトロール活動の促進、防犯灯の設置においては、環境に配慮したLED^{*16}灯の導入を推進します。

⑧ 雪対策

町民だれもが快適で安全・安心な冬期間の生活を確保するため、除雪機械の更新等による除雪体制の充実を図るとともに、高齢者世帯等の雪下ろしや除雪に対する支援を推進します。



元気な庄内町の子どもたち

用語解説 *16 発光ダイオード。白熱灯に比べて大幅な省エネルギーが可能。

(4) 豊かで活力に満ちた産業のまち

- ① 農林水産業
- ② 商工業・新産業
- ③ 觀光
- ④ 雇用対策
- ⑤ 消費者対策



① 農林水産業

基幹産業である農業の振興に向け、多様な担い手の育成・確保、ほ場整備や用・排水施設の整備・改修等による農業生産基盤の一層の充実を進めながら、安全で安心な日本一おいしい米と品質の高い花を中心とした売れる農産物づくりの一層の展開、農業・農村の6次産業化と食育・地産地消の取り組みの推進、循環型資源の活用による環境にやさしい農業の促進、さらには有害鳥獣対策の強化など、多面的な取り組みを一体的に推進します。

森林については、木材の生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止などの多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林組合との連携のもと、計画的な森林整備を促進します。

また、関係団体によるサケのふ化・稚魚放流を促進するほか、地域の特産品として、イワナの養殖を進めます。

② 商工業・新産業

人々が集う魅力と活気のある商店・商店街づくり、町経済の発展と雇用の場の創出に直結する工業の振興に向け、商工会と一体となって、これまで積極的に進めてきた商工業及び中心市街地の活性化に関する各種事業の継続と、新たな事業展開を図るとともに、起業家の育成・支援や企業誘致の推進、新工業団地の整備検討に努めます。

また、新産業創造館「クラッセ」を核に、農商工の連携強化や創業、組織化への支援に加え、加工特産品の開発・販売等を促進し、6次産業化及び新産業の創造を進めます。

③ 観光

月山山頂や平成の名水百選立谷沢川などの豊かな自然・歴史、食文化等を生かした体験・滞在交流型の観光機能の強化に向け、観光協会との連携のもと、既存観光・交流施設の整備充実やイベントの再編、グリーン・ツーリズムのさらなる展開など既存資源の一層の充実・活用を図ります。

また、日本一おいしい米の里としての豊かな食文化の発信、広域観光の推進、情報発信の強化、さらにはコンベンション^{※17}機能の強化など、多面的な取り組みを総合的に推進します。

④ 雇用対策

雇用機会の創出を図るため、上記の各種産業振興施策を通じて雇用の場の確保を目指すほか、事業所への雇用に関する支援、ハローワーク等の関係機関との連携や広域的連携による求人情報の提供や雇用に関する相談の実施、職業能力の開発に関する支援等を行います。

また、勤労者の福利厚生の充実や労働条件の改善を促進するための支援を行います。

⑤ 消費者対策

消費者の安全・安心な暮らしを守り、自立した消費者を育成するため、悪質商法や振り込め詐欺等による被害の未然防止と解消に向け、県消費生活センター等の関係機関との連携のもと、消費者への啓発や情報提供、相談の充実に努めます。

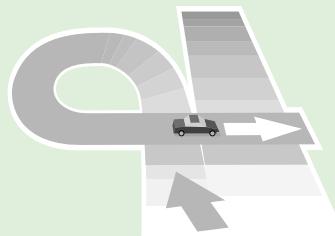


あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト In 庄内町

用語解説 ※17 大規模な集会や会議、大会。

(5) 未来への基盤が整ったまち

- ① 土地利用
- ② 住宅・定住促進
- ③ 道路・公共交通
- ④ 情報化



① 土地利用

現在及び将来にわたって限られた貴重な資源である土地を有効に利用し、町の一体的かつ持続的な発展を図るため、豊かな自然環境や農業環境の保全等に十分配慮しながら、適正な規制・誘導を行い、計画的な土地利用を推進します。

② 住宅・定住促進

定住・移住の促進と庄内町らしい魅力的でゆとりのある住生活の実現に向け、公営住宅の適正な維持管理・補修を計画的に推進するとともに、関係機関との連携のもと、中心市街地の活用や既存分譲地の販売促進、新たな分譲地の整備検討に努めます。

また、若者世帯の定住促進に向けた住宅取得への支援をはじめ、空家情報の提供や住宅建設・リフォームへの支援、婚活の支援など、本町が積極的に進めてきた定住促進施策を継続的に実施するとともに、定住・移住希望者のニーズを把握しながら、さらなる効果的な取り組みについて検討・推進します。

③ 道路・公共交通

道路の利便性・安全性のさらなる向上に向け、地域高規格道路新庄酒田道路をはじめ、日本海沿岸東北自動車道、国道・県道の整備を関係機関に積極的に要請し早期実現を目指します。

また、町道の整備とともに橋梁など道路ストック^{*18}の点検を実施し、長寿命化及び更新を進めます。

さらに、庄内地域全体の発展に向け、JR羽越本線の高速化、山形新幹線の庄内延伸を関係機関に積極的に要請していくとともに、町民生活や観光に欠かせない身近な交通手段として、民間路線バスの利便性・効率性の確保、町営バス及びデマンドタクシーの運行体制の充実に努めます。

④ 情報化

自治体経営の効率化や町民サービスの向上、地域活性化のための社会基盤として、これまでの取り組みを生かした行政内部の情報化を一層推進するとともに、町全域に整備された光ファイバケーブルを利活用した多様な情報サービスの提供や公衆無線LAN^{*19}環境の整備など、電子自治体の構築及び町全体の情報化を一体的に推進します。



若者定住促進住宅

用語解説 *18 トンネル、橋梁、歩道橋、道路照明灯、付属施設などの道路構造物。

*19 無線通信システムを利用してインターネットへの接続を提供するサービス。

(6) みんなでつくる自立したまち

- ① 男女共同参画
- ② コミュニティ
- ③ 町民参画・協働
- ④ 行財政運営



① 男女共同参画

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画意識の浸透やDV^{※20}等の暴力防止に向けた意識啓発の推進をはじめ、職場における男女共同参画の環境整備の促進、審議会への女性の登用など政策・方針を決定する場への男女の参画促進など、意識づくりや条件整備を進めます。



夏宵まつり

② コミュニティ

自主的かつ自立的な魅力ある地域づくり、支え合い助け合う地域づくりに向け、自治会や学区・地区等の自主的な活動や集会施設の整備に対する支援を継続的に実施するとともに、より活発な活動が展開できるよう、支援施策の内容充実を検討・推進します。

用語解説 ※20 ドメスティックバイオレンス。親しい男女間における暴力行為。

③ 町民参画・協働

町民や町民団体、NPO、民間企業等の多様な主体がともに公共を担う参画と協働のまちづくりをさらに進めるため、「庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例」に基づき、広報・広聴活動の充実による情報共有の一層の推進をはじめ、町の計画づくりや公共施設の管理、公共サービスの提供等への参画・協働の促進、新たなまちづくり団体やNPOの育成など、町民参画・協働体制の強化を図ります。



あまるめ秋まつり

④ 行財政運営

限られた財源を有効に活用し、地方分権・地方創生の時代に即した魅力的で自立した町を創造し、将来にわたって持続的に経営していくため、財政コストの削減に向けた財政運営の健全化をはじめ、行政評価の充実や事務事業の見直し、組織・機構の再編、人材の育成など、さらなる行財政改革を推進します。

また、防災拠点機能の強化と町民サービスの向上に向け、新庁舎の整備を進めるとともに、財政負担の軽減や最適な施設配置に向け、公共施設の総合的・計画的な管理を推進します。

さらに、効率的な行政運営の推進に向け、民間活力の導入や周辺自治体との共同事業を引き続き推進するとともに、圏域全体で生活に必要な機能を確保し、人口定住を促進していくため、庄内南部及び北部における定住自立圏^{※21}の形成に関する取り組みを推進します。

用語解説 ※21 定住自立圏とは、圏域の中心市と連携市町が相互に役割分担し、圏域全体の活性化を図ることを目的とした広域行政の新たな取り組みであり、庄内南部では、中心市である鶴岡市が連携市町である三川町・庄内町と平成24年10月に協定を締結し、庄内北部では、中心市である酒田市が連携市町である遊佐町・庄内町・三川町と平成26年12月に協定を締結した。

重点構想

将来像の実現のためには、「第2章 計画の体系と施策の方針」に基づき、施策分野ごとの取り組みを総合的に推進していくことが基本になりますが、ここでは、人口減少に歯止めをかけ、活力と魅力あふれる町をつくるため、選択と集中の視点に立ち、分野横断的な対応等により町一体となって特に重点的に取り組む「重点構想」を定めました。

これら「重点構想」を構成する施策については、基本計画（前期基本計画・後期基本計画）の中に主要施策として重点的に盛り込むとともに、実施計画で具体的な事業化を進めしていく中で、重点事業として抽出・設定し、限られた財源の重点配分を図り、積極的に推進していきます。

重点構想

1

テーマ
産業活力

産業活力日本一のまちづくり構想

活力あふれるまちづくりと雇用の場の創出を目指し、『産業活力』をテーマに、「日本一おいしい米づくり」と「世界一品質の高い花づくり」を柱とした農業の振興、「クラッセ」を核とした6次産業化、商工業の活性化、観光の振興等に向けた取り組みを重点的に推進します。



2

テーマ
子育て・教育

子育て・教育日本一のまちづくり構想

「子育て応援日本一の町づくり宣言」を踏まえ、『子育て・教育』をテーマに、町全体で子育てを応援する体制の充実、「庄内町の子ども像」や「庄内町教育振興基本計画」の具現化と明日の地域社会を支える人材の育成を目指した学校教育の推進、青少年の育成など家庭・学校・地域・行政が一体となった教育の推進等に向けた取り組みを重点的に推進します。



3

テーマ
健康長寿

健康長寿日本一のまちづくり構想

町民一人一人が健康寿命を延ばし、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らせるよう、『健康長寿』をテーマに、町民主体の健康づくり運動の促進をはじめとする保健サービスの充実、高齢者の介護予防の充実、生きがいづくり事業の推進、スポーツ活動の一層の促進等に向けた取り組みを重点的に推進します。



4

テーマ
安全・安心

安全・安心日本一のまちづくり構想

すべての町民が生命や財産を守り、安全に安心して暮らせるよう、『安全・安心』をテーマに、近年の大規模災害の教訓を踏まえた消防・防災・減災体制の確立、町民総参加の交通安全・防犯体制の充実、支え合い助け合う地域づくり等に向けた取り組みを重点的に推進します。



5

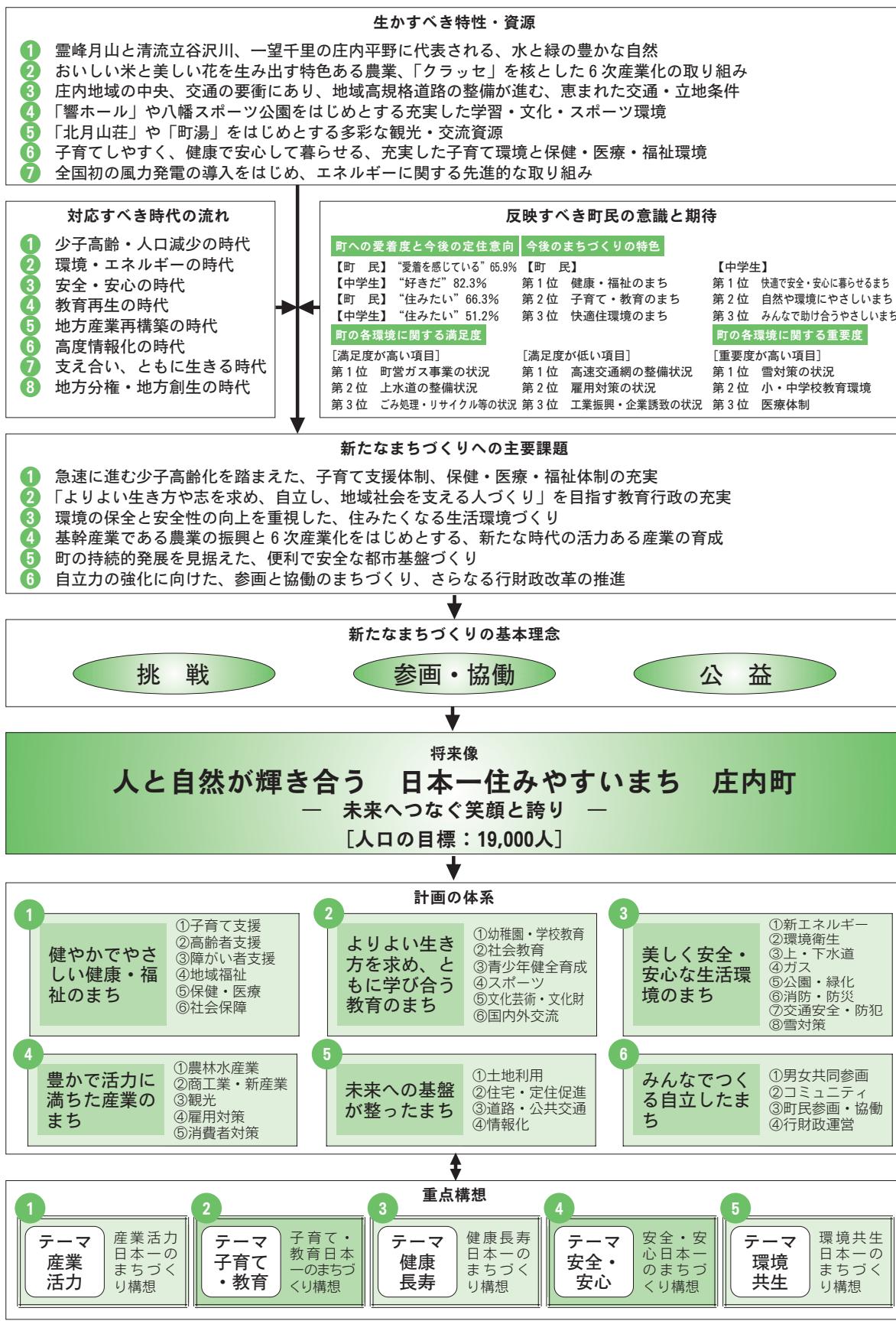
テーマ
環境共生

環境共生日本一のまちづくり構想

豊かな自然を誇る町、再生可能エネルギー・省エネルギーの先進地として、内外に誇りうる循環型の持続可能なまちづくりをさらに進め、未来へつないでいくため、『環境共生』をテーマに、再生可能エネルギーの利活用や環境衛生等に向けた取り組みを重点的に推進します。



第2次庄内町総合計画「庄内町みんなの未来計画」序論・基本構想の構成



第3編

基本計画

第1章

健やかでやさしい健康・福祉のまち

1－1 子育て支援

現状と課題

わが国では、出生数が年々減少し、少子化が深刻化しています。少子化は、高齢化とともに人口構造にひずみを生じさせ、将来の国民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

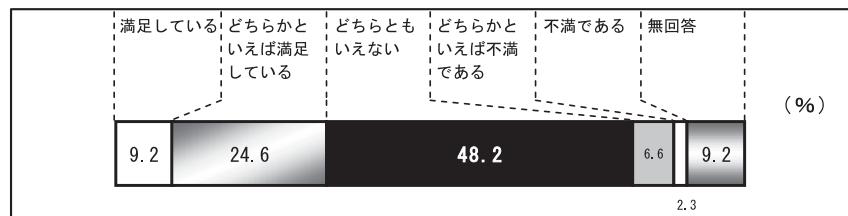
本町では、「子育て応援日本一の町づくり宣言」を行い、平成21年度に策定した「庄内町子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画後期計画）」に基づき、子育て支援センター事業や保育サービスの充実、子育て家庭への経済的支援の推進、各種の母子保健事業や児童虐待の防止に向けた取り組みの推進など、各種の子育て支援策を推進してきました。

しかし、本町の少子化は依然として国や県の水準を上回る勢いで進行し、町全体での少子化対策、子育て支援が重要な課題となっており、若い世代が安心して子育てができる環境づくりを町一体となって一層積極的に進めることができます。

このような中、本町では平成26年度に、国による子育て支援に関する制度の改正や、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「庄内町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援策を積極的に推進していく必要があります。

【子育て支援体制に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

1-1-1 子育て支援サービスの充実

子育て支援センター事業や放課後児童健全育成事業の充実、地域の特性やニーズに即した保育サービスの提供、保育料の軽減や子どもの医療費の無料化など、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

さらに、地域の子育て支援機能の強化を図るために新たな子育て世代包括支援センターの設置について検討します。

1-1-2 母親と乳幼児の健康の確保

母子の健康の確保・増進に向け、各種の健康診査や相談・指導等の推進、虐待予防や育児不安の軽減、小児期からの生活習慣病予防、事故防止などに努めます。

1-1-3 生活環境の整備

若者夫婦世帯の住宅取得及び若者定住促進住宅入居者に対する支援や、三世代世帯、新婚世帯、子育て世帯に対する「持家住宅祝金」・「住宅リフォーム祝金」制度の強化など、子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

1-1-4 職業生活と家庭生活の両立の支援

町民や企業に対する男女共同参画意識の普及、子育て生活と仕事が両立できる職場環境の整備を促進し、ワーク・ライフ・バランス^{※1}の実現を支援していきます。

用語解説 ※1 仕事と生活の調和。

1-1-5 要保護児童への対応

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の支援施策の推進、障がい^{※2}児施策の充実など、保護を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

主要事業

- | | |
|----------------|--------------|
| ■児童福祉支援事業 | ■子育て支援医療給付事業 |
| ■少子化対策事業 | ■母子保健事業 |
| ■子育て支援センター運営事業 | ■児童手当支給事業 |
| ■放課後児童健全育成事業 | ■障害児通所支援事業 |
| ■子育てお助け事業 | ■障がい児・者福祉事業 |
| ■子育て支援ネットワーク事業 | |

関連する個別計画

- 庄内町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
- 庄内町母子保健計画（第2次）（平成28年度～平成37年度）



むかし遊び

用語解説 ※2 本計画においては「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名、例規の名称、法令からの抜粋、すでに存する計画名、固有名詞についてはそのままの表記とします。

ベンチマーク（施策指標※3）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
出生数	人	138	130	125
合計特殊出生率※4	—	1.60 (平成25年)	1.65	1.65
保育所待機児童数	人	0	0	0
子育て支援センター設置箇所数	箇所	2	1	1
ファミリー・サポート・センター登録会員数	人	29	35	40
放課後児童クラブ実施箇所数	箇所	4	5	5
一時預かり事業実施箇所数	箇所	4	4	4

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援サービスを効果的に利用し、育児に関する不安や負担の軽減、子育てに関する知識の向上、仲間づくり等を行いましょう。 ●身近な子育て支援活動に参画しましょう。 ●母子保健事業等を効果的に利用し、母子の健康の確保に努めましょう。 ●児童虐待の発見・連絡等に協力しましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や団体は、身近な子育て支援活動を行いましょう。 ●地域において、児童虐待の発見・連絡等を行いましょう。 ●事業者は、従業員のワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境を整えましょう。

用語解説 ※3 施策・事業の成果・効果または直接的に生じる事業量・結果を数値で表したもの。

※4 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

1－2 高齢者支援

現状と課題

わが国では、世界に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、超高齢社会が到来しています。

特に本町では、国や県の水準を上回る勢いで高齢化が進み、平成26年4月現在の高齢化率は31.8%となっています。

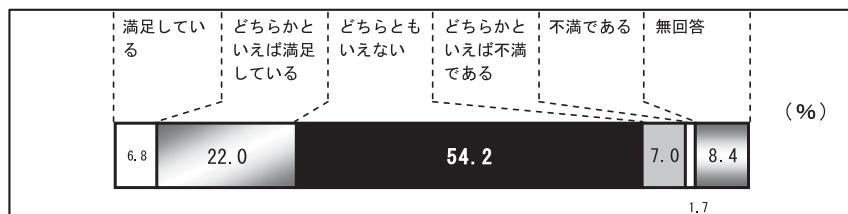
本町ではこれまで、介護保険法の改正等を踏まえ、地域包括支援センターの設置のもと、介護保険制度の適正運営をはじめ、社会参加・生きがい施策の推進、各種保健福祉サービスの提供など、町民ニーズに即した高齢者施策を推進してきました。

しかし、今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に本町の高齢化も加速していくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれるとともに、社会参加や生きがいづくりに関するニーズの増大も予想され、高齢者支援の充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

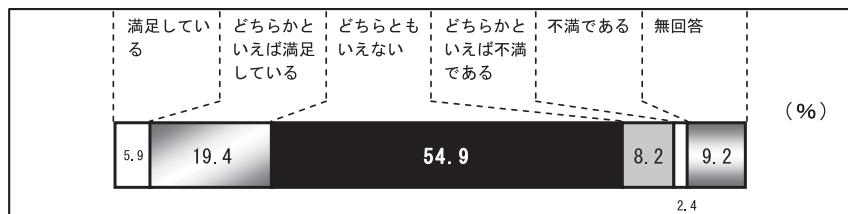
このような中、本町では平成26年度に、国による介護保険制度の改正や、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「庄内町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステム^{※5}の構築に向けた高齢者福祉・介護・認知症施策を着実に推進し、すべての高齢者が元気で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

【高齢者支援体制に関する町民の満足度】



【介護保険サービス提供体制に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

用語解説 ※5 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まい等のサービスを包括的に提供する仕組み。

施策の体系



主要施策

1-2-1 高齢者支援推進体制の充実

- ① 平成29年度からの新たな介護予防・日常生活支援総合事業の完全実施に向けた地域包括ケアシステムの体制整備を図ります。
- ② 高齢者の介護予防サービスの提供拠点となる地域包括支援センターの機能強化、関連施設・機能の整備・確保を図ります。
- ③ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の強化を図ります。

1-2-2 生きがい施策の推進

- ① すべての高齢者がスポーツ活動や趣味を楽しめるよう、スポーツ活動の促進や生涯学習講座の充実を図ります。
- ② 高齢者が生きがいを持って社会参加することができるよう、老人クラブ等の活動支援や世代間交流等の支援、シルバー人材センターの充実及び活用を図ります。

1-2-3 介護保険サービスの提供

- ① 要支援認定者を対象とした、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する予防給付を実施します。
- ② 要介護認定者を対象とした、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービス等

の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する介護給付を実施します。

1-2-4 地域支援事業の実施

- ① 高齢になっても住み慣れた地域で生活できるよう、町民自らが健康維持・介護予防への意識を持ち、地域、医療、福祉が連携した高齢者の社会参加と地域支え合いの体制づくりを推進します。
- ② すべての高齢者を対象に、自主的な介護予防活動の支援や、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした、地域リハビリテーション活動支援事業に取り組み、生活機能の維持・向上に向けた予防サービスを提供する介護予防事業を実施します。
- ③ 地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援業務、権利擁護業務、地域ケア会議等の充実を図ります。
- ④ 高齢者の安心な暮らしを支えるため、在宅医療・介護連携事業、認知症施策推進事業、生活支援サービスの体制整備等を行う新たな包括的支援事業を実施します。
- ⑤ 家族介護者の負担軽減と認知症高齢者の地域での生活支援のため、家族介護支援や認知症高齢者の見守り等を行う任意事業を実施します。

1-2-5 認知症対策の推進

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進するため、認知症サポーター^{※6}の養成・活用や、関係機関と連携した認知症の早期発見・予防・重度化の防止に向けた取り組みなど、認知症対策を推進します。

1-2-6 高齢者の暮らしの支援

生活上の支援が必要な高齢者を対象に、在宅生活の支援や養護老人ホーム等の入所支援をはじめとする各種福祉サービスの提供を図ります。

また、施設整備については、町民のニーズを把握しながら関係機関と連携して取り組みます。

主要事業

- | | |
|------------------|-----------|
| ■老人保護措置事業 | ■包括的支援事業 |
| ■介護給付事業・介護予防給付事業 | ■家族介護支援事業 |
| ■介護予防・日常生活支援総合事業 | ■在宅老人対策事業 |

用語解説 ※6 認知症の人や家族を見守る支援者。

関連する個別計画

- 庄内町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）
- 庄内町地域福祉計画（平成24年度～平成28年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
認知症サポーター養成講座実施回数	回	11	13	15
施設介護サービス利用件数	件	3,699	3,972	3,972
要介護新規認定率（対年度65歳到達者）	%	34.8	30	25
自立支援型地域ケア会議実施回数	回	0	24	36

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ●技術・知識・経験を生かし、老人クラブ等の活動や世代間交流、シルバー人材センターなどに参画しましょう。 ●介護保険サービスを効果的に利用し、重度化の防止等に努めましょう。 ●介護予防事業を効果的に利用し、要介護状態等にならないように努めましょう。 ●認知症サポーターとして、認知症の人を支える活動を行いましょう。 ●各種福祉サービスを効果的に利用し、在宅生活の充実に努めましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や団体において、高齢者の技術・知識・経験が生かせる場や機会をつくり、活動しましょう。 ●地域における高齢者の見守り体制を充実しましょう。 ●地域の高齢者が気軽に交流し、集える場所を提供しましょう。 ●事業者は、高齢者の状況やニーズに応じた適切なサービスを提供しましょう。

1－3 障がい者支援

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いの人格や個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。

平成26年4月現在、本町の身体障害者手帳所持者は1,144人、療育手帳所持者は186人、精神障害者保健福祉手帳所持者は134人となっています。

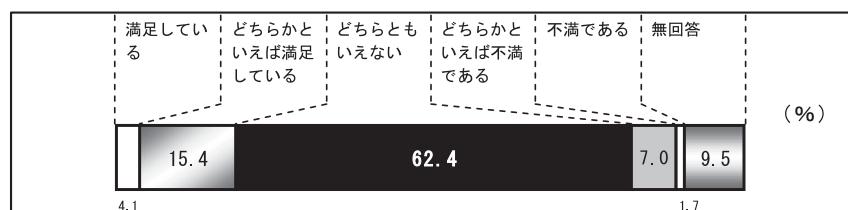
本町ではこれまで、ノーマライゼーション^{※7}の理念の浸透に向けた広報・啓発活動の推進や障がい福祉サービスの提供、就労や社会参加の支援など、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本町では平成26年度に、障害者総合支援法の施行などの国の動向や、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「庄内町障がい者計画（第2期改訂）^{※8}・庄内町障がい福祉計画（第4期）^{※9}」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、社会全体での共生を目指した障がい者支援施策を着実に推進し、だれもがともに支え合い、自立して自分らしく安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

【障がい者支援体制に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

用語解説 ※7 年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。

※8 障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定。「誰もが共に支え合い、自立して自分らしく、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念としている。

※9 障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制確保のために、国の定める基本指針に即して定めるものである。

施策の体系



主要施策

1-3-1 障がい者支援推進体制の充実

- ① 地域自立支援協議会の活用等により、相談支援体制の充実、関係機関・団体相互の連携・協力体制の充実を図ります。
- ② 障がい者計画・障がい福祉計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の強化を図ります。

1-3-2 保健・医療サービスの充実

医療機関等との連携のもと、障がいの発生予防、早期発見、早期治療・療育、機能回復訓練等の体制の充実に努めます。

1-3-3 障がい福祉サービスの充実

- ① 訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進します。特に、就労支援に関するサービスから一般就労への移行、施設入所から地域生活への移行に向けた体制の充実を促進します。
- ② 相談の支援や手話通訳者・要約筆記者の派遣、日常生活用具の給付をはじめとする地域生活支援事業を推進します。

1-3-4 障がい者の社会参加と自己実現の支援

障がい者が多くの人たちとふれあい、充実した生活を送れるよう、障がい者団体の活動支援やスポーツ・文化活動への参加促進等に努めます。

1-3-5 障がい及び障がい者に対する理解の促進

障がい及び障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念に立脚したまちづくりを進めるため、広報・啓発活動等を推進します。

主要事業

- 障がい児・者福祉事業
- 障害者総合支援事業
- 地域生活支援事業

関連する個別計画

- 庄内町障がい者計画（第2期改訂）（平成24年度～平成29年度）
- 庄内町障がい福祉計画（第4期）（平成27年度～平成29年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
介護給付費利用者数	人	81	90	100
訓練等給付費利用者数	人	118	135	145
障がい児利用者数	人	16	18	20
障がい福祉サービス事業所数	事業所	4	5	6
施設入所から地域生活へ移行した障がい者数	人	1	3	5
一般就労への移行者数	人	2	4	6

町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">●障がい者に対する理解や福祉意識を高め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。●各種福祉サービス等を効果的に利用し、可能な限り自立と社会参加に努めましょう。
地 域 団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none">●地域や団体は、町民の障がい者に対する理解や福祉意識の高揚に努め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。●事業者は、障がい者の状況やニーズに応じた適切なサービスを提供しましょう。●事業者は、障がい者の雇用拡大に努めましょう。



雪灯籠まつり

1－4 地域福祉

現状と課題

少子高齢化・核家族化の進行等により家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭の介護力や地域における互助機能の低下が指摘されています。

このような中、多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけではなく、住民や住民団体をはじめ、多くの主体が自主的に参画する地域福祉の仕組みづくりが必要です。

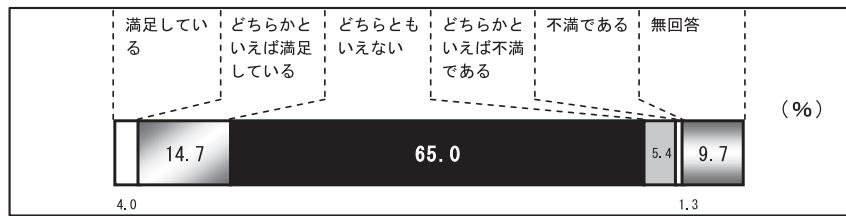
本町では、社会福祉協議会が、地域福祉の推進を図ることを目的に、各種福祉・介護サービスを提供しているほか、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくりを行っています。

また、民生委員・児童委員が、町民からの相談に応じたり、町民が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送れるよう支援することによって、だれもが安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指して活動しています。

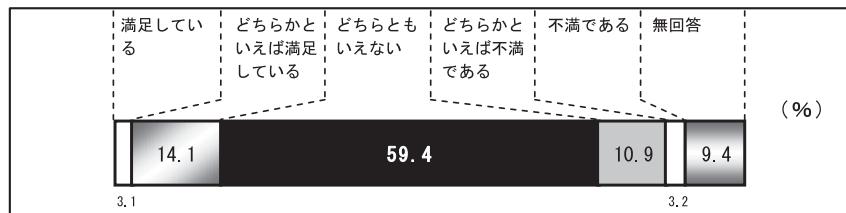
しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。特に、見守りや生活支援の重要性が一層高まることが予想されます。

このため、平成24年度に策定した「庄内町地域福祉計画」に基づき、また見直しを行いながら、より多くの主体の地域福祉活動への参画、社会福祉事業の健全な発達、福祉サービスの適切な利用を促進し、町一体となった地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

【地域福祉体制に関する町民の満足度】



【バリアフリー化の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

1-4-1 地域福祉推進体制の充実

- ① 地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会をはじめ、関係機関・団体との連携・協力体制の充実を図ります。
- ② 地域福祉計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の強化を図ります。

1-4-2 互いに支え合うまちづくり

- ① 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。
- ② 町民の福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会との連携のもと、広報・啓発活動や福祉教育を推進し、町民の福祉意識の高揚に努めます。
- ③ 高齢者や障がい者等が孤立せず、安心して暮らせるよう、多様な担い手が一体となった見守りネットワークの形成を促進し、見守り・声かけ活動や生活支援活動など、地域で互いに支え合う活動を促進します。

1-4-3 福祉サービスの充実したまちづくり

町民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、各種福祉サービスに関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護のための施策の充実を図ります。

1-4-4 バリアフリーのまちづくり

高齢者や障がい者、子育て中の親子も含め、すべての町民が不自由なく安全に安心し

て日常生活を送ることができるよう、公共施設を中心に、バリアフリー^{※10}化を進めます。

主要事業

■社会福祉団体等助成事業

■在宅老人対策事業

■地域生活支援事業

関連する個別計画

- 庄内町地域福祉計画（平成24年度～平成28年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
福祉ボランティア登録者数	人	229	240	250
福祉ボランティア登録団体数	団体	19	22	25

町民等に期待される主な役割

町民	●福祉に対する意識を高め、地域社会を構成する一員として、地域福祉活動に積極的に参画し、互いに支え合うまちづくりを推進しましょう。
地域団体事業者	●地域や団体は、福祉意識を高め、地域福祉の担い手として、福祉活動やボランティア活動等を行いましょう。 ●地域や団体は、町民の福祉意識の高揚やボランティアの育成に努めるとともに、地域における見守りネットワークの形成に努めましょう。 ●事業者は、地域における見守りネットワークの形成に参画し、高齢者や障がい者などに対する支援活動を行いましょう。

用語解説 ※10 段差の解消をはじめ、物理的・心理的な障壁（バリア）を取り除くこと。

1－5 保健・医療

現状と課題

高齢化の急速な進行とともに、食生活、運動習慣等を原因とする生活習慣病が増え、その結果、認知症や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人が増加しています。また、がんや自殺などによる壮年期の死亡は、家庭基盤をゆるがし、地域社会を担う人材の損失となる大きな健康課題です。

本町では、平成23年度に策定した「健康しょうない21計画（第2次）」や、平成24年度に策定した「庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画（第二期）」などに基づき、余目保健センターと立川庁舎を拠点として、各種健康診査や健康教育、健康相談、訪問指導をはじめ、生涯の各期に応じた保健事業を推進してきました。

しかし、生活習慣病、特にがんと脳血管疾患の罹患率が依然として高い状況にあり、がんの中では胃がんの死亡率が目立って高く、また、糖尿病と腎不全の国保の受診率も高くなっています。

今後は、個人の取り組みだけでなく、地域社会全体で健康づくりに取り組むことが必要になります。

また、家庭での子育て機能が低下傾向にある中で、育児に対する負担感や不安が増大しているほか、児童虐待の事例も増加傾向にあり、子どもを安心して生み育てるための母子保健の充実が求められています。

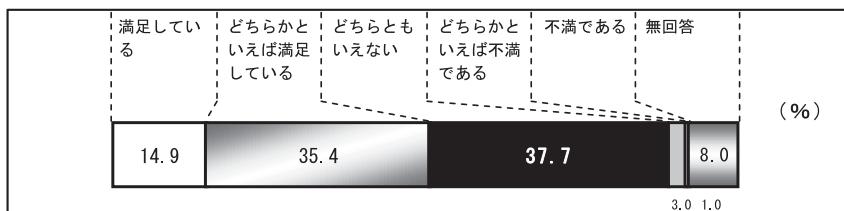
このような中、本町では平成26年度に、健康づくりに関する国の動向や、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「健康しょうない21計画（第2次）改訂版」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また関連計画を含めて見直しを行いながら、壮年期死亡の減少と健康寿命^{※11}の延伸による「元気でご長寿日本一のまち」の実現に向け、町民の主体的な健康づくりの支援と地域社会全体の健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

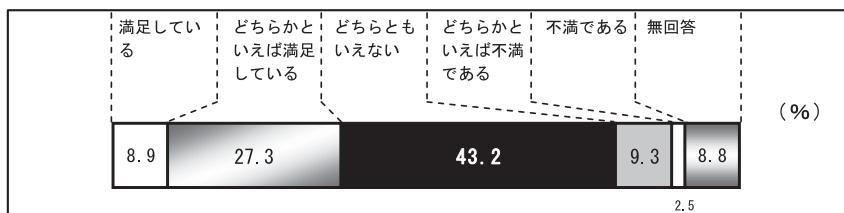
また、医療機関については、病院が1箇所、診療所が9箇所、歯科診療所が6箇所ありますが、今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化・専門化していくことが予想されることから、町内外の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

用語解説 ※11 介護が必要な状態にならないで自立して生活できる期間。

【保健サービス提供体制に関する町民の満足度】



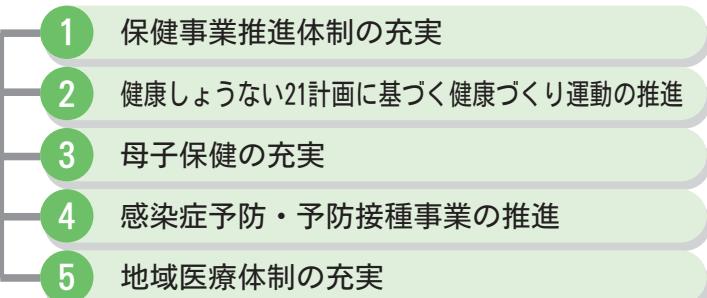
【医療体制に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施 策 の 体 系

保 健 ・ 医 療



主 要 施 策

1 - 5 - 1 保健事業推進体制の充実

- ① 健康づくり施策を総合的・計画的に進めるため、健康しょうない21計画や特定健康診査等実施計画、母子保健計画の点検・評価・見直しを行うとともに、データーヘルス計画^{※12}の策定を図ります。
- ② 保健医療福祉推進委員会を定期的に開催し、事業の進捗状況の報告や協議を行います。

用語解説 ※12 健診情報等のデータを分析し、保健事業を効果的・効率的に実施するための事業計画。

- ③ 食生活改善推進員や健康づくりサポーター等の育成により、地域ぐるみの健康づくり体制の強化を図ります。
- ④ 町内のスポーツ施設や温泉施設などの社会資源を積極的に活用し、関係機関と連携しながら町民の健康づくりを促進します。

1-5-2 健康しょうない21計画に基づく健康づくり運動の展開

健康しょうない21計画に基づき、健康づくりの10の柱＜①がん②循環器疾患（脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病）③喫煙・COPD^{*13}④休養・こころの健康⑤高齢者の健康⑥地域社会と健康⑦栄養・食生活⑧身体活動・運動⑨飲酒⑩歯と口腔の健康＞の目標達成に向けた健康づくり運動の拡大と定着を促進します。

1-5-3 母子保健の充実

庄内町母子保健計画に基づき、発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親に寄り添う支援と妊娠期からの児童虐待防止対策を重点課題として、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に努めます。

1-5-4 感染症予防・予防接種事業の推進

- ① 感染症発症予防策の周知を図るとともに、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合には、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策を実施します。
- ② 予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を図り、接種率の向上に努めます。

1-5-5 地域医療体制の充実

関係機関・団体との連携を強化し、医療圏域内の救急医療体制や休日及び夜間の診療体制の充実、医療従事者の確保などを進め、地域医療体制の充実に努めます。

主要事業

- | | |
|-------------|-----------|
| ■健康診査事業 | ■母子保健事業 |
| ■健康づくり事業 | ■感染症予防事業 |
| ■自殺対策事業 | ■予防接種事業 |
| ■栄養・食生活改善事業 | ■救急医療対策事業 |

用語解説 *13 慢性閉塞性肺疾患。

関連する個別計画

- 健康しょうない21計画（第2次）改訂版（平成27年度～平成29年度）
- 庄内町国民健康保険データヘルス計画（平成28年度～平成32年度）
- 庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画（第二期）（平成25年度～平成29年度）
- 庄内町母子保健計画（第2次）（平成28年度～平成37年度）
- 庄内町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年度～）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
胃がん検診受診率	%	42.4	55.0	60.0
国民健康保険特定健康診査受診率	%	59.1 (平成25年度)	63.0	65.0
心のサポーター数	人	301	1,200	1,500
食生活改善推進員数	人	63	70	80
3歳児のむし歯有病率	%	32.3	25.0	20.0
予防接種接種率（麻しん風しんⅠ期）	%	89.9	95.0	100.0

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">●健康づくりに関する知識と意識を高め、自主的な健康づくりを行いましょう。●健康診査を定期的に受け、健診結果を健康づくりに生かしましょう。●健康づくり施設を利用し、健康・体力づくりを行いましょう。●家庭における食生活の改善に取り組みましょう。●相談・指導等を効果的に利用し、育児不安の解消等に努めましょう。●感染症に対する知識を高め、予防に努めましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none">●地域や団体において、自主的な健康づくりを行いましょう。●地域や団体は、町民に定期的な健康診査の受診を促しましょう。●事業者は、従業員に定期的な健康診査の受診を促しましょう。●地域や団体は、健康づくり施設を利用し、健康・体力づくりを行いましょう。●地域や団体が一体となって、食生活の改善に取り組みましょう。

1－6 社会保障

現状と課題

国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、人々の疾病や負傷等に対して保険給付を行う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

しかし、高齢化の進行や医療技術の高度化等に伴い、医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況にあり、今後は、医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に向けた施策を推進する必要があります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者等の医療を国民みんなが支える仕組みとして、平成20年度から導入されています。

本制度についても、広域的連携のもと、適正な運営に努める必要があります。

国民年金制度は、老後の生活の支えとして大きな役割を果たしています。

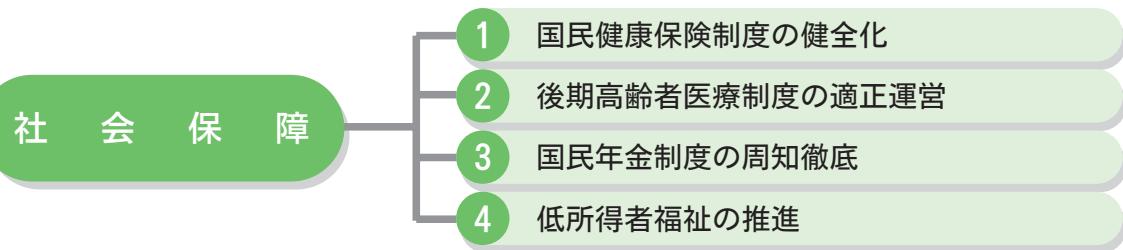
しかし、少子高齢化が進み、世代間の給付と負担のバランスが崩れ、若者の未加入の増大などが大きな問題となっており、国民年金制度についての正しい理解の一層の浸透に努める必要があります。

一方、稼動年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が全国的に増加しています。また、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主の出身世帯においても生活保護を受給しているという「貧困の連鎖」が生じています。

このような中、低所得者の自立を促進するためには、生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第二のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要です。

本町では、低所得者からの相談に対し、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度や生活福祉資金貸付制度の利用に関する助言・指導等を行っていますが、今後とも、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

施策の体系



主要施策

1・6・1 国民健康保険制度の健全化

- ① 保健事業の推進による被保険者の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進はもとより、広報・啓発活動の推進やレセプト点検調査の充実等による適正受診の促進に努め、医療費の抑制に努めます。
- ② 国民健康保険税滞納者に対する納付相談・指導等を行い、収納率の向上を図ります。
- ③ 国の制度改革の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取り組みを推進します。

1・6・2 後期高齢者医療制度の適正運営

- ① 広域的連携のもと、後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運営に努めます。
- ② 国の制度改革の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取り組みを推進します。

1・6・3 国民年金制度の周知徹底

広報紙等を活用し、関係機関と連携して国民年金制度の周知徹底に努めます。

1・6・4 低所得者福祉の推進

民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、低所得者の実態を的確に把握しながら、相談・指導等に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度や生活福祉資金貸付制度の利用に関する助言・指導等を行い、必要な支援に確実につなげていきます。

主要事業

- 特定健診等事業
- 保健事業
- 国保税滞納対策事業
- 後期高齢者医療広域連合連携事業

関連する個別計画

- 町税等滞納削減!!第3次アクションプラン（平成28年度～平成32年度）
- 庄内町国民健康保険事業計画（毎年度）
- 庄内町国民健康保険データヘルス計画（平成28年度～平成32年度）
- 庄内町国民健康保険特定健康診査等実施計画（第二期）（平成25年度～平成29年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
国民健康保険税収納率（現年度分）	%	96.4	97.0	97.5
国民健康保険一人当たり診療費	円	269,719	339,000	405,000
後期高齢者医療保険一人当たり診療費	円	666,299	703,000	725,000
国民健康保険特定健康診査受診率(再掲)	%	59.1 (平成25年度)	63.0	65.0
後期高齢者医療制度健診受診率	%	29.6	32.0	35.0
生活困窮者就労準備支援事業による就労者数	人	— (平成27年度から制度開始)	5	10

町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">●医療機関の適正受診に努めましょう。●国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、国民年金制度についての知識と認識を深め、正しい制度利用に努めましょう。●低所得者等は、相談事業や援護制度を効果的に利用し、生活の安定と自立に努めましょう。
地 域 団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none">●地域や団体は、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、国民年金制度に関する広報・啓発活動等に協力しましょう。●地域や団体は、低所得者等の生活の安定と自立を支援する取り組みに協力しましょう。



元気な庄内町の子どもたち

第2章

よりよい生き方を求め、ともに学び合う教育のまち

2-1 幼稚園・学校教育

現状と課題

国では第2期教育振興基本計画を策定し、基本的方向性として「社会を生きぬく力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を掲げ取り組みを進めています。

山形県では第6次教育振興計画を策定し、基本目標を「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」とし、目指す人間像に「いのちをつなぐ人」、「学び続ける人」、「地域とつながる人」を掲げ取り組みを進めています。

これらの計画のもと、本町でも庄内町教育振興基本計画の策定作業を進めており、目標年次を平成37年度として取り組んでいくこととしています。

本町には、平成27年5月1日現在、幼稚園が5園、小学校が5校、中学校が2校あり、幼稚園児童数は295人、小学校児童数は1,073人、中学校生徒数は625人となっています。

本町では、町の自然・歴史・文化、先人の功績などを学び、ふるさとを誇りに思う心を育てるふるさと教育を大切にしてきました。その効果として、中学生を対象にした町民アンケート調査では子どもの町に対する愛着が増し、町が好きだと感じる子どもが増えてきています。

また、東日本大震災をきっかけとして、本町の小・中学校でもボランティア意識が高まり、友好町である南三陸町の支援・交流活動に積極的に取り組んでいます。自然災害を目のあたりにし、自然に対する畏敬の心やいのち・平和・安全に感謝する心が高まってきています。今後もふるさと教育や人・社会に役立とうとする心を育む教育を継続して推進していく必要があります。

一方で、全国学習状況調査の結果から自尊感情や将来の夢・希望への意識が低い等の課題がうかがわれます。主体的に学び、自立してたくましく生きる力が培われるようキャリア教育^{※14}を重要視していくとともに、一層グローバル化が進む現代においては、国際的な視野を広げていくことも求められています。

さらに、家庭を取り巻く環境の変化とともに複雑な家庭環境や経済的問題を抱えた世帯の増加などによる家庭教育力の低下が危惧されています。家庭教育の推進とともに教育相

用語解説 ※14 社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育。

談体制の充実など、総合的に子どもを支援する体制の構築が必要とされています。

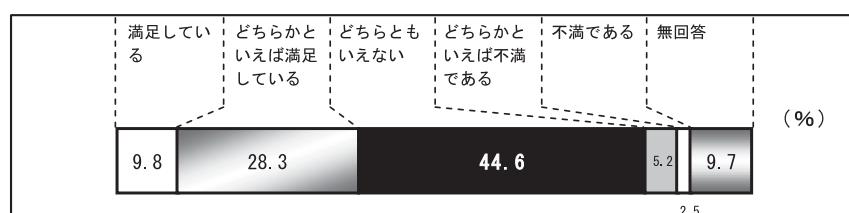
幼児教育では、幼児期を人間性の基礎をつくる重要な時期と位置づけ、多様な体験や地域の人とのふれあいを大切にするとともに、働きながらの子育てを応援するため預かり保育を実施しています。今後も地域の協力を得ながら、体験やふれあいを大切にした幼児教育の推進と預かり保育などの子育て支援を図っていく必要があります。

これらのほか、本町では、地域で学校を支援する伝統が培われてきました。スポーツ活動に加え、文化活動でも地域やボランティアが学校を支えており、今後も学校・家庭・地域がともに子どもを育てる仕組みを構築していくことが重要です。

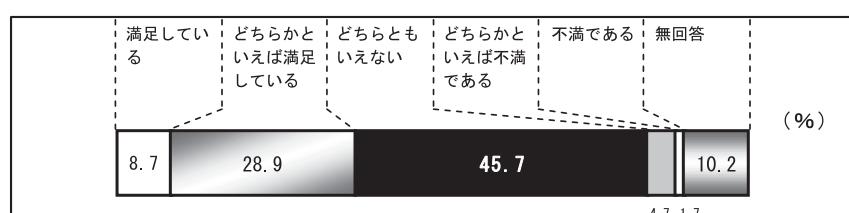
また、教職員の資質向上に向けては、教育研修所を設置し喫緊の課題解決をテーマとした研修を実施してきました。今後はより現場のニーズに沿ったテーマ設定を行うとともに、教職員のゆとり創造に向けて業務の効率化を図っていく必要があります。

幼稚園・学校施設では、これまで耐震化及び老朽改修に関する整備を進めてきました。少子化等に伴い児童・生徒数が年々減少していくことが見込まれるため、児童・生徒数の変動に対応するとともに、給食施設を含めた教育に適した安全・安心な施設環境を保持することが課題となっています。

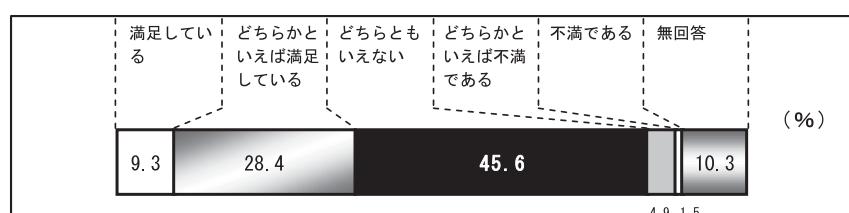
【幼稚園教育環境に関する町民の満足度】



【小・中学校教育環境に関する町民の満足度】



【学校教育施設の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系

幼稚園・学校教育

- 1 いのちを大切にし、よりよい生き方や志を求める教育の推進
- 2 地域とつながり、ともに社会をつくる豊かな心の育成
- 3 いのちの基礎を培う幼児教育と子育て支援の推進
- 4 一人一人の学ぶ意欲と確かな学力の育成
- 5 町の自然・歴史・文化を生かした魅力ある学校づくりの推進
- 6 学校と家庭、地域が支え合う仕組みの構築
- 7 広い視野を持ち、国際感覚あふれる人材の育成
- 8 教職員の資質向上とゆとり創造の推進
- 9 学校教育を支える施設・教育環境の充実

主要施策

2-1-1 いのちを大切にし、よりよい生き方や志を求める教育の推進

家庭・地域・学校が一体となり、子どもに自他のいのちといのちの継承の大切さを教えます。また、よりよい生き方や志（夢）を育むため、道徳教育やふるさと教育を推進します。

2-1-2 地域とつながり、ともに社会をつくる豊かな心の育成

町の自然・歴史・文化を学び、感謝する心と豊かな心を育むため、社会科副読本を支給し、ふるさと教育を推進します。また、人や地域に役立つ心や助け合い、支え合う社会力を育てるため、ボランティア活動や南三陸町への支援・交流事業等を推進します。

2-1-3 いのちの基礎を培う幼児教育と子育て支援の推進

地域の力を生かした特色ある幼児教育を推進するとともに、一人一人を大切にした子育て相談や預かり保育事業を実施し、子育て支援を図ります。

2-1-4 一人一人の学ぶ意欲と確かな学力の育成

夢や志を持って主体的に学ぶ子どもを育成するため、キャリア教育を推進します。また、児童会・生徒会活動における集団づくりを通して、子どもの自尊感情や自浄力を育むため、その指導法についての教職員研修を重視します。

さらに、学習支援員や特別支援講師、教育相談員等の配置による総合的な子ども支援体制の構築に努めます。

2-1-5 町の自然・歴史・文化を生かした魅力ある学校づくりの推進

自然・歴史・文化など町のよさや施設、行事を学校経営に生かしていきます。また、校長・園長のビジョンに基づく経営の充実と子どもや保護者から信頼される学校づくりを推進します。

2-1-6 学校と家庭、地域が支え合う仕組みの構築

学校と家庭、地域が連携し、ともに子どもを育てる共育（ともいく）を推進します。また、あいさつ運動や花いっぱい運動、登下校の見守り隊、地域ボランティアによる読み聞かせ等を実施し、地域に開かれた幼稚園・学校づくりを推進するとともに学校を地域で支える気運を醸成します。

2-1-7 広い視野を持ち、国際感覚あふれる人材の育成

青少年海外研修への参加のほか、南三陸町との交流活動、地元高校や大学との交流を図ります。また、グローバル化の進展に伴い、重要性を増している外国語教育やＩＣＴ教育^{※15}を推進し、変化する時代をたくましく生きる力の育成を図ります。

2-1-8 教職員の資質向上とゆとり創造の推進

教育研修所の機能を生かし、町の課題と現場のニーズに沿った研修を行います。また、教職員の業務の効率化を図り、ゆとり創造を推進します。

2-1-9 学校教育を支える施設・教育環境の充実

児童・生徒数の減少を勘案し、耐震診断や耐震補強工事の結果等も考慮し、教育環境の充実を図るため、学校施設の適正規模を踏まえた学校施設の整備を図ります。また、安全・安心な学校給食を提供するため、新学校給食共同調理場の整備を推進するとともに、既存の校舎の改修を図ります。

用語解説 ※15 情報通信技術 (information and communication technology) を活用した学校教育。

主要事業

- ふるさと教育推進事業
- 就学援助事業
- 学校規模適正化検討事業
- 幼稚教育・預かり保育事業
- 地域人材活用・学校支援事業
- 学校施設整備事業(改築及び大規模改修事業)
- 学習支援員等配置事業
- 外国語指導助手招致事業
- 学校給食共同調理場整備事業
- 小学校入学記念品支給事業
- 教育研修所事業

関連する個別計画

- 庄内町教育振興基本計画（平成28年度～平成37年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
「ふるさと教育の推進」教職員のA B評価の割合（庄内町教職員アンケート）	%	幼稚園100.0 小学校70.0 中学校20.0	幼稚園100.0 小学校80.0 中学校50.0	幼稚園100.0 小学校90.0 中学校80.0
「夢や希望をもっている」子どものA B評価の割合（全国学習状況調査）	%	小学校86.5 中学校67.3	小学校90.0 中学校75.0	小学校90.0 中学校80.0
「人の役に立つ人間になりたい」子どものA B評価の割合（全国学習状況調査）	%	小学校94.3 中学校97.5	小学校96.0 中学校98.0	小学校98.0 中学校98.0
「自分には良いところがあると思う」子どものA B評価の割合（全国学習状況調査）	%	小学校75.1 中学校74.4	小学校80.0 中学校80.0	小学校85.0 中学校85.0
「町の自然・歴史・文化を教育に活用する手法の重視」教職員のA B評価の割合（庄内町教職員アンケート）	%	幼稚園93.0 小学校92.0 中学校75.0	幼稚園95.0 小学校95.0 中学校80.0	幼稚園95.0 小学校95.0 中学校85.0
「家庭・学校・地域が連携した教育の推進」教職員のA B評価の割合（庄内町教職員アンケート）	%	未実施	幼稚園80.0 小学校80.0 中学校70.0	幼稚園90.0 小学校90.0 中学校80.0
小学校大規模改修整備率	%	67.0	74.0	80.0
中学校大規模改修整備率	%	11.0	26.0	44.0
幼稚園大規模改修整備率	%	27.0	35.0	58.0

町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">●笑顔で元気なあいさつ運動の推進に協力しましょう。●知識や技能を生かし、幼稚園や小・中学校の教育に協力できるボランティア活動（例えば、読み聞かせや紙芝居、昔の遊びを教える、学習会のお手伝い、環境整備等）を行いましょう。●地域や団体で行う児童・生徒の安全対策（例えば、見守り隊に参加し、登校隊と一緒に歩く等）に参画しましょう。●学校の規模・配置の適正化についての理解を深め、子ども第一に考え、よい知恵を出し合いましょう。
地 域 団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none">●地域や団体が一体となって、児童・生徒の安全対策を行いましょう。●少子化が進む中、変化の激しい社会の中で子どもがたくましく育つよう、手を貸しすぎず、見守り、体験させていきましょう。



元気な庄内町の子どもたち

2-2 社会教育

現状と課題

人々が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

本町では、いつでも、どこでも、だれでも生涯を通じて学習に取り組むことができる学習環境の整備を推進し、町民の学習活動を支援しています。

今後とも、幅広い分野での情報提供や参加しやすい学習の場・交流の場をさらに創出しながら、町民の学習ニーズを反映した学習機会・支援体制を充実していくことが求められています。

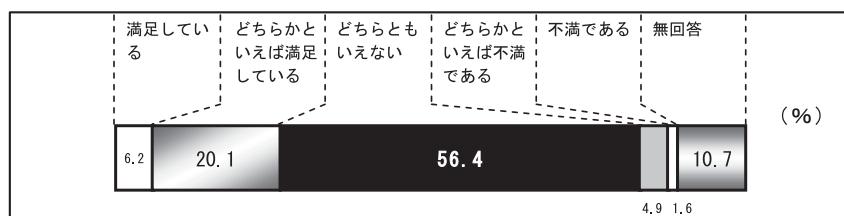
公民館は、地域住民の学習や地域活動の拠点であり、心豊かで充実した生活の実現を目指しながら、地域や公民館の特性を生かした各種講座等の取り組みを地域住民とともに推進しており、社会情勢の変化や高度情報化、価値観の多様化の中にあって、各学区・地区的地域づくり会議等に「元気が出る地域づくりを応援します交付金」を交付し、地域の実情に応じ、地域住民の意向を反映した事業の取り組みを進めています。

今後は、交付金事業の主体的な運営を促進するとともに、地域・学校・行政が一体となって生涯学習を推進することが重要です。

図書館においては、「庄内町子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校・幼稚施設等と連携しながら読書活動を推進しています。町民の読書活動に対する関心は高まってきていますが、家庭でのメディアの普及等により、読書の重要性を認識していても、家庭での読書の習慣化にはまだつながっていない現状にあり、その取り組みが求められています。

また、施設整備については、「庄内町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公民館等の耐震化及び長寿命化を計画的に実施することが求められているほか、図書館においては、高度情報化や多様化するニーズなどに応えられる施設整備が必要となっています。

【生涯学習環境に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

2-2-1 生涯学習の充実と活力あるコミュニティの形成促進

- ① 公民館等は、多様化する学習ニーズに応え、町民が生涯にわたって気軽に参加でき、趣味や教養を高めたり、地域の歴史や文化等にふれる学習機会を提供するとともに、仲間づくりや地域づくりの場、培った知識や技術、経験を生かせる場としての活用を図ります。
- ② 運動会や公民館祭など、地域づくり会議等を中心に学校・家庭・地域が連携し開催している事業は、多くの町民が参加・協力して取り組み、地域全体の活性化につながるものとして促進します。
- ③ 「元気の出る地域づくりを応援します交付金」を活用した公民館事業の推進に努め、地域づくり会議等と連携しながら、町民自らが主体的に地域課題に取り組む活力あるコミュニティの形成を促進します。

2-2-2 地域が教育を支える環境づくりの推進

学校・家庭・地域が連携することにより、子どもの社会力を育てるとともに、子どもを育てる活動を通して大人自身の社会力や地域の教育力の向上を目指し、地域社会が一体となった取り組みに努めます。

2-2-3 図書館活用の充実

- ① 小・中学校等への定期的な本の貸し出しや、学校の調べ学習の資料となる本の貸し出し等により、図書資料の活用力の向上を図り、学習支援に努めます。
- ② 町民の学習ニーズに応え、資料の充実や情報機器の整備など利用者へのサービス向

上を図り、図書館利用の促進や機能の向上に努めます。

- ③ 子ども読書活動推進計画に基づく具体的な取り組みを推進し、家庭における読書習慣の形成などを目指します。

2-2-4 社会教育施設の耐震化・長寿命化の推進

- ① 社会教育施設を適正に管理し、耐震化と長寿命化を計画的に推進します。
- ② 図書館整備の具体的な検討を進め、その整備を推進します。

主要事業

- 地域づくり推進事業
- 生涯学習推進事業
- 図書館活用事業
- 生涯学習関連施設整備事業

関連する個別計画

- 庄内町教育振興基本計画（平成28年度～平成37年度）
- 庄内町子ども読書活動推進計画（第二次）（平成26年度～平成30年度）
- 庄内町公共施設等総合管理計画（平成26年度～平成45年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
図書館来館者数	人	62,877	68,000	73,000
図書貸出冊数	冊	70,317	74,000	76,000

町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">●運動会や公民館祭などには、積極的に参加・協力しましょう。●公民館事業等に気軽に参加し、趣味や教養を高めたり、仲間づくり等をしましょう。●学校や地域と一体となって子どもを育てる活動を行いましょう。●図書館を活用し、読書に親しむ機会を増やしましょう。
地 域 団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none">●運動会や公民館祭など、地域活性化につながる事業を行いましょう。●地域や団体は、公民館事業等を通して地域課題の解決等に役立てましょう。●地域は、学校や家庭と一体となって子どもを育てる活動を行いましょう。



絵本の中のおいしいクリスマス

2－3 青少年健全育成

現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域連帯意識や人間関係の希薄化、情報化の進展等に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に青少年をめぐる問題が深刻化しつつあります。

本町では、「庄内町の子ども像」の具現化を図るため、地域・学校・P T A・家庭が一体となって、「笑顔で元気なあいさつ運動」などに取り組むとともに、公民館等において、家庭教育講座や少年教室、ボランティア育成事業等を実施しています。

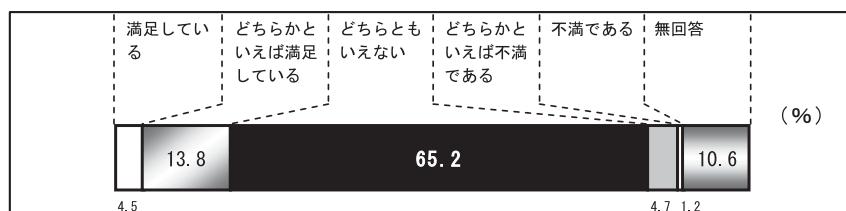
家庭は、家族がお互いに協力し合い、ふれあいながら暮らしの中で生活習慣や社会規範など、社会で自立するための適応力を子どもに身につけさせる重要な役割を担っており、家庭教育の大切さを町民に啓発することが必要です。

また、多くの人が子育てに積極的に取り組もうとしている一方で、どのように子どもを育てるかわからない、家庭の中で子育てに関する考え方方が違う等の悩みを抱えており、身近で気軽に相談できる機会を増やすことも必要です。

子どもたちは、テレビやインターネット、ゲーム等での擬似体験や間接体験に興味が向き、生活体験や自然体験が不足しがちな傾向にあると思われます。自然の豊かな本町ですが、子どもたちの自然体験の頻度が高いとはいえない状況にあり、公民館事業等でも「初めて体験した」という感想が思いのほか多く、なかなか体験の機会に恵まれていないものと考えられます。

社会の変化に対応していく力を身につけさせるため、自然や社会の現実にふれる実際の体験機会を提供していくことが求められています。

【青少年健全育成環境に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系

青少年健全育成

- 1 規範意識、思いやり・助け合いの意識の醸成
- 2 家庭教育は教育の土台であるという意識の啓発
- 3 青少年の体験活動の充実

主要施策

2-3-1 規範意識、思いやり・助け合いの意識の醸成

「笑顔で元気なあいさつ運動」や「早寝早起き朝ごはん運動」を中心とし、学校、家庭、地域と連携しながら規範意識の醸成を図るとともに、地域活動やボランティア活動への参加を通して、ともに支え合う協調性や社会性、人を思いやる心を育むことを目指します。

2-3-2 家庭教育は教育の土台であるという意識の啓発

- ① 学校、PTA、地域の連携による家庭でのインターネット、ゲームなどの自主的なルールづくりなど、子どもたちを取り巻く環境の整備を支援し、家庭教育力の向上に努めます。
- ② 幼稚園や学校、公民館などにおいて実施する講演会や事業等を活用し、相談ができるような機会の設定などに努めます。

2-3-3 青少年の体験活動の充実

- ① 大中島自然ふれあい館周辺における自然にふれ親しむ体験を中心とする活動や、各公民館の少年教室をはじめとする地域の素材等を生かした文化、体験活動の充実に努めます。
- ② ボランティア活動の啓発や機会の提供に努め、お互いに協力して成し遂げることの喜びと達成感、ともに支え合い学び合いながら他者を思いやり協力する心を育むことを目指します。

主要事業

■青少年健全育成事業

■家庭教育事業

関連する個別計画

●庄内町教育振興基本計画（平成28年度～平成37年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
公民館における青少年を対象とした事業の参加割合	%	28.0	30.0	32.0
大中島自然ふれあい館の利用者数	人	2,371	2,400	2,500

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ●「笑顔で元気なあいさつ運動」や「早寝早起き朝ごはん運動」に取り組みましょう。 ●地域活動や体験活動、ボランティア活動に参加しましょう。 ●家庭教育の大切さを認識しましょう。 ●子育てについての悩みを気軽に語り合いましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や団体が一体となって、「笑顔で元気なあいさつ運動」や「早寝早起き朝ごはん運動」に取り組みましょう。 ●地域や団体が一体となって、地域活動や体験活動、ボランティア活動に参加を促しましょう。 ●地域や団体が一体となって、青少年活動等を認め合い共有していくましょう。

2－4 スポーツ

現状と課題

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利です。また、スポーツは、健康・体力を増進させるだけでなく、創造性を育み、信頼と連帯を深め、個々の生活を充実させるものであり、地域活性化に大きな役割を担っています。

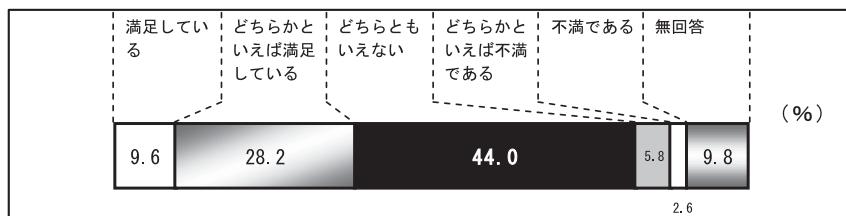
本町には、八幡スポーツ公園をはじめ、特色あるスポーツ施設が整備され、町民の生涯の各期に応じたスポーツやレクリエーション活動の推進や様々な種目の競技力向上に寄与しているとともに、各種大会等の開催により、町内外の多くの人々が利用しています。

また、体育協会を中心とした各種スポーツ団体をはじめ、加入率が山形県内で上位に位置するスポーツ少年団や中学校の運動部、総合型地域スポーツクラブ「コメッチ*わくわくクラブ」などがあり、老若男女たくさんの町民が、活発なスポーツ・レクリエーション活動を展開しています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、施設の整備充実及び管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体と連携し、総合型地域スポーツクラブの育成や指導者の育成、スポーツ大会・教室の実施及び支援など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めるとともに、それら情報を広く発信していく必要があります。

【スポーツ環境に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

2-4-1 スポーツ活動の普及促進

体育協会やスポーツ少年団等と連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室の内容充実を図り、参加促進に努めるとともに、スポーツに関する広報・啓発活動の推進、スポーツ情報の収集・提供を図り、町民のスポーツへの関心を高めていきます。

2-4-2 各種スポーツの競技力向上の支援

体育協会及び各種目団体等と連携し、競技力向上を目的とした各種大会及び講習会等を開催するとともに、学校・保護者・スポーツ少年団本部等と連携して研修会を開催し、中学校運動部部活動地域指導者及びスポーツ少年団指導者の育成に努めます。

2-4-3 総合型地域スポーツクラブの自立支援

だれもが気軽に多様なスポーツ活動を行うことができるよう、総合型地域スポーツクラブの自主財源を確保する取り組み及び自立の支援に努めます。

2-4-4 スポーツ施設の活用

各競技団体と連携を深め、八幡スポーツ公園を中心に各種大会及び事業の開催、誘致に努め、観光・交流に資する施設として利用者の拡大を図り、町の魅力の一つとしての情報発信に努めます。

2-4-5 スポーツ施設の整備充実

スポーツ施設について、耐震化及び長寿命化を計画的に推進し、施設・設備の整備充実を図ります。

主要事業

- 生涯スポーツ推進事業
- 競技スポーツ支援事業
- スポーツ施設整備事業

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
スポーツ施設の利用者数	人	258,868	270,000	280,000

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">●スポーツへの関心を高め、スポーツ活動に日常的に取り組みましょう。●スポーツ大会・教室に参加し、多様なスポーツ活動を行いましょう。●指導者として、積極的に研修会等に参加し研鑽しましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none">●スポーツ団体は、スポーツ大会・教室の内容充実を図り、町民の多様なスポーツ活動を促進しましょう。●スポーツ団体は、指導者の育成や資質の向上を図りましょう。●総合型地域スポーツクラブは、活動内容及び運営体制の充実に努めましょう。●スポーツ団体は、大会等の開催により八幡スポーツ公園の観光・交流への活用に協力しましょう。

2-5 文化芸術・文化財

現状と課題

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動、生きる勇気をもたらすものであり、住民生活や地域活性化に欠かせない重要な要素です。

本町では、文化芸術の鑑賞・発表機会を充実するため、文化創造館「響ホール」における自主事業や支援事業、育成事業の実施、町芸術祭や公民館祭の開催、内藤秀因水彩画記念館特別展の実施など、文化芸術にふれる機会の提供と環境整備に努めてきましたが、町民主体を意識した基本視点に立った事業を関係各団体等の連携を強化しながら実施することが望まれています。

一方、文化財は、長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。

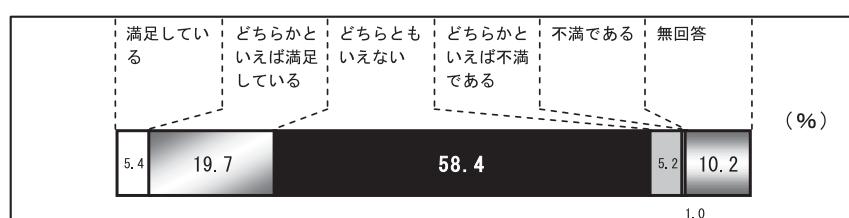
本町には、国指定天然記念物の月山や県・町の指定する文化財が114件あり、これまで、町の宝として保存するとともに、観光資源としての活用に努めてきましたが、町内にはまだ掘り起こされていない文化財や古文書等は数多くあると考えられ、調査・研究が必要となっています。

また、本町の歴史や風土とともに育ってきた伝統文化や民俗芸能の保存・伝承については、後継者や資金の不足などの課題を抱えており、伝承することが難しい状況になりつつあります。

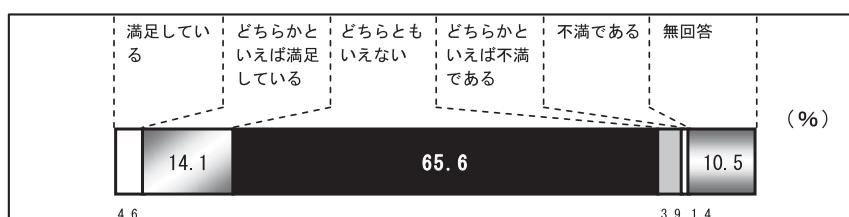
今後は、地域住民が地元に残る民俗芸能を再認識し存続に努めるとともに、課題解決に向けた取り組みを進めることが重要です。

資料館は、特色を生かした展示・公開に努めていますが、収蔵及び公開している資料の整理を進め、適切に保管・保存していく必要があります。

【文化芸術環境に関する町民の満足度】

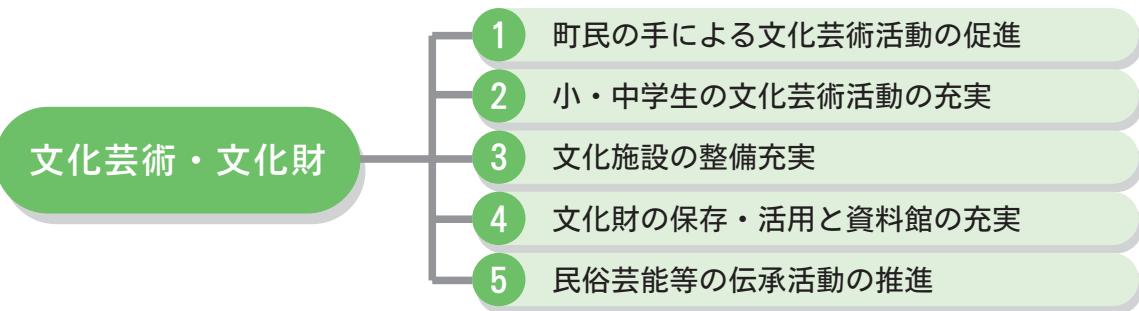


【文化遺産の保存・活用状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

2-5-1 町民の手による文化芸術活動の促進

- ① 韶ホール事業推進協議会や芸術文化協会への支援を通じ、町民主体の文化芸術活動を促し、文化芸術にふれあう機会や発表の機会の提供に努めます。
- ② 内藤秀因水彩画記念館については、特色ある展示・公開と情報発信に努めます。

2-5-2 小・中学生の文化芸術活動の充実

「韶ホール」の舞台や公民館における小・中学生の文化芸術活動の場を広げ、発表を通じて自信とやりがい、生きがいづくりにつなげていきます。

2-5-3 文化施設の整備充実

本町の文化芸術活動の拠点施設である「韶ホール」について、老朽化等に対応した設備等の整備充実を計画的に推進します。

2-5-4 文化財の保存・活用と資料館の充実

- ① 指定文化財の適正な保存に努めるとともに、文化財への認識と理解を深めるため、各関係機関と連携し地域に即した保全・活用を推進します。
- ② 本町の歴史・文化の研究拠点として、資料館の展示内容及び設備の充実に努め、展示を通して町内外の人々が本町の歴史や文化にふれることができる学びの場としての活用を推進します。

2-5-5 民俗芸能等の伝承活動の推進

民俗芸能、暮らしの中の伝統文化等の映像による正確な記録を進め、所作等の伝承に努めるとともに、民俗芸能保存伝承協議会と連携し、発表の場の提供や情報交換、情報発信に努めます。

主要事業

- 文化芸術推進事業
- 文化財の保存・公開事業
- 民俗芸能の保存・伝承支援事業

関連する個別計画

- 庄内町教育振興基本計画（平成28年度～平成37年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
「響ホール」利用者数	人	72,836	75,000	80,000
「響ホール」利用件数	件	2,087	2,100	2,200
庄内町芸術祭出演（出展）者数	人	975	1,100	1,200
内藤秀因記念水彩画公募展出展者数	人	1,473	1,600	1,700

町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">●町芸術祭、公民館祭、「響ホール」や公民館等で開催される文化芸術イベントや文化事業に参加しましょう。●文化財への理解を深め、指定文化財の保存・活用や埋蔵文化財の発掘に協力しましょう。●地域に残る古文書の保存に努めましょう。●資料館を利用し、本町の歴史・文化にふれあいましょう。
地 域 団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none">●文化芸術団体等は、主体的な文化芸術活動を行い、町芸術祭や公民館祭の運営に参画しましょう。●文化芸術団体等は、自主的な文化芸術イベントや文化事業を企画・開催しましょう。●地域や団体は、文化財への理解を深め、指定文化財の保存・活用や埋蔵文化財の発掘に協力しましょう。●地域や団体は、地域に残る古文書の保存に努めましょう。

2-6 国内外交流

現状と課題

人・物・資本・情報の地球規模での交流がますます活発化し、産業・経済分野はもとより、身近な住民生活においても国際化が進んでいます。

このような中、本町では、平成26年度から青少年海外研修事業を実施し、国際化に対応した人材の育成を進めているほか、農業部門における外国青年の受け入れ事業や世界青年の船参加者の受け入れ事業、国際理解講座、語学喫茶などの事業を開催する国際交流協会への支援を行い、多様な国際理解・交流活動の促進に努めています。また、在住外国人等が安心して生活できるよう、国際交流員を配置し、相談・支援等を行っています。

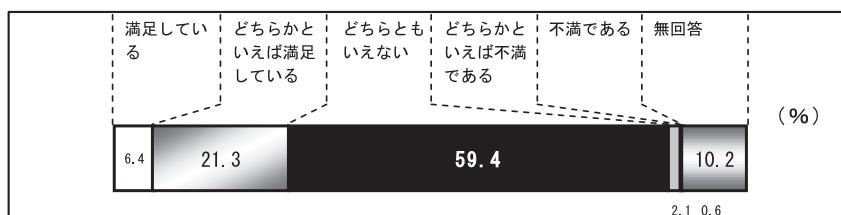
今後、国際化がさらに進む中で、国際化に対応したまちづくりが一層重要なものになってくることが予想されるため、人材育成の一層の推進をはじめ、町民主体の多様な交流活動の促進など、積極的な対応が求められます。

一方、国内における他地域との交流としては、平成18年度に、宮城県南三陸町と友好町の盟約を締結し、産業・経済や教育・文化など多方面にわたって交流を進めてきました。東日本大震災以降は、交流や復興支援の輪がさらに広がっています。

また、平成21年度に設立された東京庄内会とも定期的な情報交換や交流を行っています。県立庄内総合高等学校は、本町にある唯一の高校であり、地域や学校と連携した取り組みを行うなど、地域に活力をもたらしてきました。

こうした交流は、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであることから、今後とも、南三陸町との交流や復興支援、東京庄内会との交流を継続し、さらに充実させていくとともに、県立庄内総合高等学校の存続に向けた取り組みを進めていく必要があります。

【国内外交流活動の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

2-6-1 国際化に対応した人材の育成

教育部門における外国語教育等の充実はもとより、青少年海外研修等を通じ、国際化に対応した人材の育成に努めます。

2-6-2 国際理解・交流活動の促進

- ① 国際交流協会への支援を引き続き行い、町民主体の多様な国際理解・交流活動の促進に努めます。
- ② 身近な国際交流事業として、町内や近隣市町村に住む外国人との交流の場づくりに努めます。

2-6-3 外国人が住みやすく訪れやすい環境づくり

- ① 在住外国人が地域の一員として安心して生活を送ることができるよう、国際交流員による相談・支援等の充実に努めます。
- ② 外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、外国語版のパンフレット等の作成について検討します。

2-6-4 国内交流活動等の充実

- ① 国内交流は、本町と縁のある人々や地域等との多様な交流と連携を図ります。
- ② 友好町である宮城県南三陸町との交流について、今後とも地域活性化や人材育成、復興支援等を中心とした取り組みを継続していくとともに、町民主体の交流となるよう、内容・方法等の充実に努めます。

- ③ 友好町である宮城県南三陸町の青少年との交流について、両町の自然・風土にふれあい、親睦を深める取り組みを継続して実施します。
- ④ 東京庄内会との情報交換や交流について、地域活性化につながるよう、内容の充実に努めます。
- ⑤ 本町唯一の県立高校である庄内総合高等学校との各種交流を通して町の活性化を図るため、同校存続に向けた支援を行います。

主要事業

- 国際交流事業
- 友好町交流事業
- ふるさと会事業
- 庄内総合高等学校支援事業

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
国際交流協会事業参加者数	人	652	700	800
南三陸町との交流人口	人	494	600	700

町民等に期待される主な役割

町民	●国内外交流への関心を高め、各種交流活動等に参画しましょう。
地域団体	●国際交流協会や町民交流団体は、活動体制の充実に努め、各種交流活動等を主体的に行いましょう。
事業者	●事業者は、経済交流活動等に参画しましょう。

美しく安全・安心な生活環境のまち

3-1 新エネルギー

現状と課題

地球温暖化が深刻化し、集中豪雨や高温、大型台風等のこれまで経験したことのない異常気象の発生や生態系の変化など、人々が生存していく上で重大な問題を引き起こしています。

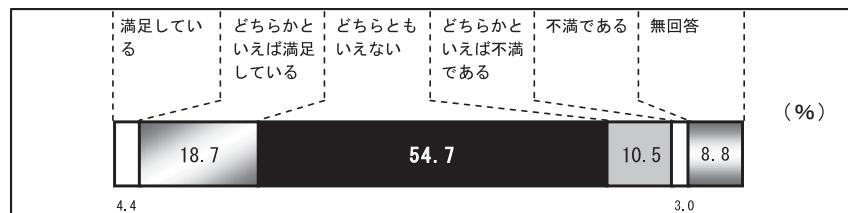
このような中、地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が高まっており、自治体においても、持続可能な社会の形成に向け、再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの取り組みが強く求められています。

本町は、春から秋にかけて局地風「清川東風」が吹くなど、内陸部の平地としては稀な強風地帯であることから、全国に先駆けて風力発電を導入したほか、雪氷熱や木質バイオマス^{*16}エネルギーなど、地域特性を生かした再生可能エネルギーの有効活用を推進し、「次世代エネルギーパーク」の認定も受けています。さらに、東日本大震災以降は電力危機を回避するために多くの人が節電を実践しましたが、それ以前から貴重なエネルギーを無駄なく使う省エネルギー活動「町民節電所事業」を展開するなど、いち早くエネルギー問題に取り組み、新エネ百選にも認定されています。

今後、こうしたエネルギーに関する取り組みは、地球環境の保全や循環型社会の形成はもとより、地域活性化や人々の定住・移住の促進につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、再生可能エネルギーの利活用の一層の展開や町民主体の省エネルギー活動の促進など、エネルギー施策を積極的に推進し、内外に誇れるまちづくりを進めていく必要があります。

【再生可能エネルギー導入の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

用語解説 ※16 再生可能な、生物由来の有機性資源。

施策の体系



主要施策

3-1-1 再生可能エネルギーの総合的利活用

新エネルギー総合利用計画に基づき、これまでの取り組みを継続するとともに、地域に賦存する未利用エネルギー資源の調査・検討を行い、事業者への情報提供と支援を行い、地域活性化に寄与する取り組みを促進します。

3-1-2 省エネルギー活動の促進

家庭や学校における自主的な省エネルギー活動を一層促進するため、「町民節電所事業」や「小中学校省エネチャレンジ事業」を推進します。

3-1-3 風車村整備事業の推進

資源エネルギー庁より「次世代エネルギーパーク」として認定された風車村において、環境やエネルギーについての普及・啓発を推進するとともに、環境と観光の結びつきによる新たな誘客に努めます。

主要事業

- 新エネルギー総合利用計画推進事業
- 省エネルギー地域活動促進事業
- 風車村観光交流促進事業

関連する個別計画

- 第三次庄内町新エネルギー総合利用計画（平成28年度～平成32年度）
- 庄内町農山漁村再生可能エネルギー基本計画（平成28年度～平成32年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
再生可能エネルギー導入比率	%	13.0	20.0	70.0
再生可能エネルギー導入事業者数	事業者	3	6	9
「町民節電所事業」による二酸化炭素削減量	t-CO ₂	87	110	130

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">●太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に努めましょう。●「町民節電所事業」などの省エネルギー活動を行いましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none">●事業者は、事業所における太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に努めましょう。

3-2 環境衛生

現状と課題

地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が一層高まる中、住民や事業者と一体となつた環境保全に関する取り組みや、循環を基本とした廃棄物を出さない社会づくりが求められています。

本町は、霊峰月山と清流立谷沢川、一望千里の庄内平野に代表される水と緑の豊かな自然を誇る町です。

本町ではこれまで、これらの豊かな自然環境や生活環境の保全に向け、町民や事業者の環境保全意識の高揚や自主的な環境保全活動の促進、公害の未然防止等に努めてきました。

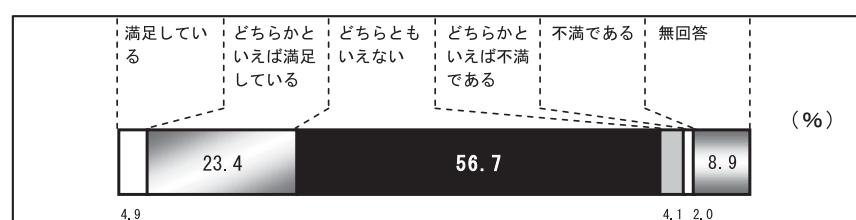
今後とも、豊かな自然と共生する美しく快適な環境づくりに向け、これらの取り組みを一層積極的に進めていく必要があります。

また、本町におけるごみ・し尿は、本町と酒田市、遊佐町で運営している酒田地区広域行政組合において広域的に処理しており、これまで、広報・啓発活動等を通じてごみの減量化や分別排出、リサイクルの促進に努めるとともに、関係機関との連携のもと、不法投棄対策も進めてきました。

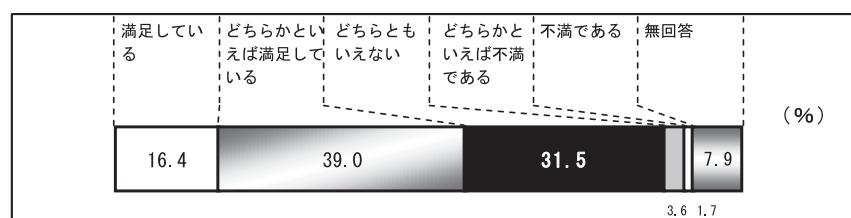
しかし、ごみの排出量は依然として多く、質的にもますます多様化しており、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあるとともに、不法投棄も後を絶たず、対応の強化が課題となっています。

このため、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

【環境保全の状況に関する町民の満足度】



【ごみ処理・リサイクル等の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

3-2-1 環境保全意識の高揚と実践活動の促進

環境保全にかかる啓発活動を推進し、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図りながら、自然保護活動や環境美化活動をはじめ、各種の環境配慮行動・環境保全活動を促進します。

3-2-2 公害・環境汚染等の防止

- ① 公害や環境汚染のない良好な生活環境を維持していくため、水質・土壤・臭気等に関する検査を引き続き実施するとともに、関係機関や地域との連携のもと、適切な監視・指導等を行い、防止及び適切な対応に努めます。
- ② 有害鳥獣による生活被害の防止対策に努めます。

3-2-3 ごみ処理体制の充実

- ① ごみの排出動向や関連法等に即した分別収集体制の充実に努めるとともに、ごみの出し方に関する広報・啓発活動の推進等により、町民のごみ分別の一層の徹底を促進します。
- ② 広域的連携のもと、ごみ処理施設の適正な管理・運営など、酒田地区広域行政組合によるごみ処理・リサイクル体制の充実に努めます。

3-2-4 3R運動の促進

ごみの減量化・資源化に関する広報・啓発活動の推進や資源物の集団回収に対する支

援等を通じ、町民や団体、事業者の自主的な3R運動^{※17}を促進し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を促します。

3-2-5 ごみの不法投棄の防止

ごみの不法投棄を防止するため、県や各自治会等との連携のもと、監視・指導体制の強化を図ります。

主要事業

■環境保全推進事業

■廃棄物適正処理推進事業

■資源回収推進事業

関連する個別計画

- 第二次庄内町環境基本計画（平成28年度～平成35年度）
- 第二次庄内町ごみ処理基本計画（予定）（平成29年度～平成38年度）
- 庄内町分別収集計画（第7期）（平成26年度～平成30年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
公害苦情件数	件	50	45	40
ごみ総排出量（一般廃棄物）	t	8,200	8,100	8,000
可燃ごみ排出量	t	6,200	6,100	6,000
リサイクル率	%	23.0	23.0	23.0
古紙等の資源物回収量	t	900	900	900
ごみの不法投棄件数	件	30	20	0

用語解説 ※17 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">●環境保全意識を高め、環境配慮行動や環境保全活動に参画しましょう。●公害や環境汚染の監視に参画ましょう。●ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。●ごみの減量化・資源化に関する意識を高め、3R運動を行いましょう。●ごみの不法投棄の監視を行いましょう。
地 域 団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none">●環境保全意識を高め、環境配慮行動や環境保全活動を行いましょう。●地域や団体は、公害や環境汚染の監視を行いましょう。●事業者は、公害や環境汚染が発生しない事業活動を行いましょう。●ごみの減量化・資源化に関する意識を高め、3R運動を行いましょう。●ごみの不法投棄の監視を行いましょう。



キャンドルナイト

3－3 上・下水道

現状と課題

水道は、住民生活や産業活動に一日も欠かせない重要な社会基盤です。このため、水道の理想像とする、水道水の安全の確保（安全）、確実な給水の確保（強靭）、供給体制の持続性の確保（持続）を目指す必要があります。

本町の水道事業は、上水道事業（清川地区の一部及び立谷沢地区を除く全域）と簡易水道事業（清川地区及び立谷沢地区の一部）によって行っています。

水道の理想像を目指すため、平成29年度の簡易水道事業の上水道事業への統合を進め、災害に強いライフラインとしての施設の充実、上水道施設及び簡易水道施設の更新・耐震化を計画的に推進するとともに、管理・運営体制の充実を図り、安全で安心な水の安定供給に努めることが必要です。

一方、下水道は、生活環境の向上、河川等の公共用水域の水質保全をはじめ、良好な水環境の維持・回復、循環型社会形成への貢献など、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業により町全域の下水施設・生活排水処理施設の整備に努めてきました。

公共下水道事業については、面整備がほぼ完了し、平成26年度末の認可区域に対する整備率は97.7%で、今後は、施設の適正な維持管理が必要となっています。

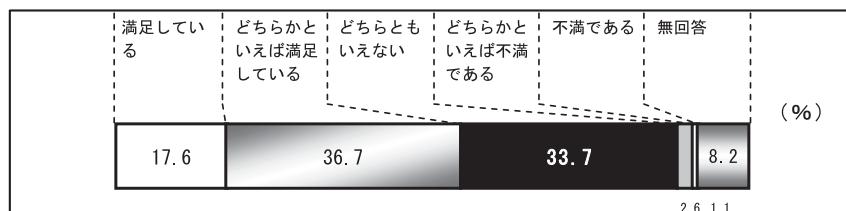
農業集落排水事業については、14地区すべてにおいて供用を開始しており、施設の適正な維持管理に努めています。

また、これら集合処理に適さない区域については、合併処理浄化槽の整備に対する支援を行い、整備促進に努めています。

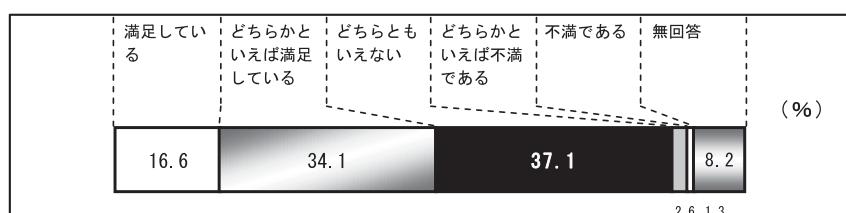
今後は、公共下水道施設・農業集落排水施設等の老朽化に伴う改築（更新）整備に多額の費用を要するため、財源確保や整備手法について検討する必要があります。また、施設の適正管理と未接続世帯の接続の促進に努める必要があります。

合併処理浄化槽についても、引き続き未整備世帯の整備の促進に努めるとともに、適正管理を促していく必要があります。

【上水道の整備状況に関する町民の満足度】



【下水道の整備状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

3-3-1 水道施設の整備

新水道ビジョンを策定し、施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化、事業の効率化等を総合的に勘案し、上水道施設及び簡易水道施設の更新・耐震化を計画的に推進します。

3-3-2 水質管理の充実

- ① 水質検査計画に基づく定期的な検査の実施・公表を行い、水質の安全確保に努めます。
- ② 水質の安全確保と漏水防止の観点から、鉛製給水管の交換が行われるよう積極的に周知していきます。

3-3-3 管理・運営体制の充実

- ① 上水道事業と簡易水道事業の事業統合を進め、施設の管理体制の充実や経費の節減等を図り、水道事業の健全運営に努めます。
- ② 配水管の漏水調査及び計画的な更新工事を実施し、有効率の向上に努めます。
- ③ 広報・啓発活動等を通じて町民の節水意識の高揚及び水道事業に対する理解と協力を促し、限りある水資源の有効活用に努めます。

3-3-4 公共下水道事業の推進

厳しい財政状況等を勘案し、財源確保や整備手法を検討しながら、公共下水道事業を計画的・効率的に推進します。

3-3-5 施設の維持管理と接続の促進

供用開始後の公共下水道施設・農業集落排水施設の適正な維持管理・長寿命化に努めるとともに、広報・啓発活動等を推進し、未接続世帯の接続を促進します。

3-3-6 合併処理浄化槽の整備促進と適正管理の促進

- ① 公共下水道事業や農業集落排水事業の集合処理に適さない区域において、合併処理浄化槽の整備に対する支援を引き続き行うとともに、広報・啓発活動等を推進し、未整備世帯の整備を促進します。
- ② 合併処理浄化槽の本来の浄化機能が発揮されるよう、設置後の浄化槽の清掃・点検など適正な維持管理を促進します。

主要事業

- 経年塩ビ配水管更新事業
- 鉛製給水管改修助成事業
- 下水道事業の推進事業

- 普及促進事業
- 施設の維持管理事業
- 合併処理浄化槽整備事業

関連する個別計画

- 第三次庄内町生活排水処理基本計画（平成28年度～平成32年度）
- 経年塩ビ配水管対策長期計画（平成21年度～平成32年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
経年塩ビ配水管残存延長	m	11,910	0	0
鉛製給水管残存件数	件	1,613	800	0
鉛製給水管残存率	%	20.1	10.0	0.0
下水道等水洗化率	%	86.0	90.0	92.0
合併処理浄化槽整備基數（累計）	基	1	13	23

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">●水質の安全確保と漏水防止のため、鉛製給水管を交換しましょう。●節水意識を高め、節水に努めましょう。●公共下水道施設や農業集落排水施設への接続に努めましょう。●合併処理浄化槽の整備及び単独槽、汲み取り便槽からの転換に努めましょう。●合併処理浄化槽の清掃・点検など適正な維持管理に努めましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none">●地域において、水質の安全確保と漏水防止のため、鉛製給水管を交換しましょう。●地域や団体、事業者は、節水意識を高め、節水に努めましょう。●地域や団体は、行政と連携し、町民への啓発活動等を行い、公共下水道施設や農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の整備及び単独槽、汲み取り便槽からの転換、清掃・点検など適正な維持管理を促しましょう。

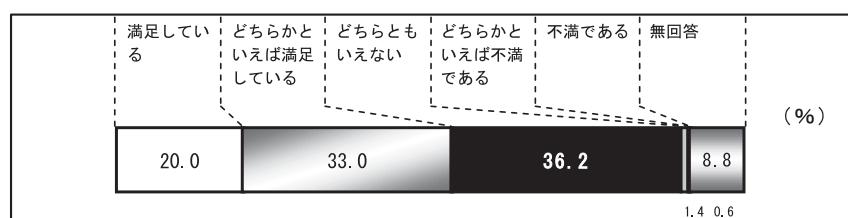
3-4 ガス

現状と課題

都市ガスは、熱エネルギーとして家庭生活に欠かすことができない重要な社会基盤です。本町では、地場産の天然ガスを原料として昭和39年から都市ガス事業を開始し、昭和59年度からは、地場産の天然ガスと輸入液化天然ガス（LNG）を混合し、保安を確保しながら安定して供給を継続しています。

今後とも、災害に強いライフラインするために経年ガス管等の改修を行うとともに、家庭のオール電化など他燃料との競合等による需要の減少を抑制しながら、経営の健全化に努め、便利でクリーンな都市ガスを安全かつ安定的に供給していく必要があります。

【町営ガス事業の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

3-4-1 経年ガス管の改修

- ① 町で管理する道路部分の非耐震管である経年低圧塩ビ管及び腐食劣化しやすい白ガ

ス管（亜鉛メッキ鋼管）の入替工事を計画的に推進します。

- ② 宅地内の腐食劣化しやすい白ガス管の交換を促すよう積極的に周知していきます。

3 - 4 - 2 保安の確保

- ① ガスの製造施設及び供給施設の日常点検と定期点検を確実に実施します。
- ② 需要家保安のため、消費機器調査と内管検査を実施し、ガスの安全な使用について啓発していきます。

3 - 4 - 3 経営の健全化と広報活動の推進

- ① 経費節減を図りつつ、適正な料金を設定し、経営の健全化に努めます。
- ② 便利でクリーンな都市ガスをあらゆる機会をとらえて宣伝し、他燃料との競合による需要の減少抑制に努めます。

主 事 業

■ガス管耐震化事業

関連する個別計画

●低圧ＶＰ管対策長期計画（平成21年度～平成32年度）

ベンチマーク（施策指標）

指 標 名	単位	平成 26 年度 (実 繕 値)	平成 32 年度 (中間年度目標値)	平成 37 年度 (最終年度目標値)
非耐震ガス管残存延長	m	18,947	0	0
ガス管耐震化率	%	92.4	100.0	100.0
白ガス管（灯外内管）の残存本数	箇所	2,780	0	0
白ガス管（灯外内管）残存率	%	43.3	0.0	0.0

町民等に期待される主な役割

町 民	●宅地内の白ガス管を腐食に強いポリエチレン管等へ交換しましょう。 ●都市ガスを正しく安全に使用しましょう。
地 域 団 体 事 業 者	●地域・団体・事業者は、白ガス管を腐食に強いポリエチレン管等へ交換しましょう。 ●地域・団体・事業者は、都市ガスを正しく安全に使用しましょう。



元気な庄内町の子どもたち

3－5 公園・緑化

現状と課題

公園や緑地は、町民のやすらぎ・いこいの場、子どもの遊び場など快適な生活環境を形成するとともに、災害時には避難場所となる重要な施設です。

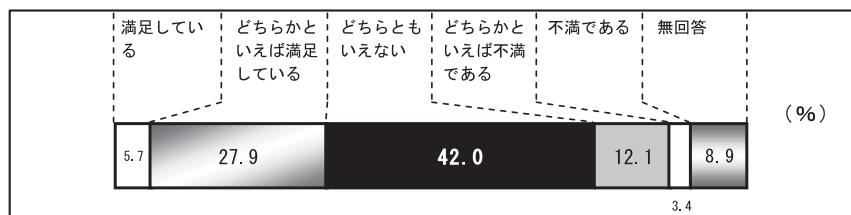
本町は、磐梯朝日国立公園の一角をなす霊峰月山の頂を有し、豊かな緑をたたえる出羽丘陵、月山を源とする東北屈指の清流立谷沢川、母なる川最上川、そして、広々とした田園地帯である庄内平野に抱かれた美しい町であり、自然の緑や水に親しめる場が数多くあるほか、都市公園1箇所、農村公園14箇所など、種々様々な公園が整備され、町民のいこいの場として親しまれています。

しかし、町民の生活に身近なやすらぎ・いこいの場、子どもの遊び場としての公園の整備状況は十分とはいえません。また、既存施設の老朽化への対応、少子高齢化を踏まえたバリアフリー化など、町民ニーズや時代の要請に応える適正な維持管理も課題となっています。

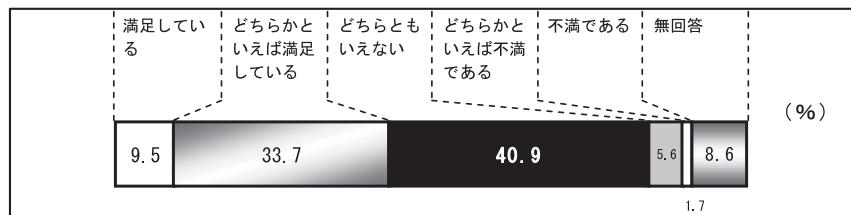
このため、市街地や集落内における身近な公園の整備、町民の参画・協働による適正な維持管理の促進に努めるとともに、特色ある公園・緑地、親水空間の保全と活用に努める必要があります。

また、花と緑あふれる快適な住環境の創出に向け、町民の参画・協働のもと、花のまちづくりや緑化を推進していく必要があります。

【公園・緑地の整備状況に関する町民の満足度】



【緑化の推進状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

3-5-1 身近な公園の整備と管理体制の充実

- ① 町民の身近なやすらぎ・いこいの場、子どもの遊び場、防災空間を確保するため、身近な公園の整備を図ります。
- ② 安全性の確保と利用率の向上に向け、老朽化した既存公園施設・設備の点検・改修を計画的に推進します。
- ③ 地域住民による公園の愛護活動を促進し、参画・協働による維持管理体制の充実に努めます。

3-5-2 特色ある公園・緑地、親水空間の保全と活用

子どもが安全に水辺で遊ぶことができる清川河川公園など、水辺や自然を生かした特色ある公園・緑地、親水空間の保全及び有効活用を進めます。

3-5-3 緑化の推進

- ① 町民・地域・学校・団体等が一体となって積極的に参画し、いきいきとした美しく心地よい地域を創出することを目指し、主体的な取り組みを支援しながら、花のまちづくりや緑化を推進します。
- ② 花のまちづくり事業や季節の花に関する情報を広報紙やホームページで積極的に発信します。

主要事業

■公園・緑地の維持管理事業

■公園のバリアフリー化事業

■花のまちづくり事業

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
花苗配布団体数	団体	172	180	185
花苗配布本数	本	47,640	48,000	48,000
花のまちコンクール参加団体数	団体	21	25	30

町民等に期待される主な役割

町民	●公園や緑地の維持管理活動に参画しましょう。 ●緑化意識を高め、花のまちづくりや緑化に参画しましょう。
地域団体事業者	●地域や団体は、公園や緑地の維持管理活動を行いましょう。 ●地域や団体、事業者は、緑化意識を高め、花のまちづくりや緑化を行いましょう。

3－6 消防・防災

現状と課題

未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降、安全・安心への人々の意識が急速に高まり、あらゆる災害に強いまちづくりが強く求められています。

本町の消防体制は、酒田地区広域行政組合消防本部による広域的な常備消防と、庄内町消防団（13分団、団員数969人、平成27年5月現在）による非常備消防で構成されています。

生活様式の多様化や市街地への人口集中、住宅の密集、高齢化の進行等により、火災発生原因は多様化の傾向にあるとともに、救急出動の回数の増加が見込まれます。

施設面では、小型ポンプ及びポンプ自動車の更新、格納庫の改築、ホース乾燥塔の新設等が必要となっています。

このため、広域的連携による常備消防及び救急の体制の充実を進めるとともに、時代に即した消防団の活性化対策を推進する必要があります。また、消防施設全般についても整備充実を進めていく必要があります。

防災体制では、高齢化が進む中、避難行動要支援者^{※18}等の情報の収集・伝達並びに土砂災害危険区域等の周知により、避難対策の確立が重要な課題となっています。

本町では、平成24年度から2箇年にわたり防災全般の総合的指針である地域防災計画の改訂、町職員用の災害時職員初動マニュアルの再作成を行ったほか、避難所運営マニュアルの作成を行っています。今後は、これらの計画等に基づき、総合的な防災体制の強化を進めていく必要があります。

また、1級河川立谷沢川沿いの中山間地域には、急峻な山に囲まれた15集落が点在しており、立谷沢川に流れ込む多くの支川に接近して人家が建っている状況にあります。

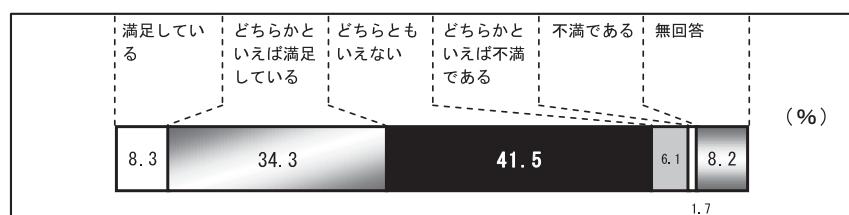
近年、局地的な集中豪雨により支川の洪水被害がたびたび発生しており、雨とともに大量の土砂が立谷沢川へ流出するだけでなく、人家に被害を及ぼす危険性もあることから、洪水や地すべり・土石流など土砂災害等から町民の生命・財産を守るため、治山・治水対策を引き続き関係機関に要望していく必要があります。

また、近年、全国的に管理が不十分な空家が増えてきており、これに伴い住民に最も身近な市町村に相談が寄せられるようになっており、安全・安心な生活を確保する上での大きな課題となってきています。

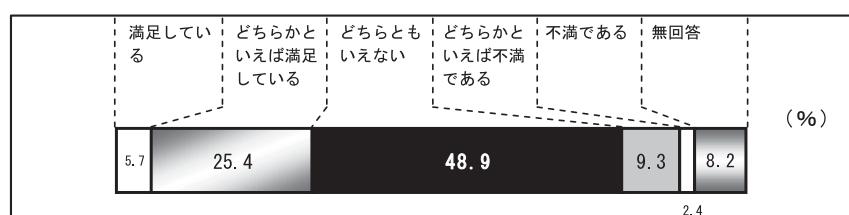
このため、空家バンクへの登録といった利活用対策ばかりでなく、町民の安全・安心を確保する観点から、管理不全な状態にある空家の所有者に適切な措置を求める等の対応を講じ、防災、衛生、景観等の生活環境の保護、保全に努める必要があります。

用語解説 ※18 高齢者や障がい者、乳幼児など避難の際に特に支援する必要がある人。

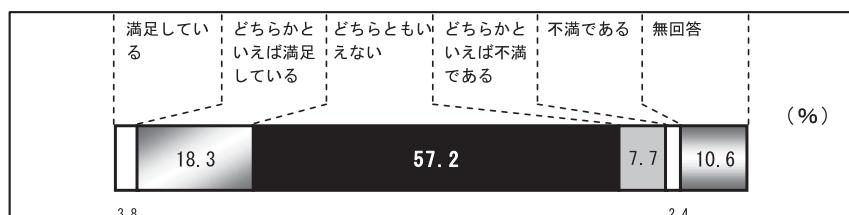
【消防・救急体制に関する町民の満足度】



【防災体制に関する町民の満足度】



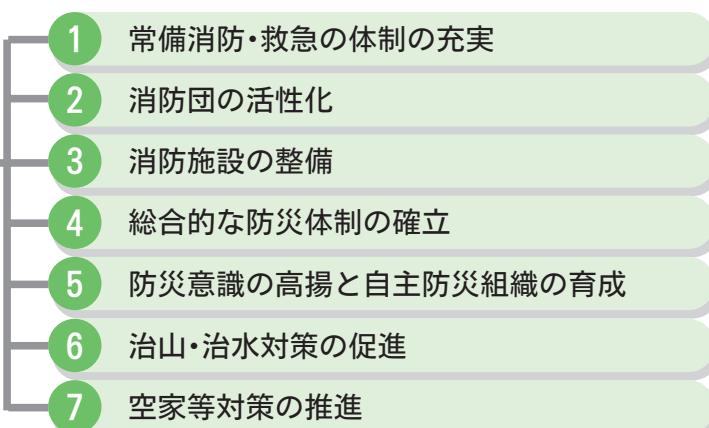
【治山・治水対策の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施 策 の 体 系

消防・防災



主要施策

3-6-1 常備消防・救急の体制の充実

- ① 広域的連携のもと、職員の資質向上や施設・設備の整備充実を進め、常備消防・救急の体制の充実を図ります。
- ② 大規模災害に対応できる体制づくりに向け、常備消防・救急体制のさらなる広域化を進めます。

3-6-2 消防団の活性化

広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する町民の理解と協力を求めながら、団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上など、消防団の活性化対策を推進します。

3-6-3 消防施設の整備

経年による老朽化に対応し、小型ポンプ及びポンプ自動車、格納庫、ホース乾燥塔、消火栓、防火水槽など、各種消防施設・設備の整備を計画的に推進します。

3-6-4 総合的な防災体制の確立

地域防災計画の指針等を適宜見直し、これらに基づき、総合的な防災体制の強化を進めます。特に、防災行政用無線のデジタル化、その他災害時の情報通信体制の確立を図るとともに、避難行動要支援者等の避難支援体制の充実、備蓄品の計画的な配備、物資の提供等協力体制の整備、資機材の点検及び避難場所・避難所の周知徹底を図ります。

3-6-5 防災意識の高揚と自主防災組織の育成

防災に関する各種訓練・研修を推進し、防災マップやハザードマップの作成・活用により、町民が自ら命を守る自助の防災意識の高揚を図ります。また、地域防災の要となる自主防災組織の育成及び活動を支援し、地域ぐるみの共助による防災体制の確立に努めます。

3-6-6 治山・治水対策の促進

- ① 土砂崩れや山腹崩壊による自然災害から山間地域を守るとともに、山林資源を保全管理し森林を後世に残すため、治山・砂防事業の推進を関係機関に要請していきます。
- ② 最上川、京田川及び立谷沢川などの堤防除草を実施し、河川の環境保全及び河川愛

護意識の高揚を図るとともに、水害から町民の生命と財産を守り、安全で安心できる生活の確保を目指し、河川改良事業の推進を関係機関に要請していきます。

- ③ 近年の大雨により市街地で浸水被害が生じているため、浸水被害等の常習地域において、水路の整備を行い被害の軽減を図ります。

3 - 6 - 7 空家等対策の推進

- ① 空家等の町民等からの相談を受ける体制や空家等対策に関する内部部署の連携体制の強化を図ります。
- ② 空家等の所在及び状態の実態把握や、その所有者などの特定を行うとともに、空家等対策計画の作成に努めるなど、総合的な空家等対策を推進します。

主 要 事 業

- | | |
|-----------|-------------|
| ■常備消防事業 | ■防災施設設備整備事業 |
| ■防火啓発事業 | ■治山・治水事業 |
| ■教育訓練事業 | ■河川堤防除草事業 |
| ■消防施設整備事業 | ■市街地排水対策事業 |
| ■防災対策事業 | ■空家等対策事業 |

関連する個別計画

- 庄内町地域防災計画（平成25年度～）
- 庄内町空家等対策計画（予定）（平成29年度～平成38年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
消防団員数	人	971	970	970
火災発生件数	件	4	0	0
集落・団体等の防災訓練・研修等回数	回	65	100	130
集落・団体等の防災訓練・研修等参加者数	人	2,634	2,900	3,150

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団に参画し、活動しましょう。 ●自主防災組織に参画し、活動しましょう。 ●防災訓練等に参加し、防災知識・意識を高め、各家庭で実践しましょう。 ●防災マップ、ハザードマップ等で、被害範囲や避難所の位置を確認しましょう。 ●身近な要支援者を把握し、災害発生時には避難支援を行いましょう。 ●危険箇所を発見したときは関係機関に通報しましょう。 ●空家等の適正管理に努めましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団は、団員の確保や資質の向上等を進め、消防力の強化に努めましょう。 ●自主防災組織は、組織の強化及び活動の充実に努めましょう。 ●地域や団体において、身近な要支援者を把握し、災害発生時には避難支援を行いましょう。 ●地域や団体は、災害発生時には、物資提供や復旧活動等に協力しましょう。 ●事業者は、事業所内の防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害発生時には、物資提供や復旧活動等に協力しましょう。 ●地域や団体は、危険箇所を発見したときは関係機関に通報しましょう。

3－7 交通安全・防犯

現状と課題

近年、交通事故件数は全国的に減少傾向にありますが、高齢者が関係する事故の割合が高く、その対策が求められています。また、国道等の道路環境の向上が図られる一方で、交通量の増加、速度超過等の交通違反や交通マナーの低下など、様々な要因により交通事故は依然として多い状況にあります。

本町においては、平成26年における交通事故件数は94件、死者は1人となっています。

このような中、交通事故のさらなる防止・抑制に向け、警察署や交通安全協会、交通安全母の会等の関係機関・団体との連携のもと、子どもや高齢者を対象とした体験型の交通安全教室をはじめ、広報活動や交通安全運動期間の啓発活動等を積極的に推進し、町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上を進めていく必要があります。

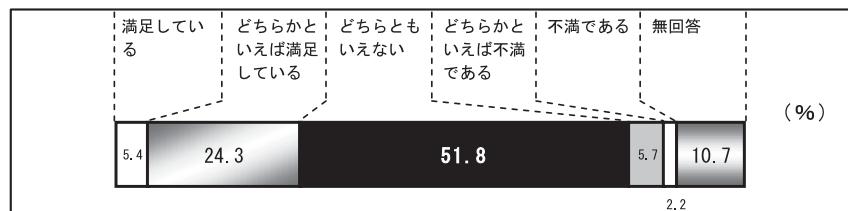
さらに、道路網の高速化が進められる中、道路周辺事情が変化し、交通量の一層の増加と高齢運転者の増加等も見据え、交通安全対策全般のさらなる拡充が必要です。

一方、全国的に振り込め詐欺等の特殊詐欺、ウェブサイトを使った知的犯罪、危険ドラッグ等を使った凶悪犯罪の増加とともに、犯罪の低年齢化も進んでおり、その対策が急務となっています。

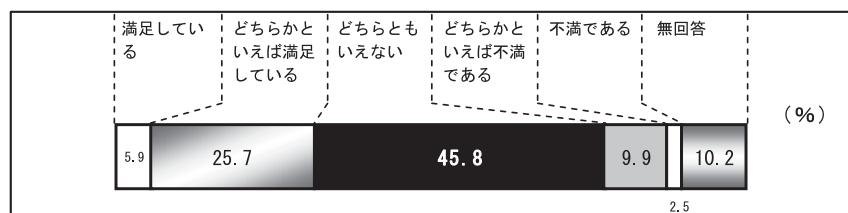
本町では、警察署や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めています。

しかし、今後、核家族化の進行や高齢世帯の増加、これらに伴うコミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されることから、より一層の防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

【交通安全対策に関する町民の満足度】



【防犯体制に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

3-7-1 交通安全意識の高揚

- ① 関係機関・団体との連携のもと、交通安全関連事業や広報・啓発活動の充実に努めるとともに、幼児施設や学校、職場、地域でのあらゆる機会をとらえた交通安全教育の推進に努めます。
- ② 交通安全対策協議会の充実に努めるとともに、交通安全協会や交通安全母の会など、関係団体の組織の充実を促進します。
- ③ 高齢者の運転による交通事故の防止を図るため、運転免許証の自主返納を促進します。

3-7-2 交通安全施設等の整備充実

- ① 道路網の整備に伴い、交通量の増加が見込まれる国・県道については、交通安全施設及び道路環境の整備充実を要請していきます。

- ② 町道等においても、区画線やガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を推進します。

3・7・3 防犯意識の高揚

- ① 関係機関・団体との連携のもと、防犯関連事業やチラシ配布、車両等での広報・啓発活動等を推進し、町民の防犯意識の高揚に努めます。
- ② 町青パト隊や見守り隊等による地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動を促進します。
- ③ 防犯協会や防犯関係団体等の組織の充実を促進します。

3・7・4 防犯灯の設置

夜間における防犯環境の向上に向け、通学路を中心とした防犯灯の設置・改修を行い、新設及び灯具交換時においては、環境に配慮したLED^{※19}灯の導入を計画的に推進します。

3・7・5 犯罪防止・抑制等の推進

警察署及び関係機関・団体と連携し、情報の提供や犯罪の未然防止・抑制に向けた活動を推進します。

主　要　事　業

- | | |
|-------------|-----------|
| ■交通安全啓発事業 | ■防犯団体育成事業 |
| ■交通安全団体育成事業 | ■防犯施設整備事業 |
| ■交通安全施設整備事業 | |

関連する個別計画

- 庄内町第10次交通安全計画（平成28年度～平成32年度）

用語解説 ※19 発光ダイオード。白熱灯に比べて大幅な省エネルギーが可能。

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
交通事故発生件数	件	94	70	50
交通事故死者数	人	1	0	0
犯罪発生件数	件	65	50	40
防犯灯設置数（累計）	基	416	460	465

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全関連事業や交通安全教育等に参加し、交通安全意識を高め、交通ルールや交通マナーを守りましょう。 ●高齢者は、免許証の自主返納について検討しましょう。 ●交通安全に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょう。 ●防犯関連事業等に参加し、防犯意識を高め、家庭における身近な防犯対策を行いましょう。 ●地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動に参画しましょう。 ●防犯に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や団体、事業者が一体となって、交通安全関連事業や広報・啓発活動、交通安全教育等を行いましょう。 ●地域や団体は、交通安全に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょう。 ●地域や団体、事業者が一体となって、防犯関連事業や広報・啓発活動等を行いましょう。 ●地域や団体は、地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動を行いましょう。 ●地域や団体は、防犯に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょう。

3-8 雪対策

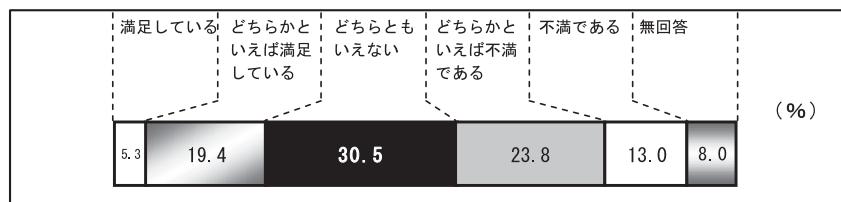
現状と課題

豪雪地帯に暮らす人々にとって、快適で安全・安心な生活を確保するためには、雪への対応が大きな課題としてあげられます。

特に、特別豪雪地帯に指定されている本町においては、雪対策は必要不可欠な要件であり、除雪や排雪の徹底をはじめ、雪と共に存できる環境整備が強く求められます。

このため、道路の除排雪体制の維持・充実に努めるとともに、高齢者世帯等への支援を行い、だれもが快適・安全・安心な冬の暮らしを送れる環境づくりを進めていく必要があります。

【雪対策の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

3-8-1 道路の除排雪体制の充実

- ① 除雪機械を計画的に更新し、町道の除排雪体制の維持・充実を図るとともに、国・県道の除排雪体制の維持・充実を関係機関に要請していきます。
- ② 地域において自主的に行う生活道路等の除雪を支援します。

3-8-2 高齢者世帯等の除雪の支援

労力的かつ経済的に自力での雪下ろしや除雪の実施が困難な高齢者及び障がい者のみの要援護高齢者世帯等に対し、雪下ろし及び除雪の支援を行います。

主要事業

■除雪機械更新事業

■除排雪対策事業

■在宅老人対策事業

関連する個別計画

●除雪基本計画（毎年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
生活道路除雪事業参画集落	集落	34	37	40
雪下ろし等実施件数	件	35	40	45
除雪支援実施時間	時間	1,137	1,150	1,170

町民等に期待される主な役割

町民	●町道等の除排雪作業にみんなで協力し合いましょう。
地域団体事業者	●集落において、身近な生活道路等の除排雪に取り組みましょう。

豊かで活力に満ちた産業のまち

4－1 農林水産業

現状と課題

農業は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、伝統文化の継承、地域における雇用機会の創出など、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町の基幹産業である農業を取り巻く現状については、米価の下落や農業者の高齢化などにより離農者が増加していくことが想定されます。認定農業者等の担い手の確保、後継者や新規就農者の育成が重要となっています。さらに、効率的な農業経営を構築するため、継続的な農業者の合意形成活動、農地の有効利用や農業経営の効率化、担い手への農地利用の集積に対して支援していく必要があります。

売れる農産物づくりについては、農業所得が継続的に減少する中、複合経営の推進や周年農業の確立が求められています。本町では、園芸振興作物のブランド化や畜産生産者と連携した環境保全型農業の確立が求められています。

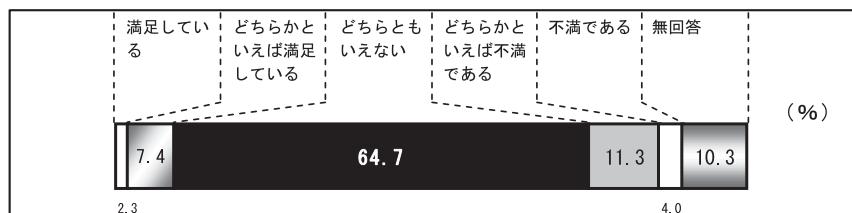
食育・地産地消、6次産業化については、農産加工や産地直売の拡大、食品製造業者等と連携した新商品開発など農業を起点とする農商工連携なども含めた多様な経営に取り組むことが重要となってきています。本町では、6次産業化施設を活用した加工特産品の開発や販売が進められています。地場産品の販売促進とクラッセ加工施設の利用や個人、団体での取り組みに対する支援、農産物交流施設の賑わい化が必要です。

農業生産基盤整備については、老朽化した幹線用排水路の改修や場整備事業未実施地区の整備などを推進する必要があります。

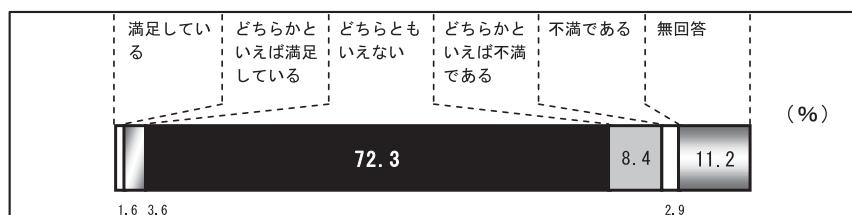
林業については、木材の価格低迷、林業従事者の高齢化、後継者不足などにより厳しい状況にあります。将来にわたって森林の持つ公益的機能を維持していくため、関係機関と連携しながら、林道等の整備、施業の集約化、大型機械の導入等によるコスト縮減を進めていく必要があります。

水産業については、内水面漁業として、関係団体によるサケのふ化・稚魚放流の支援や、地域との連携によるイワナの養殖を行っていますが、今後とも継続して取り組んでいく必要があります。

【農業振興の状況に関する町民の満足度】



【林業振興の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系

農林水産業

- 1 担い手の育成・確保
- 2 売れる農産物づくり、複合経営の促進、生産性の向上
- 3 食育・地産地消の充実、6次産業化の促進
- 4 農業生産基盤の整備
- 5 林業の振興
- 6 内水面漁業の振興

主要施策

4-1-1 担い手の育成・確保

- ① 国の政策に基づき、農業経営内容の明確な把握と効果的な経営管理を図るため、農業経営の法人化を支援します。

- ② 情報提供等を通じて、都会などからのU・I・Jターンによる新規就農者の育成・確保に努めます。
- ③ 各地域の取り組みを促進しながら、農業後継者の育成を支援します。
- ④ 女性農業者等の知識や技術の特色を生かし、地域農業の発展を支援します。
- ⑤ 農地中間管理事業の活用により、担い手への農地集積を促進します。
- ⑥ 生産調整の取り組み方法が変更された後も、関係機関と連携し支援を継続します。
- ⑦ 農作業ヘルパー制度の活用による繁忙期の人手不足解消を推進します。

4-1-2 売れる農産物づくり、複合経営の促進、生産性の向上

- ① 関係機関との連携のもと、生産コストの低減、生産性の向上を促進します。
- ② 園芸特産や畜産との複合経営や周年農業の確立による農業所得の維持・向上を促進します。
- ③ 売れる農産物づくりに向け、安全で安心な日本一おいしい米づくり、世界一品質の高い花づくりなどブランド化を目指した取り組みを進めます。
- ④ 米の消費拡大に努めるとともに、関係機関と連携して農産物の輸出を促進します。
- ⑤ 堆肥生産センター等により、耕畜連携や循環型資源活用による環境保全型農業を促進します。
- ⑥ 今後懸念される有害鳥獣による農産物及び水産物被害への防止対策を強化します。

4-1-3 食育・地産地消の充実、6次産業化の促進

- ① 家庭や学校給食における食育の充実を推進します。また、生産者等と連携を図りながら地産地消を促進します。
- ② 地元農産物を生かした加工特産品の開発を促進します。
- ③ 地場産品の販売、消費拡大のほか、地域の活性化の拠点である道の駅として、農産物交流施設の賑わい化を図ります。
- ④ 農商工及び観光産業との連携により、6次産業化を促進します。

4-1-4 農業生産基盤の整備

- ① 土地改良事業による基盤整備を進めることにより、生産性の向上、生産コストの縮減等を促進します。
- ② 日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援するとともに制度の適切な運用に努めます。

4-1-5 林業の振興

- ① 森林を町民共有の財産ととらえ、水資源のかん養や洪水・山崩れ防止などの森林の持つ公益的機能の維持・回復に努めます。
- ② 森林に対する理解を深め、野外活動などの場として利用できる環境整備を推進します。
- ③ 良質材の産出と間伐材の利用、木質バイオマス資源の利用促進など、地元森林資源の循環利用を推進します。

4-1-6 内水面漁業の振興

- ① 関係団体への支援を行い、サケのふ化・稚魚放流を促進します。
- ② 地域と連携しながら、淡水魚養殖施設の運営と活用を図り、イワナの養殖と販売を推進します。

主要事業

- | | | |
|---------------|--------------|-------------------|
| ■農業振興企画事業 | ■園芸特産安定対策事業 | ■土地改良事業 |
| ■生産調整推進対策事業 | ■畜産振興対策事業 | ■多面的機能支払交付金事業 |
| ■農業再生対策事業 | ■食育・地産地消推進事業 | ■中山間地域等直接支払事業 |
| ■農業経営体活性化対策事業 | ■6次産業化支援事業 | ■環境保全型農業直接支払交付金事業 |
| ■作物生産安定対策事業 | ■道の駅推進事業 | ■林業振興事業 |

関連する個別計画

- 庄内町農業振興地域整備計画（平成27年度～）
- 庄内町おいしい米づくり推進計画（平成27年度～）
- 庄内町花き振興計画（平成20年度～平成30年度）
- 庄内町酪農・肉用牛生産近代化計画（平成24年度～平成32年度）
- 庄内町食育・地産地消推進計画（平成28年度～平成32年度）
- 庄内町森林整備計画（平成25年度～平成34年度）
- 庄内町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（平成25年度策定）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
農業生産額（農協系統のみ）	億円	53.4 (平成25年度)	56.6	59.3
認定農業者数	人	599	625	650
新規就農者数	人	3	5	7
担い手への農地集積率	%	82.3	83.0	85.0
学校給食への食材供給割合(重量ベース)	%	18.7	24.0	30.0
学校給食への食材供給割合(金額ベース)	%	7.6	10.0	13.0
花き生産額	億円	3	5	7
ほ場整備率（田）	%	95.0	96.0	99.0

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">●ごはんを食べて、米の消費拡大に努めましょう。●農産物加工や特産品開発の取り組みに参画しましょう。●農業への理解を深め、町内農産物の購入機会を増やしましょう。●県産木材を使用し、地元森林資源の循環利用に努めましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none">●地域や団体において、農産物加工や特産品開発の取り組みを行いましょう。●農業者は、行政や農業関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、経営体制の強化や売れる農産物づくり、生産性の向上などに努めましょう。●農業関連団体は、農業者が行う経営体制の強化や売れる農産物づくり、生産性の向上などの取り組みを支援しましょう。●地域や団体、事業者は、農業への理解を深め、町内農産物の購入機会を増やしましょう。

4-2 商工業・新産業

現状と課題

商業は、豊かな消費生活の提供、町の魅力や賑わいの創出など、まちづくりの上で重要な位置を占めていますが、全国的に郊外型大規模ショッピングセンターの出店等により、既存商店街の衰退や中心市街地の空洞化が進んでいます。

本町には8商店会が存在しており、中心市街地の活性化の一翼を担っていますが、後継者不足等により空き店舗が増加しており、商業集積が弱体化し、町民の利便性が失われつつあります。

このため、後継者の育成や起業家への支援、空き店舗の活用について、商工会との連携のもと、魅力ある商店街づくりを含めた総合的な観点からのまちづくりを行う必要があります。

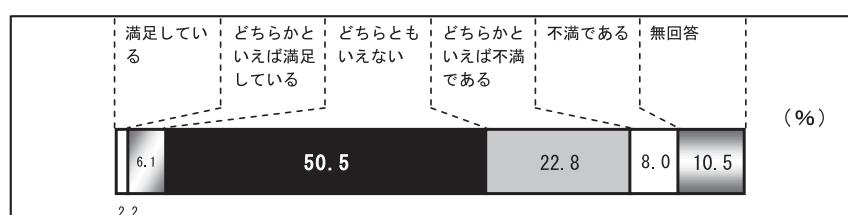
一方、工業の発展は、地域経済への貢献、雇用による若者の定住促進など、地域活性化に重要な役割を担っています。

本町の工業は、庄内臨空工業団地あまるめ、庄内工業団地たちかわ、都市計画区域における準工業地域に集積していますが、下請の中小企業がほとんどを占めており、事業環境の改善や経営基盤の強化といった課題を抱えています。

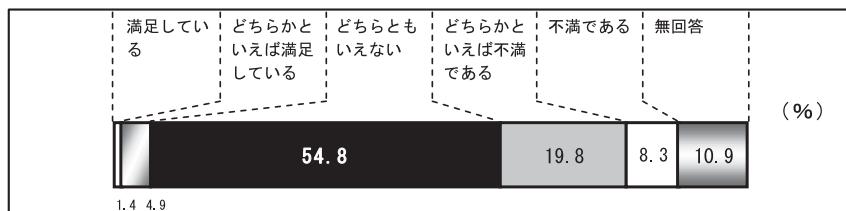
このため、商工会との連携のもと、各企業における人材育成や後継者育成、各企業の受注体制の強化への支援を行うとともに、雇用の場の拡充と新たな活力の創出に向け、企業誘致の推進と新たな工業団地の整備検討に努める必要があります。

また、平成26年度にオープンした新産業創造館「クラッセ」を核とした「6次産業化の里づくり」を進めていくため、地域産業資源の活用や農商工の連携による新たな特産品開発・商品づくり、新産業の創出等に向けた取り組みを積極的に進めていくことが重要です。

【商業振興の状況に関する町民の満足度】



【工業振興・企業誘致の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

4-2-1 商業の振興による賑わいづくり

町民に対し、町外への消費流出を抑止し、町内既存商店における購買意欲を高めるとともに、後継者の育成や地域活性化に向けて取り組む商工業グループ・団体等を支援し、商業の活性化と振興を図ります。

4-2-2 工業の振興による活力づくり

中小企業の連携と交流を促進するとともに、共同して行う受注開拓や技術向上、製品開発などへの取り組みや、工業展、商談会等に積極的に参加する企業を支援し、取引拡大を促進します。

4-2-3 創業・経営革新の促進

創業や経営革新、異業種間連携による新事業への取り組みは、地域経済の活性化を図り雇用の場を創出することから、意欲ある起業家や経営革新に挑戦する企業等を支援する環境づくりを推進します。

4-2-4 商工業経営の体質強化の促進

商工会等との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実、人材育成や後継者育成、事業継承などの支援体制の強化を図るとともに、各種金融制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を図ります。

4-2-5 中心市街地活性化計画の具現化

中心市街地における商業・公共サービス機能や住環境の向上、生活・交通弱者の利便性向上など、都市機能を総合的に高め、快適で個性や地域性豊かなまちづくりを進めるため、町民・商業者・まちづくり会社・行政等が一体となって中心市街地活性化計画の具現化を図ります。

4-2-6 新たな企業の立地促進

- ① 町内への企業立地を促進するため、企業の設備投資動向の情報収集を行うとともに、関係機関等と連携した誘致活動を展開します。新たに進出もしくは拡充を行う事業者に対しては、土地及び工場等の取得や雇用の拡大に対して支援を行います。
- ② 雇用の場の拡充と若者の地元定着率の向上、新たな活力の創出に向け、新たな工業団地の整備について検討していきます。

4-2-7 特産品開発、新産業創出等の支援

関係機関、団体等との連携のもと、産業支援、研究開発機能の強化を図り、農産物等の加工における技術の高度化や新たな特産品の試作・開発とともに、地域資源等を活用した新産業の創出を促進します。

主要事業

- | | | |
|-----------|------------------|------------|
| ■商業振興対策事業 | ■中心市街地商業等活性化対策事業 | ■新産業創出支援事業 |
| ■工業振興対策事業 | ■企業誘致推進事業 | |
| ■商工金融対策事業 | ■6次産業化推進事業 | |

関連する個別計画

- 第2次庄内町中心市街地活性化計画（平成28年度～平成32年度）
- 庄内町創業支援計画（平成28年度～平成31年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
起業家応援補助金採択件数 (平成19年からの累積)	件	19	35	55
事業所数（卸売・小売業・飲食業・飲食店・宿泊業）	事業所	322 (平成24年度)	305	285
従業者数（卸売・小売業・飲食業・飲食店・宿泊業）	人	1,433 (平成24年度)	1,350	1,250
製造品出荷額等 (従業員4人以上の製造事業所)	百万円	19,179 (平成24年度)	26,500	26,500
新産業創造館来館者数	人	171,000	180,000	200,000

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">● 地域商業とその役割について理解を深め、地元商店での商品の購入機会を増やしましょう。● 地元企業の重要性について理解を深め、その健全な発展に協力しましょう。● 中心市街地の活性化に関する取り組みに協力しましょう。● 企業誘致活動への理解を深め、情報の提供や用地の確保等に協力しましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none">● 地域や団体は、地域商業とその役割について理解を深め、地元商店での商品の購入機会を増やしましょう。● 地域や団体は、地元企業の重要性について理解を深め、その健全な発展に協力しましょう。● 商工業事業者は、行政や関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、経営革新や新事業への取り組み、経営体质・基盤の強化等に努めるとともに、地域社会に貢献し、町民生活の向上に資するよう努めましょう。● 地域や団体・事業者は、中心市街地の活性化に関する取り組みに協力しましょう。● 商工業関連団体は、事業者が行う商工業の活性化や特産品の開発、新産業の創出に向けた取り組みを支援しましょう。

4-3 観光

現状と課題

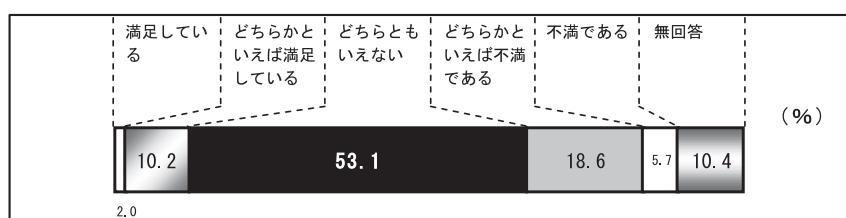
近年の観光ニーズは、自然体験やゆとり、癒しを求めるなど、ますます多様化・高度化する傾向にあり、こうした変化に対応した魅力ある観光地づくりや体験・滞在交流型観光の新たな視点が求められています。

本町は、日本百名山の一つである月山や平成の名水百選に選ばれた立谷沢川をはじめ、豊かな自然や田園風景に恵まれるとともに、出羽三山信仰にまつわる歴史や文化、日本一おいしい米と豊富な食材、歴史的な街並み、四季折々のイベント、さらには6次産業の拠点である新産業創造館「クラッセ」や月の沢温泉「北月山荘」、ギャラリー温泉「町湯」など、多彩な観光・交流資源を有し、観光・交流人口は年間約70万人に達しています。

しかし、日帰り客がほとんどを占めているほか、数多くの地域資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光・交流資源として十分に活用されているとはいえない状況にあります。

このため、自然志向・健康志向の強まりや癒しを求めるニーズ等を踏まえながら、既存観光・交流施設の整備充実・活用や新たな資源の掘り起こしをはじめ、情報発信の強化、広域観光体制の充実、観光団体の育成・強化、さらには交流人口の増加を見据えたコンベンション※20機能の強化など、庄内地域の玄関口の「滞在・交流する町」として住んでよし訪れてよしの観光地域づくりを推進していく必要があります。

【観光振興の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

用語解説 ※20 大規模な集会や会議、大会。

施策の体系



主要施策

4-3-1 観光・交流資源の充実・活用

- ① 月の沢温泉「北月山荘」をはじめとする既存観光・交流施設の適正管理及び整備充実、イベントの再編、グリーン・ツーリズムのさらなる展開など、既存資源の一層の充実・活用を図ります。
- ② 清川歴史公園構想や狩川城址公園構想の推進など、新たな観光・交流資源の掘り起こしを進めます。

4-3-2 住んでよし訪れてよしの観光地域づくり

- ① 自然志向・健康志向に着目した観光の展開に向け、関係機関・団体と連携し、豊かな自然・歴史、食文化、温泉等を組み合わせた本町ならではの体験・滞在交流型観光の拡充に努めます。
- ② まち歩き、むら歩きを通して、地域の人々と来訪者がふれあう交流を促進し、地域の応援団を増やしていく取り組みを推進します。

4-3-3 情報発信の強化

幅広い年齢層の誘客を図るため、パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、観光アプリやSNS^{※21}、マスコミの活用、首都圏での観光物産PR活動の推進等を通じ、豊かな食文化をはじめ、本町の観光について旬な情報を発信するとともに、インバウンド^{※22}に対応した取り組みも推進します。

用語解説 ※21 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。
※22 訪日外国人旅行。

4-3-4 広域観光体制の充実

周辺自治体や関係機関・団体と連携し、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進、交通網の整備促進など滞在・交流を促す基盤整備の促進等に努めます。

4-3-5 観光団体の育成・強化

観光振興の柱となる観光協会の育成・強化を図り、町民・事業者・関係団体等の有機的な連携とネットワークの構築を進め、地域ぐるみでのおもてなし観光を促進します。

4-3-6 コンベンション機能の強化

観光・交流資源だけでなく、「響ホール」や八幡スポーツ公園をはじめとする文化・スポーツ資源等も有効に活用し、大規模な会議や大会の誘致を行うなど、庄内地域を中心の町としてのコンベンション機能の強化に向けた取り組みを進めます。

主要事業

- 立川地域観光誘客促進事業
- 特產品等PR促進事業
- 観光振興事業
- 広域観光連携事業
- 体験・滞在交流型観光事業
- 観光基盤整備事業
- 観光情報発信事業

関連する個別計画

- 庄内町観光振興計画（平成25年度～平成29年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
観光・交流人口	人	700,000	800,000	1,000,000
観光宿泊者数	人	6,600	10,000	30,000
まち歩き参加者数	人	600	1,000	1,500
観光ホームページアクセス件数	件	—	120,000	250,000

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">●観光・交流資源の充実や体験・滞在交流型観光の展開等に参画しましょう。●来訪者との交流を通して、自らの暮らしの場の魅力を再発見し、地域の魅力を再認識しましょう。●観光PR活動や情報発信の取り組みに参画しましょう。●来訪者を「おもてなし」の心を持って迎えましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none">●行政と連携し、観光・交流資源の充実や体験・滞在交流型観光の展開等を図りましょう。●行政と連携し、観光PR活動や情報発信の取り組みを行いましょう。●観光関連団体は、各種活動の充実に努めるとともに、組織強化を図り、自主運営に努めましょう。

4-4 雇用対策

現状と課題

わが国の雇用情勢は、リーマン・ショック^{※23}が発生した平成21年以降の厳しい状況からは確実に回復傾向にあるものの、雇用者全体に占める非正規雇用者の割合は増加の一途を辿り、国民一人一人に安定的な雇用が提供されているとはい難いのが実情です。

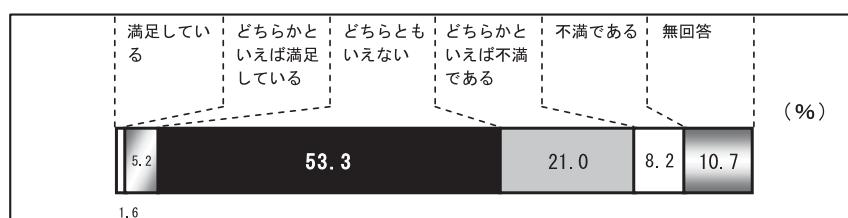
庄内地域における雇用情勢についても、近年の厳しい状況からは脱却しつつあるものの、求人の内容は相変わらず非正規雇用が多く、正規雇用は緩やかな増加にとどまっています。また、雇用の場の絶対数が少なく、若者の地元定着やU・I・Jターン者を受け入れるまでの大きな妨げとなっています。

雇用対策としては、地元企業や誘致企業に対する支援・各種優遇措置等の施策により、町民の雇用拡大を促進しました。また、求職者に対してはハローワーク等関係機関との連携や、広域的連携による求人情報の提供、雇用産業活性化支援員の配置による個別相談等を実施し、きめ細かい就職支援を行いました。その他、就業につながる職業訓練・能力開発に対する支援、新産業分野の創造による雇用の場の拡大促進等の取り組み等を行ってきました。

労働対策としては、福利厚生の充実のため、金融機関と提携した低利の勤労者向け資金制度の運用や、異業種間交流事業等を実施しています。

今後は、求職者に対するきめ細かい情報提供や支援、雇用の場の拡大につながる各種支援・施策等を継続して実施するとともに、各企業における正規雇用化など労働者の待遇改善や労働者の福利厚生の充実等を促進していく必要があります。

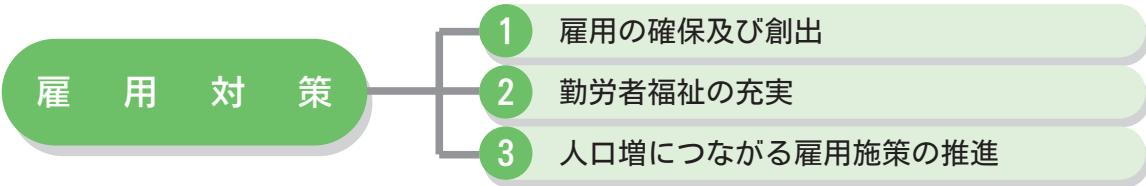
【雇用対策の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

用語解説 ※23 米国第4位の投資銀行であったリーマン・ブラザーズが経営破綻し、続発的に世界的な金融危機が発生した事象。

施策の体系



主要施策

4-4-1 雇用の確保及び創出

- ① ハローワーク等関係機関との連携を強化し、情報提供や情報共有、各種就職支援事業への協力等を行うとともに、雇用産業活性化支援員を配置し、求人情報の提供や就職・内職相談等きめ細やかな個別相談を実施します。
- ② 地元企業や起業家等の支援、新たな産業分野の開発、新たな企業の誘致等により、雇用の創出を促進します。

4-4-2 勤労者福祉の充実

- ① 金融機関と連携し、勤労者生活安定資金貸付制度を運用します。
- ② 中小企業における労働者福祉の充実のため、庄内町企業同友会が実施する福利厚生事業を支援します。

4-4-3 人口増につながる雇用施策の推進

- ① 町内の高校生等が地元企業への理解を深められる取り組みなどを行い、地元企業への就職やその後の職場定着を促進します。
- ② 企業等のU・I・Jターン者の受け入れに向けた取り組みを支援するとともに、就労支援や地域おこし協力隊等の導入により、人口流入を促進します。

主要事業

■雇用対策事業

■労働対策事業

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
求職・内職相談回数	回	13	20	30
企業同友会会員事業所数	事業所	83	90	100

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ●情報提供や就職相談等を効果的に利用しましょう。 ●勤労者のための資金貸付制度を効果的に利用しましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、行政や関係機関等と連携し、情報提供や就職相談を行い、若者やU・I・Jターン者の雇用に努めましょう。 ●事業者は、庄内町企業同友会へ入会し、福利厚生の充実に努めましょう。 ●事業者は、正規雇用化を推進しましょう。

4－5 消費者対策

現状と課題

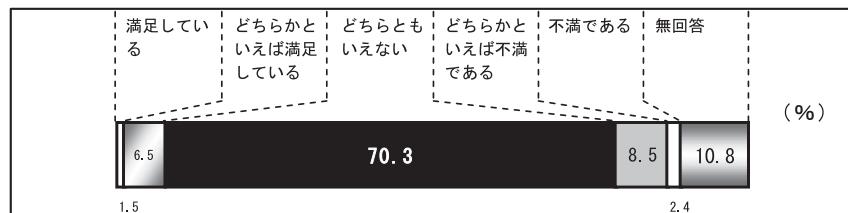
急速な経済発展とともに国民所得の拡大、生活水準の向上が進み、豊かな消費生活社会が到来しました。その反面、社会情勢も複雑化し、消費者問題も、その内容が幅広くなるとともに相談件数も年々増加傾向にあります。

本町においても、こうした消費者問題は同様の傾向がみられ、これまでに行政相談窓口の設置、休日相談会の実施、消費者団体への支援、消費者教育講演会の開催を通じ、消費者問題への対応及び情報提供を行ってきました。また各種イベントの際、消費者被害防止の啓発活動に取り組んできました。

今後は、高齢化の急速な進行による高齢者人口の増加とともに、その資産管理、健康、孤独などの不安につけ込んだ悪質商法の巧妙化や、近年のインターネットの普及に伴った消費者被害のさらなる低年齢化が心配されるなど、消費者問題は今後ますます多様化・複雑化することが懸念されています。

これらを踏まえ、本町では、町民一人一人が自立した消費者として消費者問題に関心を持ち、消費者と地域・団体・関係機関が相互に連携し合い、情報提供及び被害の未然防止活動に努めることが必要です。

【消費者対策の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系

消費 者 対 策

1

消費者の意識高揚

2

消費者保護の充実

主要施策

4-5-1 消費者の意識高揚

消費者教育、啓発活動、消費生活などの情報提供を積極的に行い、消費者の意識高揚と知識向上、消費者被害の未然防止に努めます。

4-5-2 消費者保護の充実

- ① 消費者被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関との連携のもと、消費者相談体制の充実に努めます。
- ② 消費者が不利益を受けることがないよう、計量器、電気用品、家庭用品、消費生活用製品の検査を実施し、商品の表示、安全性等の適正化を促進します。

主要事業

■消費者行政推進事業

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
消費者相談者数	人	14	24	32

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ●自立した消費者として常に消費者問題に关心を持ちましょう。 ●被害発生時には、速やかに消費者相談を受け、早期解決に努めましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や団体は、消費生活で習得した知識を積極的に共有し、情報発信と被害の未然防止に努めましょう。 ●事業者は、消費者への安全・安心な商品提供、適正な商品表示、商品事故防止対策に努めましょう。

未来への基盤が整ったまち

5－1 土地利用

現状と課題

土地は、限られた貴重な資源であり、かけがえのない郷土と豊かな自然を守りつつ、調和のとれた計画的な土地利用を進めていくことが求められます。

本町は、月山の裾野に広がる総面積249.17km²の広大な町域を有する町で、山林・農用地・原野が総面積の約87%を占めています。また、余目地域の市街地部分が余目都市計画区域として指定され、都市計画法の規制による土地利用の誘導が行われています。

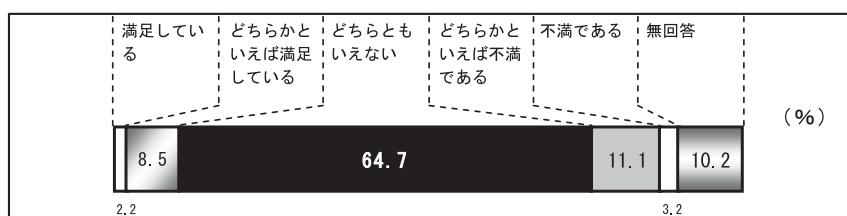
これまでの土地利用の推移をみると、農用地面積が減少し、宅地面積が増加していく傾向にあります。

このような状況の中、特色ある農業の町として、整備された優良農地を保全・活用していくとともに、環境保全の重要性が叫ばれる中、豊かな自然や森林の保全に努めることが必要となっています。

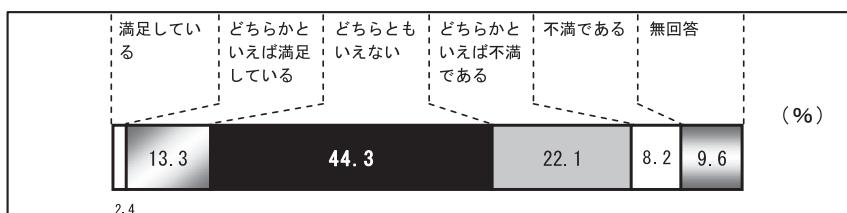
しかし一方では、人口減少が進む中、定住・移住の促進や交流人口の増加、商工業の振興、利便性の向上等を目指した積極的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

このため、今後は、基本構想「土地利用の方針」に基づき、土地利用関連計画等の総合調整を行いながら、町の発展を見据えた計画的な土地利用を進めていく必要があります。

【土地利用の状況に関する町民の満足度】



【中心市街地の整備状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系

土地利用

- 1 土地利用関連計画等の総合調整
- 2 適正な土地利用への誘導

主要施策

5-1-1 土地利用関連計画等の総合調整

基本構想「土地利用の方針」に基づいた計画的な土地利用を推進するため、都市計画用途地域や農業振興地域整備計画、森林整備計画等の総合調整を行います。

5-1-2 適正な土地利用への誘導

- ① 土地利用関連法・関連計画等についての周知に努めるとともに、これらに基づく規制・誘導に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。
- ② 都市計画に関する事項については、都市計画審議会に諮り、適正な土地利用への誘導を図ります。

関連する個別計画

- 庄内町農業振興地域整備計画（平成27年度～）
- 庄内町森林整備計画（平成25年度～平成34年度）

町民等に期待される主な役割

町 民	●土地利用関連法・関連計画等に基づき、適正な土地利用に努めましょう。
地 団 体 事 業 者	●事業者は、土地利用関連法・関連計画等に基づき、適正な開発を行いましょう。

5－2 住宅・定住促進

現状と課題

良好な住宅・住環境の確保は、人々の定住・移住を促進するための重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

本町は、特色ある農業のまちとして発展してきましたが、少子高齢化の急速な進行や若年層の流出等に伴い人口は減少傾向にあり、定住・移住の促進に向けた住宅・宅地の量的な充足が課題となっています。また、居住環境の総合的な快適性・安全性に対する関心が一層高まっており、量的な充足はもとより、質的な向上も求められています。

このため、本町では、町営住宅、特定公共賃貸住宅、若者定住促進住宅を整備し、多様なニーズに応えてきましたが、今後とも、既存の町営住宅等の長寿命化、営繕費用の平準化を図るなど、適正な管理を行っていく必要があります。

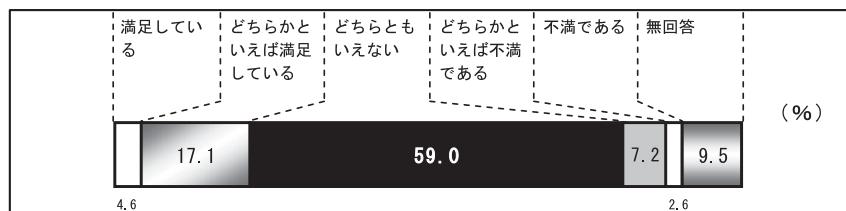
また、良質な民間住宅等の維持管理のため、住宅建設・リフォームへの支援を引き続き行うとともに、耐震診断や耐震改修を促進していく必要があります。

また、本町ではこれまで、こうした住宅施策と連動し、関係課が協力し合いながら様々な定住促進施策を実施してきました。平成20年度に定住支援サイトを立ち上げたほか、定住促進総合ガイド・リーフレットを発行し、町内外に向けた総合的な情報発信に努めています。

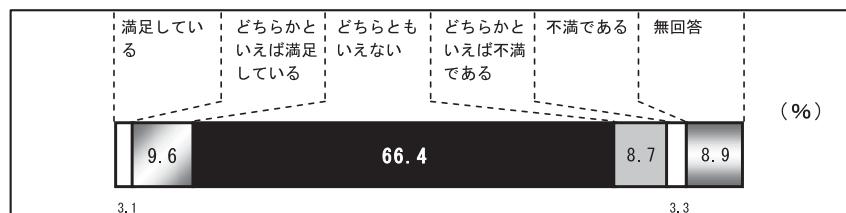
上記の住宅施策以外の主な定住促進施策として、41歳未満の若者夫婦世帯の住宅取得に対する支援を行っているほか、空家バンク制度として空家情報活用システムを運営し、空家の売買・賃貸を希望する人々のニーズに応えています。また、土地開発公社が分譲する土地の販売及び住宅の早期建設に対する支援も行っています。そのほか、結婚を望む若い年齢層に向けた、出会いの機会の拡大を中心とした結婚支援にも力を入れているところです。

今後は、首都圏等から本町へのU・I・Jターンの流れを見据えながら、定住・移住のきめ細かな相談体制を整え、本町への定住・移住を希望する人の橋渡しに力を入れるとともに、定住・移住希望者のニーズを的確に把握しながら、各種の定住促進施策や結婚支援施策をさらに充実させていく必要があります。

【住宅施策の状況に関する町民の満足度】



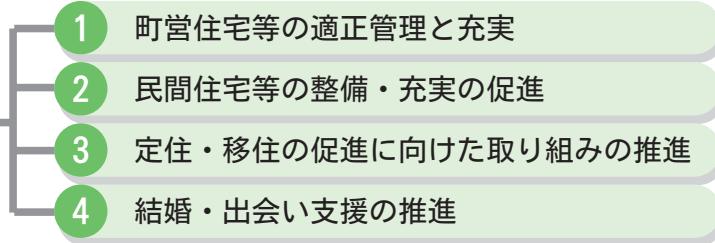
【定住促進対策の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施 策 の 体 系

住宅・定住促進



主 要 施 策

5-2-1 町営住宅等の適正管理と充実

既存の町営住宅等の適正な維持管理に努めるとともに、町民ニーズや民間による住宅建設の動向を総合的に勘案しながら、町営住宅等の充実を図ります。

5-2-2 民間住宅等の整備・充実の促進

国・県などと連携し、耐震化や住宅建設・リフォームへの支援を引き続き行い、耐震診断の実施や耐震性の低い住宅の耐震化、老朽化した建物の改修、高齢者や障がい者に対応したバリアフリー化など、民間住宅等の整備・充実を促進します。

5-2-3 定住・移住の促進に向けた取り組みの推進

- ① 定住・移住についての相談に効果的に対応できるよう、移住相談窓口の一層の機能強化に努めます。
- ② 定住支援サイト及び定住促進総合ガイド・リーフレットの内容充実を図るとともに、これらを利用し、首都圏や県外への情報発信の強化に努めます。
- ③ 若者夫婦世帯の住宅取得に対する支援や若者定住促進住宅の入居者に対する支援等を行います。
- ④ 空家情報活用システムの充実を図り、空家・空地の有効活用を図ります。
- ⑤ 関係機関との連携のもと、中心市街地の活用や既存分譲地の販売促進、新たな分譲地の整備検討に努めます。
- ⑥ 定住・移住希望者のニーズを的確に把握しながら、さらなる効果的な定住・移住促進施策について検討し、その推進を図ります。

5-2-4 結婚・出会い支援の推進

結婚を望む独身男女に出会いの機会を提供するため、出会い系イベントを開催するなど出会いのきっかけづくりに力を入れていくとともに、町内の結婚に対する機運の醸成のため、広報・啓発活動を積極的に実施していきます。

主 要 事 業

- 町営住宅等の長寿命化事業
 - 住宅・建築物の耐震改修促進事業
 - 住宅建設・リフォーム支援事業
 - 若者の定住・移住対策事業
 - 定住対策事業
 - 婚活支援事業
-

関連する個別計画

- 庄内町公営住宅等長寿命化計画（平成22年度～平成31年度）
- 庄内町建築物耐震改修促進計画（平成21年度～平成32年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
若者定住促進対策による移住世帯数 (平成21年度からの累計)	世帯	46	106	156
空家情報活用システムの登録件数	件	5	8	12
空家情報活用システムの賃貸・売買件数	件	5	8	12
結婚や出会いの相談件数	件	2	20	30
イベント開催によるカップル成立数	組	9	10	10

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ●各種制度を効果的に利用し、本町に住み続けましょう。 ●定住・移住の促進や結婚支援の取り組みに協力しましょう。 ●出会いイベントに参加しましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、建築物の耐震化に関する意識を高め、耐震対策を行いましょう。 ●地域や団体は、行政と一体となって、定住・移住の促進や結婚支援の取り組みを行いましょう。

5－3 道路・公共交通

現状と課題

道路や公共交通は、日常生活や産業・経済活動、地域間の連携・交流を支えるとともに、非常時には避難や物資輸送などにより人々の命を守る重要な基盤です。

本町の道路網は、平成27年4月現在、国道2路線、県道18路線、町道534路線によって構成されています。

現在、本町では、酒田市及び日本海沿岸東北自動車道に接続される地域高規格道路新庄酒田道路の整備が進められており、広域的アクセスの一層の向上が期待されています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら、高速道路網をはじめ、国・県道の整備促進に努めるとともに、町道網の整備を計画的に推進し、一定の成果を上げてきました。

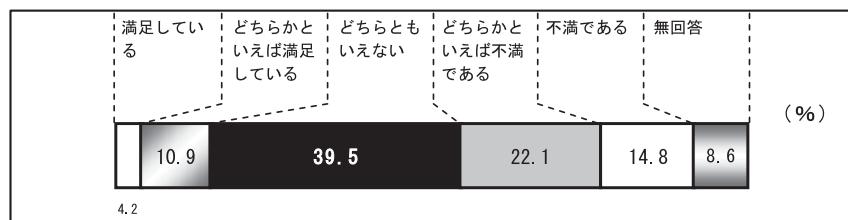
今後とも、庄内地域全体の発展と利便性・安全性のさらなる向上に向け、高速道路網及び国・県道の整備を積極的に要請し、早期実現を目指すとともに、町道網の整備及び道路ストック^{*24}の長寿命化・更新を計画的・効率的に進めていく必要があります。

公共交通については、JR羽越本線と陸羽西線が走り、6つの駅が設置されているほか、民間の路線バス2路線が運行されています。また、町においても町営バス6路線、デマンドタクシー2路線を運行しています。

これらは、広域的な移動手段として、また町民生活や観光に欠かせない身近な交通手段として重要な役割を果たしていることから、利用促進に向けた取り組みを進めながら、利便性・効率性の確保等に努める必要があります。

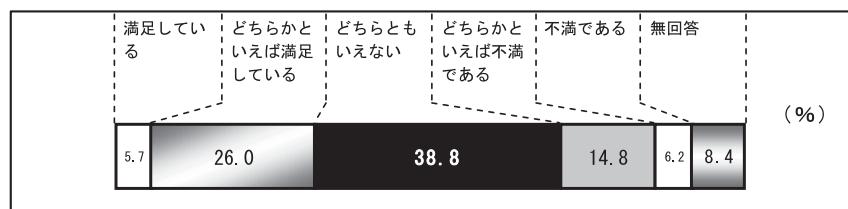
また、本町ではこれまで、JR羽越本線の高速化や山形新幹線の庄内延伸について、関係自治体等とともに各方面に働きかけを行ってきましたが、今後とも、庄内地域全体の発展に向け、引き続き積極的に要請し、早期実現を目指す必要があります。

【高速交通網の整備状況に関する町民の満足度】

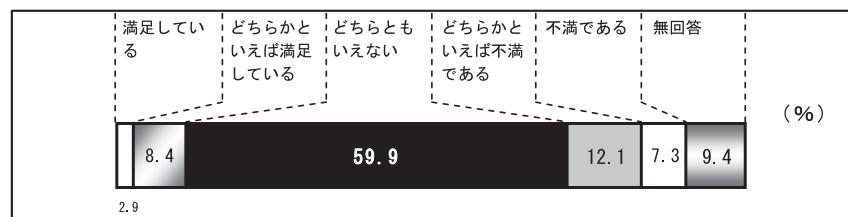


用語解説 ^{*}24 トンネル、橋梁、歩道橋、道路照明灯、付属施設などの道路構造物。

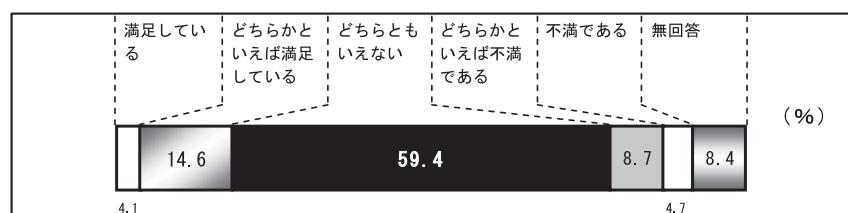
【国道・県道・町道の整備状況に関する町民の満足度】



【路線バスの状況に関する町民の満足度】



【町営バス等の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

5-3-1 高速道路網の整備促進

- ① 地域高規格道路新庄酒田道路の早期建設に向け、余目酒田道路の早期完成供用と未事業化区間の早期事業化について、沿線自治体などと連携し、関係機関に積極的に要請します。
- ② 日本海沿岸東北自動車道の早期建設に向け、庄内地域の自治体や関係団体などと連携し、関係機関に積極的に要請します。

5-3-2 国・県道の整備促進

国道及び主要地方道、一般県道について、利便性・安全性のさらなる向上に向け、道路改良や歩道改良設置、防雪柵設置などを関係機関に積極的に要請します。

5-3-3 町道の整備

町道の整備については、集落要望の優先順位を基本とし、計画的・効率的に推進するとともに、町民との協働により、適正管理、維持補修に努めます。

5-3-4 道路ストックの長寿命化及び更新

橋梁や道路照明灯、付属施設などの道路ストックの点検を実施し、長寿命化及び更新を計画的・効率的に推進します。

5-3-5 鉄道の高速化と新幹線延伸の促進

JR羽越本線の高速化と山形新幹線の庄内延伸について、首都圏からの到達時間の短縮、交流人口の拡大、観光及び企業誘致などの地域経済の発展など地域振興の観点から、庄内地域の自治体や関係団体などと連携し、関係機関に積極的に要請します。

5-3-6 公共交通の充実

- ① JR陸羽西線の沿線自治体などで組織する陸羽東西線利用推進協議会と連携し、利活用に向けた利用促進イベントやダイヤ改正など多面的な取り組みを推進します。
- ② 町民の日常生活や観光に欠かせない身近な交通手段として、民間路線バスの維持・確保、町営バス及びデマンドタクシーの運行体制の充実に努めます。

主要事業

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ■ 地域高規格道路新庄酒田道路建設促進事業 | ■ 橋梁等長寿命化・更新事業 |
| ■ 日本海沿岸東北自動車道建設促進事業 | ■ 羽越本線高速化、山形新幹線庄内延伸の推進事業 |
| ■ 町道改良舗装等整備事業 | ■ 町営バス等運行事業 |

関連する個別計画

- 庄内町橋梁長寿命化修繕計画（平成25年度～）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
町道改良率	%	87.6 (平成25年度)	88.0	88.4
長寿命化修繕橋梁数（累計）	橋梁	0	20	40
町営バス利用者数	人	25,564	43,000	43,000
デマンドタクシー利用者数	人	3,012	3,200	3,500

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 高速道路網の整備や鉄道の高速化等に向け、要請活動に参画しましょう。 ● 身近な道路の維持管理に協力しましょう。 ● 公共交通を「乗って残す、乗って生かす」という意識を高め、公共交通の利用頻度を高めましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や団体、事業者は、高速道路網の整備や鉄道の高速化等に向け、要請活動を行いましょう。 ● 地域や団体、事業者は、身近な道路の維持管理に協力しましょう。 ● 地域や団体が一体となって、公共交通を「乗って残す、乗って生かす」という意識を高め、公共交通の利用頻度を高めましょう。

5－4 情報化

現状と課題

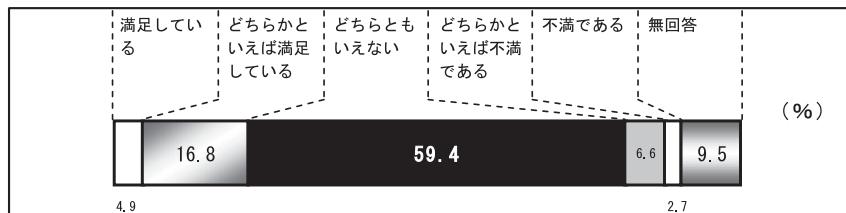
インターネットの普及等に伴い、情報通信環境が飛躍的に向上し、いつでも、どこでも、だれでもネットワークに簡単につながり、様々な情報を瞬時に受発信できる時代が到来したほか、これを利活用して各種行政サービスを提供する電子自治体の構築が進んでいます。

本町ではこれまで、町内の各公共施設を光ファイバケーブルによってネットワーク化し、ホームページの作成・活用、財務会計システムやグループウェア^{※25}システムの導入等を行い、電子自治体推進の基盤整備を図ってきました。

また、地域の情報通信基盤として、町全域に光ファイバケーブルを整備し、すべての町民が超高速・大容量のインターネットを利用できる環境が実現しています。

今後、こうした情報化は、自治体経営の効率化や町民サービスの向上、地域活性化のための社会基盤として、これまで以上に大きな役割を果たすことが予想されることから、これまでの取り組みを生かした行政内部の情報化の一層の推進、光ファイバケーブルの利活用等による多様な分野における情報サービスの提供を進め、電子自治体の構築及び町全体の情報化をさらに進めていく必要があります。

【情報環境に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



用語解説 ※25 組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのソフトウェア。

主要施策

5-4-1 電子自治体の構築

町民サービスの向上と自治体経営の効率化をより一層図るため、現在運用している情報システムの見直しや新規システムの導入を計画的に進め、行政情報の電子化を推進するとともに、セキュリティ対策を推進します。

5-4-2 町全体の情報化の推進

地域や世代にかかわらず、だれもが情報通信技術の恩恵を受けることができるよう、国・県や関係機関、民間事業者との連携を密にし、光ファイバケーブルの利活用等による多様な情報サービスの研究・提供や公衆無線LAN^{※26}環境の整備など、新たな取り組みを推進し、情報社会に対応した環境整備を進めます。

主要事業

■電子自治体推進事業

■地域情報化推進事業

関連する個別計画

- 庄内町地域情報化計画（平成25年度～平成29年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
公衆無線LANアクセスポイント	箇所	0	5	12

用語解説 ※26 無線通信システムを利用してインターネットへの接続を提供するサービス。

町民等に期待される主な役割

町 民	●電子申請システムなどインターネットを活用したシステムを利用しましょう。
地 域	●地域や団体、事業者は、光ファイバケーブルを利用しましょう。
団 体	●通信事業者は、光ファイバケーブルの利用促進及び多様な分野における情報サービスの研究・提供に協力しましょう。
事 業 者	



楯山公園桜まつり

第6章

みんなでつくる自立したまち

6-1 男女共同参画

現状と課題

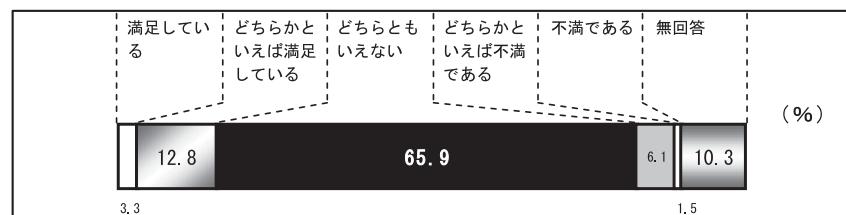
男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画でき、その能力と個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした社会の実現は、少子高齢化・人口減少が進むわが国の最重要課題の一つに掲げられ、男女共同参画社会基本法等に基づいた取り組みが進められています。

本町においても、平成23年度に「第2次庄内町男女共同参画社会計画－庄内町いきいきプラン－」を策定し、これに基づき、広報紙やチラシなどによる意識啓発の推進、女性の人材育成支援、審議会や委員会等への積極的な女性の登用等を行い、女性の社会参画や知識と能力を発揮できる環境整備に努めていますが、依然として女性の能力・適性への偏見や固定的な性別役割分担意識についてはなかなか払拭されず、男女がともに社会参画するための条件整備も十分とはいえません。

今後は、こうした現状を踏まえ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、様々な利益を享受することができ、ともに責任を担う社会の形成に向け、男女共同参画に関する意識づくりをはじめ、男女の社会参画を促進する施策を総合的・計画的に推進していく必要があります。

【男女共同参画の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

6-1-1 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを総合的・計画的に行うため、男女共同参画社会計画の見直しを行います。

6-1-2 男女共同参画に関する意識づくりの推進

- ① 広報・啓発活動や学校教育、社会教育など様々な場を通じ、これまでの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等意識の浸透に向けた意識改革を推進します。
- ② DV^{※27}やハラスメント^{※28}などのあらゆる暴力の根絶に向け、相談・啓発等を推進します。

6-1-3 仕事と生活の調和に向けた支援

男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度の周知、事業所への男女共同参画に関する啓発、農林水産業における労働環境改善の啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援に努めます。

6-1-4 政策決定過程などへの男女共同参画の促進

- ① 多様な分野における政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、町の審議会や委員会等への女性の積極的な登用、地域や団体における女性の参画促進の働きかけを行います。
- ② 男女がともに学び合える学習機会の提供や女性団体の活動支援を行い、女性の能力向上及びリーダーの育成を支援します。

用語解説 ※27 ドメスティックバイオレンス。親しい男女間における暴力行為。

※28 相手に不利益や損害を与えたる、個人の尊厳や人格を侵害する行為。

主要事業

■男女共同参画啓発事業

■男女共同参画社会計画推進事業

関連する個別計画

●第2次庄内町男女共同参画社会計画－庄内町いきいきプラン－（平成24年度～28年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
各種審議会委員への女性の登用率	%	21.9	30.0	30.0
町管理職に占める女性の割合	%	6.3	13.0	20.0
女性人材育成事業講座等参加者数(延べ)	人	58	100	100
男女共同参画啓発事業講座等参加者数(延べ)	人	48	200	200
広報紙による男女共同参画に関する啓発回数	回	3	5	6
「山形いきいき子育て応援企業」の企業数	社	5	10	15

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画意識を高め、家庭における男女の役割等を見直しましょう。 ●男女がお互いに協力し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めましょう。 ●DVやハラスメントに関する悩みがあるときには、相談・支援を受け、早期解決に努めましょう。 ●審議会委員、地域や団体の役員として、まちづくりに参画しましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や団体は、男女共同参画意識を高め、地域や団体における男女の役割や社会制度・慣行等を見直しましょう。 ●事業者は、男女の均等な機会と待遇の確保、ワーク・ライフ・バランスの実現のための職場環境づくり、ハラスメントの防止等に努めましょう。 ●地域や団体は、役員への女性登用の拡大に努めましょう。

6-2 コミュニティ

現状と課題

少子高齢化や人口減少の進行、価値観の多様化等に伴い、多くの地域において住民同士の交流の減少や地域連帯感の希薄化がみられ、コミュニティの弱体化や崩壊が懸念されています。

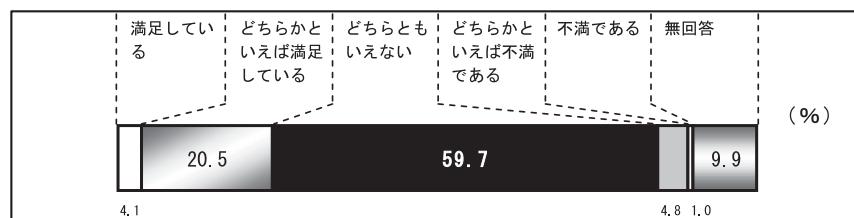
しかし、高齢者等の安否確認、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策、身近な防犯・防災対策などの必要性が高まる中で、本来地域が持っていた、ともに助け合う機能やコミュニティ機能を再生し、ともに支え合いながら自らの地域を自らでつくり上げていくことの重要性が、あらためて認識されるようになってきています。

本町では、集落ごとに115の自治会が組織されているほか、7つの学区・地区単位でもコミュニティ活動が展開されています。

しかし、自治会の規模の格差が大きく、一律的な支援制度では負担の公平性を保つことが難しくなってきています。また、限界集落^{※29}の増加が懸念されているほか、地域の課題やニーズも多種多様であり、より柔軟な支援とともに自治会の未組織地区の解消を図る必要があります。

今後は、自主的かつ自立的な魅力ある地域づくり、支え合い助け合う地域づくりに向け、自治会等の自主的な活動や集会施設の整備に対する支援を継続的に実施するとともに、より活発な活動が展開できるよう、支援施策の内容充実を検討・推進し、自治機能の一層の向上を促していく必要があります。

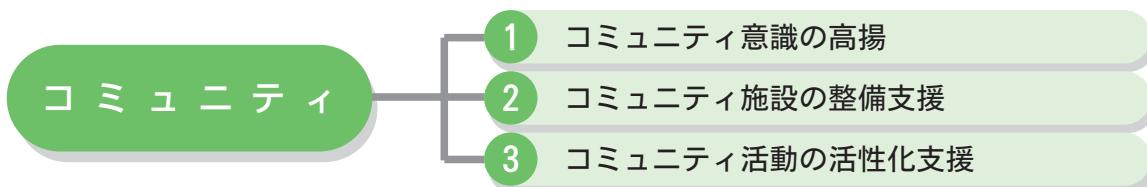
【コミュニティ活動の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

用語解説 ※29 集落を構成している人口の50%以上が65歳以上で、共同体の機能を維持することが限界に達している集落。

施策の体系



主要施策

6-2-1 コミュニティ意識の高揚

コミュニティや住民自治の重要性、実際の活動状況等についての広報・啓発活動を行い、町民のコミュニティ意識の高揚と自治会等への加入を促進します。

6-2-2 コミュニティ施設の整備支援

コミュニティ活動の拠点となる集会施設等の整備に対する支援を引き続き行うとともに、地域住民による施設等の自主管理・運営体制の充実を促進します。

6-2-3 コミュニティ活動の活性化支援

限界集落への対応も考慮しながら、自治会や学区・地区等が行う自主的な活動に対する支援を引き続き行うとともに、コミュニティ組織以外の人材や活動団体等の多様な担い手の参画を促進し、個性と独創性を生かした、より活発な活動が展開できる環境づくりに向け、支援施策の内容充実を検討・推進します。

主要事業

■地域づくり関係事業

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
住みやすい地域づくり活動交付金交付団体数	団体	115	115	115
コミュニティ助成金活用団体数	団体	1	2	2
集会施設整備事業補助金交付団体数	団体	5	5	5

町民等に期待される主な役割

町民	● コミュニティ意識を高め、自治会に加入するとともに、様々なコミュニティ活動に参画しましょう。
地域団体事業者	● 地域において、町民の自治会への加入を促進しましょう。 ● 地域において、行政による支援施策を効果的に利用し、コミュニティ施設の整備を行うとともに、自主管理・運営に努めましょう。 ● 地域において、行政による支援施策を活用しながら、地域課題の解決や支え合い助け合う地域づくりに向けた様々なコミュニティ活動を行いましょう。

6－3 町民参画・協働

現状と課題

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応しながら、魅力的で自立した町をつくり上げ、持続的に発展していくためには、住民や住民団体、民間企業、行政、議会等の多様な主体の参画と協働が必要不可欠です。

本町では、みんながまちづくりの主役として、力を合わせ、だれもが幸せを感じられる町の実現を目指すことを目的に、平成24年度に「庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例」を施行しました。

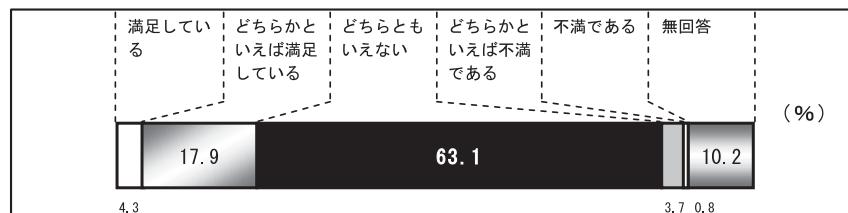
本条例等を踏まえ、町民等と行政とが情報を共有できるよう、広報しょうないやホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、まちづくり懇談会やくるま座トークの開催、まちづくり提案箱の設置などの広聴活動を行っています。

また、町政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた町政を推進するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、情報公開に努めています。

さらに、各種行政計画の策定においても、審議会・委員会の開催やアンケート調査、パブリックコメントの実施などを通じて、積極的な町民参画に努めているほか、町政への若者の参画と協働に向け、高校生・大学生による模擬議会を開催しています。

今後は、こうした取り組みをさらに充実させ、町民等と行政との情報・意識の共有化や様々な分野における新たな関係の構築を一層進め、みんなが主役となり、ともに公共を担う参画と協働のまちづくりをさらに進めていく必要があります。

【町民参画・協働の状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系



主要施策

6-3-1 参画・協働のまちづくり推進体制の充実

「庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例」や参画・協働のまちづくりに関する広報・啓発活動の推進や学習機会の提供、講演会の開催等により、町民の意識・知識の向上と機運の醸成を図ります。

6-3-2 広報・広聴活動の充実

- ① 広報委員会の機能や広報しょうないの内容を充実させるとともに、情報発信シートやメールマガジンによる情報発信を充実させ、広報機能の強化を図ります。
- ② まちづくり懇談会やくるま座トーク、まちづくり提案箱等の内容・方法を充実させ、広聴機能の強化を図ります。
- ③ ホームページの内容が充実したものとなるよう適正な管理運営を図ります。

6-3-3 情報の公開

町民参画による公正で開かれた町政を進めるため、文書管理体制の充実を図りながら、情報の公開を図ります。

6-3-4 町の政策形成への参画・協働の促進

- ① 各種行政計画の策定や見直しにあたって、P D C A サイクル^{※30}により各取り組みの進捗状況とその成果を継続的に評価するために、審議会・委員会の開催や委員の一般

用語解説 ※30 Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

公募、アンケート調査、パブリックコメント等を実施し、町の政策形成への町民の参画・協働を促進します。

- ② 高校生・大学生による模擬議会を定期的に開催し、町政への若者の参画・協働を促進します。

6-3-5 公共サービスの提供等への参画・協働の促進

多様な主体がともに公共を担うまちづくりを進めるため、指定管理者制度の活用等により、公共施設の管理や公共サービスの提供等への町民団体やNPO^{※31}、民間企業等の参画・協働を促進します。

6-3-6 まちづくり団体・NPO等の育成

新たなまちづくり活動を積極的かつ主体的に実施する団体等を支援する制度の新設を検討・推進し、まちづくり団体やNPO等の育成に努めます。

主要事業

■広報・広聴事業

■町民の参画と協働推進事業

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
まちづくり懇談会参加者数	人	241	260	280
くるま座トーク開催回数	回	9	10	10
ホームページアクセス件数	件	534,567	600,000	700,000
情報発信シート掲載率	%	62.4	65.0	70.0
メールマガジン購読者数	人	227	230	235
情報公開請求件数	件	3	6	9
新まちおこし活動応援補助金交付団体数	団体	—	2	2

用語解説 ※31 民間非営利組織。

町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">●町の広報媒体を活用し、町政情報の的確な把握に努めましょう。●町の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょう。●必要に応じて情報公開制度を活用し、町政に対する理解と信頼を深めましょう。●公募委員への応募やパブリックコメントの活用等を通じ、各種行政計画の策定や見直しに参画・協働しましょう。●地域資源を生かし、新たな目線で地域を盛り上げる新たなまちづくり活動に参画しましょう。
地 域 団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none">●地域や団体、事業者は、町の広報媒体を活用し、町政情報の的確な把握に努めましょう。●地域や団体、事業者は、町の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょう。●地域や団体、事業者は、必要に応じて情報公開制度を活用し、町政に対する理解と信頼を深めましょう。●団体や事業者は、公共施設の管理や公共サービスの提供等に参画・協働しましょう。●地域や団体は、地域資源を生かし、地域を盛り上げる新たなまちづくり活動を行いましょう。●新たなまちづくり団体やN P Oを立ち上げ、活動しましょう。



高校生・大学生会議

6－4 行財政運営

現状と課題

地方分権^{※32}が進展するとともに、地方創生^{※33}の時代が到来する中、自治体には、自らの責任と判断のもと、地域の実情に即した施策を立案・実行し、その結果についても責任を負う自立した行財政運営が求められます。

本町ではこれまで、厳しい財政状況を踏まえ、将来にわたって持続的に発展を続ける自立性の高い町政の実現に向け、平成23年度に「庄内町行財政改革推進計画」を策定し、重点プロジェクトとして歳出充当一般財源3億円縮減に向けた取り組みを行い、一定の成果を上げてきました。

しかし、今後、少子高齢化の進行や安全・安心への意識の高まりをはじめとする社会・経済情勢の急速な変化とともに、行政ニーズはさらに増大し、かつ多様化していくことが見込まれます。さらに、合併による普通交付税算定替の特例措置が終了し、普通交付税が減少することから、極めて厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、地方分権・地方創生の時代にふさわしい自立・持続可能なまちづくりを進めていくためには、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、行財政運営のあり方自体を常に点検・評価し、見直しを進めていく必要があります。

このため、平成27年度に策定した「第2次庄内町行財政改革推進計画」等の指針に基づき、財政運営の健全化をはじめ、事務事業の見直しや組織・機構の再編、人材の育成など、さらなる行財政改革を進めていく必要があります。

土地開発公社については、保有地の早期処分や有償貸付など、有効利用を進め、経営の健全化に努める必要があります。

役場本庁舎については、老朽化が著しい上、耐震性の面からも危険な状態にあるため、町民を守る防災拠点となり、利用しやすく、効率のよい質の高い仕事ができる本庁舎の整備について、緊急かつ重要な課題として取り組んでいく必要があります。

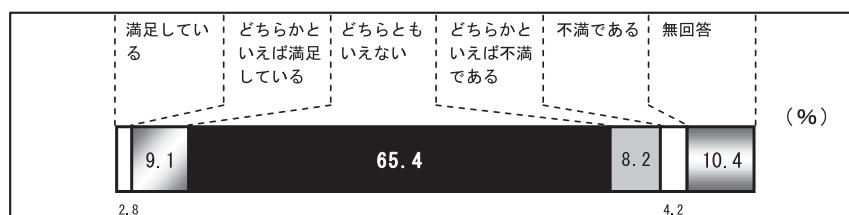
また、社会・経済情勢の変化に伴い、広域行政についても、これまでの取り組みに加え、圏域全体で生活に必要な機能を確保し、人口定住を促進していくことが求められており、本町においても、庄内南部及び北部定住自立圏^{※34}の形成に関する取り組みを進め、圏域全体の活性化を目指していく必要があります。

用語解説 ※32 國主導型行政から住民主導型・地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革。

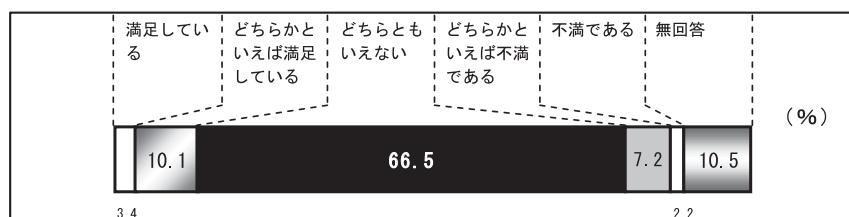
※33 人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力と魅力あふれる地方をつくり出すこと。

※34 定住自立圏とは、圏域の中心市と連携市町が相互に役割分担し、圏域全体の活性化を図ることを目的とした広域行政の新たな取り組みであり、庄内南部では、中心市である鶴岡市が連携市町である三川町・庄内町と平成24年10月に協定を締結し、庄内北部では、中心市である酒田市が連携市町である遊佐町・庄内町・三川町と平成26年12月に協定を締結した。

【行財政改革の状況に関する町民の満足度】



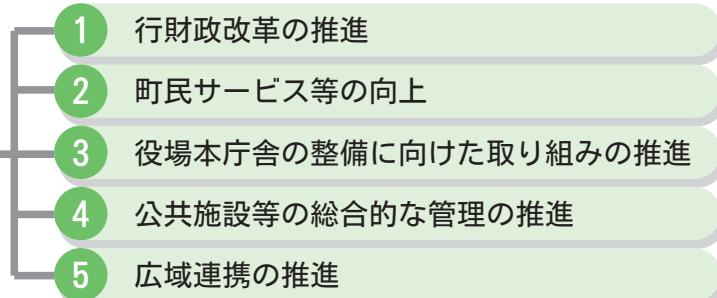
【広域的連携によるまちづくりの状況に関する町民の満足度】



※町民アンケート調査結果（平成26年度）より

施策の体系

行 財 政 運 営



主 要 施 策

6 - 4 - 1 行財政改革の推進

行財政改革推進計画による数値目標の点検・評価・進捗管理を行いながら、これまで以上の自主財源の確保と限られた財源の有効活用をはじめ、行政評価制度の活用等による事務事業の見直し、民間活力の導入、組織・機構の再編、職員の定員管理の適正化及び給与の適正化、職員研修の充実や人事評価制度の導入等による職員の資質の向上など、

さらなる行財政改革を計画的に推進します。

また、財政上の特別措置のある過疎地域自立促進計画及び新・まちづくり計画を計画的に推進します。

6-4-2 町民サービス等の向上

- ① 「職員の対応日本一の町」を目指し、来庁者へのあいさつの徹底や、町民の視点を重視した窓口サービス体制の充実を図ります。
- ② 行政の効率化と町民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に向けて新たに導入した「社会保障・税番号制度^{※35}」の定着と円滑な運営に努めます。

6-4-3 役場本庁舎の整備に向けた取り組みの推進

老朽化への対応はもとより、防災拠点機能の強化や町民サービスの向上に向け、本庁舎の整備に向けた取り組みを計画的に推進します。

6-4-4 公共施設等の総合的な管理の推進

財政負担の軽減や最適な配置の実現に向け、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

6-4-5 広域連携の推進

- ① 効率的な行政運営と町民サービスの向上のため、県との連携を強化するとともに、周辺自治体と連携し一部事務組合等による共同事業を引き続き推進します。
- ② 庄内南部及び北部定住自立圏の形成により、中心市である鶴岡市・酒田市の多様な都市機能を共有し、将来にわたって圏域住民が安心して暮らせる魅力的な地域づくりを図ります。

主要事業

- 行財政改革事業
- 職員研修事業
- 役場本庁舎整備事業

用語解説 ※35 国民一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、社会保障、税、災害対策の分野で利用される。

関連する個別計画

- 第2次庄内町行財政改革推進計画（平成28年度～平成32年度）
- 第3次庄内町職員定員適正化計画（平成28年度～平成32年度）
- 庄内町公共施設等総合管理計画（平成26年度～平成45年度）
- 町税等滞納削減!!第3次アクションプラン（平成28年度～平成32年度）
- 庄内町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）
- 新・まちづくり計画（平成28年度～平成32年度）

ベンチマーク（施策指標）

指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
町主催職員研修開催回数	回	3	5	5
職員研修参加者数	人	661	700	700

町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">●町の行財政改革に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょう。●納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納付義務を果たしましょう。●公共施設の再配置についての関心を高め、協力しましょう。
地域団体事業者	<ul style="list-style-type: none">●地域や団体は、町の行財政改革に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょう。●地域や団体、事業者は、納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納付義務を果たしましょう。●地域や団体は、公共施設の再配置についての関心を高め、協力しましょう。

資料編

- 第2次庄内町総合計画策定経過
- 第2次庄内町総合計画基本構想及び基本計画の策定について（振興審議会答申）
- 第2次庄内町総合計画基本構想について（地域審議会答申）
- 庄内町総合計画基本構想・基本計画審査特別委員会報告書
- ベンチマーク一覧

第2次庄内町総合計画策定経過

年月日	会議等の開催状況	主な内容
26.6.23	総合計画策定プロジェクト会議（第1回）	計画策定の進め方及びスケジュールについて
26.6月～7月	町民アンケート	20歳以上の町民、2,000人を無作為に抽出。 有効回収数は1,435人、71.8%の回収率
7月	中学生アンケート	有効回収数は628人、100%の回収率
26.6～11月	まち未来提案会議	基本理念・町の将来像について提言
26.7月～8月	まちづくり懇談会	10年後のまちづくり（地区・学区公民館）
26.12.7	高校生大学生議会 ～僕らの明日へ 私の主張～	「庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例」の趣旨に則り、次代を担う人材の育成と高校生や大学生の視点で町の将来像やまちづくりに提言
27.1.14	総合計画策定プロジェクト会議（第2回）	序論・基本構想（案）について
27.1.26	総合計画策定会議（第1回）	序論・基本構想（案）について
27.2.2	総合計画策定会議（第2回）	序論・基本構想（案）について
27.2.6	立川地域審議会（第1回）－諮問－	基本構想について
27.2.9	余目地域審議会（第1回）－諮問－	基本構想について
27.2.13	振興審議会 全体会議（第1回）－諮問－	基本構想について
27.2.17	立川地域審議会（第2回）	基本構想（素案）内容の審議
27.2.18	振興審議会 総務分科会（第1回）	基本構想（素案）内容の審議
27.2.20	余目地域審議会（第2回）	基本構想（素案）内容の審議
27.2.20	振興審議会 産業建設分科会（第1回）	基本構想（素案）内容の審議
27.2.25	振興審議会 文教厚生分科会（第1回）	基本構想（素案）内容の審議
27.3.12	振興審議会 分科会長会議（第1回）	各分科会審議の報告と振興審議会答申案の検討
27.3.18	総合計画策定プロジェクト会議（第3回）	基本計画の策定について
27.3.18	立川地域審議会（第3回）	基本構想（素案）内容の審議
27.3.20	余目地域審議会（第3回）	基本構想（素案）内容の審議
27.3.20	振興審議会 全体会議（第2回）	各分科会審議の報告と振興審議会答申案の検討
27.3.26	立川地域審議会 答申	基本構想について
27.3.26	余目地域審議会 答申	基本構想について
27.3.30	振興審議会 答申	基本構想について
27.4.6	総合計画策定会議（第3回）	序論・基本構想（案）について
27.5.27	総合計画策定プロジェクト会議（第4回）	基本計画（検討原案）の検討・修正について
27.6.16	総合計画策定会議（第4回）	基本計画（検討原案）の検討・修正について
27.6.24	振興審議会 全体会議（第3回）－諮問－	基本計画について
27.6.24	振興審議会 総務分科会（第2回）	基本計画（素案）内容の審議
27.6.24	振興審議会 文教厚生分科会（第2回）	基本計画（素案）内容の審議
27.6.25	振興審議会 産業建設分科会（第2回）	基本計画（素案）内容の審議
27.6.30	振興審議会 総務分科会（第3回）	基本計画に係る各種施策等のヒアリング
27.7月～8月	まちづくり懇談会	第2次庄内町総合計画の策定について（地区・学区公民館）
27.7.1	振興審議会 文教厚生分科会（第3回）	基本計画に係る各種施策等のヒアリング
27.7.2	振興審議会 産業建設分科会（第3回）	基本計画に係る各種施策等のヒアリング
27.7.6	振興審議会 産業建設分科会（第4回）	分科会答申案の内容審議
27.7.8	振興審議会 総務分科会（第4回）	分科会答申案の内容審議
27.7.13	振興審議会 文教厚生分科会（第4回）	分科会答申案の内容審議
27.7.21	振興審議会 全体会議（第4回）	各分科会審議の報告と振興審議会答申案の検討

年月日	会議等の開催状況	主な内容
27.7.24	振興審議会 答申	基本計画について
27.7.27	総合計画策定会議（第5回）	序論・基本構想（案）、基本計画（案）について
7/29～8/18	パブリックコメントの実施	
27.8.19	総合計画策定会議（第6回）	序論・基本構想（案）、基本計画（案）について
27.9.1	平成27年第3回庄内町議会定例会	第2次庄内町総合計画基本構想について 第2次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について 第2次庄内町総合計画基本構想・基本計画審査特別委員会（以下「特別委員会」という。）の設置について 委員長の選任、副委員長選任、分科会の設置、分科会審査事項の決定
	特別委員会	分科会委員長、副委員長の選任 分科会の進め方と審査日程について調整
	特別委員会第1、第2分科会（第1回）	情報発信課からの聞き取り
27.9.2	正副委員長及び正副分科会委員長会議（第1回）	社会教育課、教育課の所管に関する事項についての審査
27.9.7	特別委員会	農林課、総務課(危機管理係)、保健福祉課の所管に関する事項についての審査
27.9.11	特別委員会第1分科会（第2回）	情発信課、保健福祉課の所管に関する事項についての審査
	特別委員会第2分科会（第2回）	建設課、情報発信課、企業課の所管に関する事項についての審査
27.9.29	特別委員会第1分科会（第3回）	保健福祉課、税務町民課、総務課の所管に関する事項について審査
27.10.1	特別委員会第2分科会（第3回）	商工観光課の所管に関する事項についての審査、総括審査
27.10.6	特別委員会第1分科会（第4回）	総括審査
	特別委員会第2分科会（第4回）	総括審査
27.10.26	特別委員会第1分科会（第5回）	第2次庄内町総合計画基本構想についての事件訂正
	特別委員会第2分科会（第5回）	第2次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画についての事件訂正
27.10.27	平成27年第4回庄内町議会	分科会の取りまとめについて調整
		総括審査
27.11.6	正副委員長及び正副分科会委員長会議（第2回）	総括審査
27.11.9	特別委員会第2分科会（第6回）	各分科会の審査報告と質疑、全体の審議
27.11.17	特別委員会第1分科会（第6回）	第2次庄内町総合計画基本構想・基本計画について原案可決
27.11.24	特別委員会第2分科会（第7回）	庄内町総合計画基本構想について（委員長報告）
27.11.27	特別委員会 特別委員会審査報告	庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について（委員長報告）
27.12.8	平成27年第5回庄内町議会定例会	庄内町総合計画基本構想について議決 庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について議決

平成27年3月30日

庄内町長 原 田 真 樹 様

庄内町振興審議会

会長 温 井 亨

答 申 書

平成27年2月13日付け諮問第7号で諮問された第2次庄内町総合計画基本構想について、
庄内町振興審議会条例施行規則第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 審議会開催状況

平成27年 2月 13日 (金)	平成26年度第3回振興審議会全体会
18日 (水)	第4回振興審議会総務分科会
20日 (金)	第4回振興審議会産業建設分科会
25日 (水)	第4回振興審議会文教厚生分科会
3月 12日 (木)	第2回振興審議会分科会長会議
20日 (金)	平成26年度第4回振興審議会全体会

2 審議した事項

第2次庄内町総合計画基本構想について

3 委員名簿

池田智栄、若松忠則、大滝正博、川俣一男、鈴木 茂、佐藤多佳夫、鈴木美智子、
佐藤昭一、温井 亨、佐藤道子、石井範子、河村奈美、齋藤アキ子、中野靖子、
成田浩輝

4 事務局

水尾良孝、佐藤秀樹、齋藤春奈、日向千恵美、佐々木一記

5 審議の結果

「第2次庄内町総合計画基本構想について」を審議検討した結果は、別紙のとおりです。

別 紙

1 総括的項目

第2次庄内町総合計画基本構想については、今後10年間のまちづくりを進めるにあたり、「庄内町町民憲章」及び「庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例」を基本に新たな視点を加えた計画として、町民ニーズの反映とわかりやすさを重視した親しまれる計画、特性・資源を最大限に生かした庄内町らしさを追求する計画、一層効率的な経営と成果の点検・評価が行える計画という特性を持たせるよう努めており、その内容は適正なものと評価します。

今後は、下記に留意のうえ速やかに基本計画を策定されるとともに、町の最大の課題である人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力と魅力あふれる町をつくることに特段の努力を払われるよう要望します。

2 庄内町が目指す姿について

(1) 新たなまちづくりの基本理念について

- ア 基本理念の「挑戦」や将来像の実現にあたっては、「日本一住みやすい、住み続けたい町」としてのさらなるレベルアップに挑戦するまちづくりを謳っており、町民はもとより訪れた人だれもが認めるようなまちづくりに取り組まれたい。
- イ 基本理念の実現は、町民みんなで力を合せまちづくりに「挑戦」し、その結果「公益」の和が広がると捉える。基本理念のキーワードは、取り組みの流れを意識した順番となるよう検討されたい。
- ウ 「公益」の実践活動においては、まちづくりに参加する人が固定化しており、新たに参加する人が少ないことが課題となっている。今後の取り組みにおいては、参加する事が「公益」につながることを促進するよう配慮されたい。

(2) 将来像について

- ア 将来像の説明においては、循環型社会の形成及び暮らしや文化に支えられ誇りを持って未来へつないでいく想いも明記するよう配慮されたい。

(3) 人口の目標について

- ア 将来人口を予想するコーホート法による人口の目標設定は、今後の施策展開による人口対策が反映されていない。来年度策定が予定される地方版人口ビジョンとの整合性を図りながら人口目標の設定を図られたい。

(4) 土地利用の方針について

- ア 居住地区域における市街地区域と田園居住区域については、両区域を区別することなく市街地区域とするよう検討されたい。また、新たな開発は、市街地区域を原則とし、老朽化した市街地の更新をとおし、人々が集い都市文化を享受できるまちの核創出に取り組まれたい。
- イ 農業区域における農地については、基幹産業を支える生産性の面だけでなく、歴史と文化、そこから生まれる農村観光、里の生態系の豊かさ、そして環境保全やエネルギー利用など農の有する多面的価値も加味するよう検討されたい。

3 施策の方針について

(1) 健やかでやさしい健康・福祉のまち

- ア 保健・医療については、町民への情報提供にも配慮し健康増進等に取り組まれるよう努められたい。

(2) よりよい生き方を求め、ともに学び合う教育のまち

- ア 社会教育については、学校と社会の連携により地域社会が一体となり教育の推進に取り組む視点を明確にするよう配慮されたい。
- イ 文化芸術・文化財については、教養としての文化だけでなく、町民自らが主役である暮らしの文化という視点も加味するよう努められたい。

(3) 美しく安全・安心な生活環境のまち

- ア 環境・エネルギー分野の環境配慮行動にあたっては、役場内のみならず広く町民や事業所なども対象にした行動に取り組まれたい。
- イ 公園については、コミュニティ機能も含め町民の多様なニーズに応えるとともに、公園全体のネットワーク化を図る新たな施策の推進も図られたい。また、整備充実のみならず適正な管理運営についても、必要な施策展開を図られたい。
- ウ 地域における防災活動の施策策定にあたっては、消防団OBや地域内外の様々な組織と連携する新たな取組みの推進にも努められたい。

(4) 豊かで活力に満ちた産業のまち

- ア 農林水産業については、本町の基幹産業である農業振興に向け、「日本一安全でおいしい米」、「畜産振興による循環型農業」の視点も反映した必要な施策展開を図られたい。
- イ 消費者対策については、消費者の安全・安心なくらしを守り、自立した消費者の育成に努めるよう配慮されたい。

(5) 未来への基盤が整ったまち

- ア 住宅・定住促進にあたっては、新たな分譲地を郊外に広げず、都市型住宅の整備など中心市街地の活用に向けた新たな施策を図るよう配慮されたい。
- イ 町内における公共交通については、町民生活のみならず観光の視点にも配慮するよう努められたい。

(6) みんなでつくる自立したまち

- ア 地域コミュニティの育成については、今後危惧される人口減少や集落の消滅等の問題に対応するため、地域活動に参加しやすい環境整備に向け、多様な価値観を持っている外から来た人達を受け入れる新たな視点での施策の推進にも配慮されたい。
- イ 効率的な行財政運営の推進に向けては、地域課題の解決に向け市町間の連携だけでなく民間活力の導入にも努められたい。

4 重点構想について

- ア 子育て・教育については、学校と社会が連携することにより、地域社会が一体となり取り組むことが必要とされている現状を考慮し、施策を明確にするよう努められたい。
- イ 健康長寿については、健康増進だけでなく生きがいづくり事業の充実にも取り組むよう、必要な施策を明確にするよう努められたい。

平成27年7月24日

庄内町長 原 田 真 樹 様

庄内町振興審議会

会長 温 井 亨

答 申 書

平成27年6月24日付け諮問第2号で諮問された第2次庄内町総合計画基本計画について、庄内町振興審議会条例施行規則第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 審議会開催状況

平成27年 6月 24日 (水)	平成27年度第2回振興審議会全体会
	第1回振興審議会総務分科会
	第1回振興審議会文教厚生分科会
25日 (木)	第1回振興審議会産業建設分科会
30日 (火)	第2回振興審議会総務分科会
7月 1日 (水)	第2回振興審議会文教厚生分科会
2日 (木)	第2回振興審議会産業建設分科会
6日 (月)	第3回振興審議会産業建設分科会
8日 (水)	第3回振興審議会総務分科会
13日 (月)	第3回振興審議会文教厚生分科会
21日 (火)	平成27年度第3回振興審議会全体会

2 審議した事項

第2次庄内町総合計画基本計画について

3 委員名簿

池田智栄、若松忠則、大滝正博、加藤 進、鈴木 茂、佐藤多佳夫、
鈴木美智子、佐藤昭一、温井 亨、佐藤道子、石井範子、河村奈美、
齋藤アキ子、中野靖子、成田浩輝

4 事務局

水尾良孝、樋渡真樹、本間美加、日向千恵美、佐々木一記

5 審議の結果

「第2次庄内町総合計画基本計画について」を審議検討した結果は、別紙のとおりです。

別紙

1 総括的事項

第2次庄内町総合計画基本計画については、今後10年間のまちづくりを進めるにあたり、基本構想における新たなまちづくりの基本理念である「挑戦」「参画・協働」「公益」を念頭に、町民みんなのまちづくりの共通目標として、持続的発展のための経営指針として、5つの重点構想と6つの基本目標を掲げその具体的な主要施策・主要事業等で構成しており、その内容は妥当なものと認めます。

今後は、下記に留意のうえ基本計画・実施計画策定の視点に加えるとともに、町の最大の課題である人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力と魅力あふれる町をつくることに特段の努力を払われるよう要望します。

2 第3編 基本計画について

広く分りやすい町民に親しまれる計画として、基本計画における主要施策、主要事業、施策指標等その関連性が明確に分かるような表記に配慮されたい。また、専門用語等には、注釈を追記するなど町民の理解が深まるよう努められたい。

第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

(1) 社会保障におけるベンチマーク（施策指標）については、今後増加が予測される「生活保護世帯数」の抑制に努めるとを理解するが、目標値や効果という観点からはそぐわないため、「相談件数」や「新規就労者数」などの目標値に変更されたい。

第2章 よりよい生き方を求め、ともに学び合う教育のまち

(1) 社会教育における「生涯学習の充実と活力あるコミュニティの形成促進」では、自分たちの暮らす地域の歴史や文化・風土を学び、そして守り、誇りを持って未来へついでいくことが重要であることから、主要施策として「地域学」を取り入れるよう図られたい。

(2) 文化芸術・文化財における「文化財の保存・活用と資料館の充実」では、歴史的様々な条件のもと形成された集落や農地、先人によって築き上げられた暮らしの風景、それ自体が文化財であるという認識の啓蒙に努め、保全を図る施策を検討されたい。

(3) 国内外交流における「国内交流活動等の充実」では、新たな地域との友好関係の機会を捉え、交流の促進に取り組まれるよう努められたい。

第3章 美しく安全・安心な生活環境のまち

- (1) 新エネルギーにおける「再生可能エネルギーの総合的利活用」では、農業振興地域の一時転用や農用地区域に含まれる農地の除外手続き等を慎重に進め、また、風車等設備の撤去についてはその処分方法を盛り込んだ利用計画の策定に配慮されたい。
- (2) 環境衛生では、今後ますます深刻な被害が予想される有害動植物の駆除について施策を図るよう配慮されたい。
- (3) 公園・緑化における「特色ある公園・緑地、親水空間の保全と活用」では、世代を超えて町民一人一人の有効利用を進めるため、また、公園の多様な活用や公園・緑地をたどる散策に資するため、種々の公園を網羅した地図を作成しPRに努められたい。
- (4) 緑化の推進では、今後、新たな視点で花のまちづくり事業に取り組むべく、広く町民の参画と協働の推進に努め、また、庄内町らしい花の品種選定にも配慮されたい。
- (5) 大規模災害に備えるため、非常時用の食料及び水の備蓄確保に万全を期すとともに、災害時に必要なあらゆる物資提供や専門的な知識及びノウハウを有する団体との協力体制を整備されたい。また、施策指標にあっては、訓練や研修等の開催回数等の目標設定も考慮されたい。

第4章 豊かで活力に満ちた産業のまち

- (1) 農林水産業では、歴史や風景、食（農作物・料理）等、文化であるという視点も加味するよう検討されたい。
- (2) 食育では、学校給食のみならず、家庭における食育の充実を図り、また、生産者との連携も図りながら地産地消の推進に努められたい。
- (3) これから観光では、地域に暮らす人々が豊かでいきいきと魅力的な暮らしを送っていることが重要となるので、その視点に立った施策や事業等に取り組まれるよう努められたい。また、施策指標には、町歩きに参加した町民や訪問者の数も目標設定するなど検討されたい。
- (4) 観光振興については、観光協会との連携はもちろんのこと、町民・事業者・関係団体が一体となって協力し取り組まれたい。
- (5) 雇用対策においては、関係各課間で連携を図りながら、企業において結婚・出産・子育てに対する理解が深められるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努められたい。

第5章 未来へ基盤が整ったまち

- (1) 人口減少の時代を迎えるにあたり、新たな開発は既成市街地を原則とし、分譲地を郊外に広げたりせず、空家等老朽化した市街地の更新をとおして、中心市街地の活用に向けた新たな施策を図るよう配慮されたい。

第6章 みんなでつくる自立したまち

- (1) 少子高齢化によるコミュニティの弱体化が懸念され、学区・地区の自治会だけでなく、様々な分野で活躍するコミュニティ活動団体への支援が重要な施策になると考えられることから、危機感を持ってこの課題に取り組むよう努められたい。
- (2) 町民参画・協働については、まちづくりを積極的に推進するために、NPO法人やボランティア団体の窓口を一本化し、町民への情報提供に努められたい。

平成27年3月26日

庄内町長 原 田 真 樹 様

立川地域審議会

会長 大 瀧 力

第2次庄内町総合計画基本構想について（答申）

平成27年2月6日付け諮問第6号で諮問された、第2次庄内町総合計画基本構想については、概ね適當と認めここに答申いたします。

なお、審議の過程において出された意見について、別紙のとおりまとめましたので、基本構想の決定並びに基本計画、実施計画の策定にあたっては、十分配慮の上進められるよう申し添えます。

記

1 審議会開催状況

平成27年2月6日（金） 第2回立川地域審議会

出席委員 大瀧力、鶴巻文臣、齋藤三枝、菅原十九八、小林哲、齋藤博、岩崎隆一、
丸山かず子、長南忠、小林仁

事務局 情報発信課長 水尾良孝、情報発信係長 海藤博、
情報発信係主事 佐藤和恵

説明員 情報発信課主査 佐藤秀樹

平成27年2月17日（火） 第3回立川地域審議会

出席委員 大瀧力、鶴巻文臣、齋藤三枝、菅原十九八、小林哲、齋藤博、岩崎隆一、
長南忠、小林仁

欠席委員 丸山かず子

事務局 情報発信課長 水尾良孝、情報発信係長 海藤博、
情報発信係主事 五十嵐祐

平成27年3月18日（水） 第4回立川地域審議会

出席委員 大瀧力、鶴巻文臣、齋藤三枝、菅原十九八、小林哲、齋藤博、岩崎隆一、
長南忠、小林仁

欠席委員 丸山かず子

事務局 情報発信課長 水尾良孝、情報発信係長 海藤博、
情報発信係主任 岡本由美

2 審議した事項

第2次庄内町総合計画基本構想について

別 紙

第2次庄内町総合計画基本構想について【意見】

1 基本構想全体について

人口減少や少子高齢化の問題は全国的な重要課題となっており、立川地域においても立谷沢地区を中心に、このままでは一層厳しい状況に直面するだろうと危機感を募らせている。したがって、人口減少と少子高齢化の対策は、あらゆる施策に共通する課題として検討すること。とくに定住促進と雇用確保は一体的な施策としての位置付けが必要である。

また、厳しい財政状況の中で具体的な施策を推進するにあたっては、行政の効率化や民間活用を進める一方で、人口が少ない地区や地理的に不便な地区に居住する住民や高齢者などに対しては、行政の責任できめ細かい公共サービスを提供すること。

2 人口の目標について

10年後の推計人口18,591人に対し、目標人口を19,000人に設定している。全国的な人口減少を背景に約400人の増加でも現実的に厳しいことは理解するが、根拠説明の記載が乏しい上、基本理念に「挑戦」を掲げたわりには消極的な印象が拭えない。この構想を推進するにあたり本当に努力する意欲があるならば、20,000人が望ましい。

3 土地利用の方針について

どの地区がどの区域にあてはまるのか、全体としての定義があいまいでわかりにくい。また、居住区域の中の集落区域には、他の区域と違い拠点機能がないが、定住性の強化を目指すためには何らかの拠点機能がないと将来像が見えにくいため必要であると考える。

4 施策の方針について

(保健・医療・福祉分野)

現在も取り組んでいる婚活への施策は、住宅・定住促進としての施策だけでなく、子育て支援施策の一環としても取り組むことができるよう、横断的な対策を講じられたい。

(生活環境・社会基盤分野)

町民アンケートでも重要度が高い項目として雪対策の課題がある。除雪体制の充実にあたっては、消雪道路の拡大など都市基盤強化を図る施策としても取り組み、増加傾向にある空き家の雪対策についても強化すること。

地域高規格道路新庄酒田道路やＪＲ羽越本線の高速化と山形新幹線の庄内延伸については、本町のみならず庄内地域全体の発展につながる事業であることから、町民の気運を盛り上げる運動を強力に展開し、早期実現に向けて積極的に要請するよう図られたい。

(産業分野)

就農者の高齢化により農業の後継者不足が課題となっている。農業を始めたい人や、意欲のある人が就農しやすいような環境・支援を充実させて、若い農家を育てる施策の展開を図られたい。

商工業振興のためには、企業を誘致するだけではなく、地元産業の取り組みとして、新たな起業家を育成・支援する取り組みを促進されたい。

観光振興については、歴史を生かした観光機能強化の一つとして、清川歴史公園基本構想の推進を基本計画に盛り込み、清川地区の発展のために着実に実施されたい。

(協働・行財政分野)

少子高齢化や住民個々の価値観の多様化により地域の組織機能が低下して、村のまとめ役やまちづくりのリーダーとなる人材の確保が困難となる傾向がある。町民参画・協働の推進としてまちづくり団体やNPOの育成を図るほかに、こうした活動に参画できる人材を行政が関わりながら育てるという視点が必要である。

5 重点構想について

活力あふれるまちづくりと雇用の場の創出を目指し、「日本一おいしい米づくり」と「世界一品質の高い花づくり」を柱とした農業の振興に向けた取り組みを推進するとあるが、生産するだけではなく、より特徴性を持たせたブランド化の実現と、独自の販売ルート開拓により、知名度や商品価値を高める仕組みづくりまで一貫して取り組む農業振興策を重点的に推進すべきである。

平成27年3月26日

庄内町長 原田眞樹様

余目地域審議会

会長 佐藤貞男

第2次庄内町総合計画基本構想について（答申）

平成27年2月9日付け諮問第6号で諮問された、第2次庄内町総合計画基本構想については、概ね適當と認めここに答申いたします。

なお、審議の過程において出された意見について、別紙のとおりまとめましたので、基本構想の決定並びに基本計画、実施計画の策定にあたっては、十分配慮の上進められるよう申し添えます。

記

1 審議会開催状況

平成27年2月9日（月） 第2回余目地域審議会

出席委員 佐藤貞男、齋藤幸一、兼古真喜、佐々木正明、瀧谷孝士、佐藤敏子

欠席委員 志田國郎、渡會光廣、渡会勝紀、佐藤修

事務局 情報発信課長 水尾良孝、情報発信係長 海藤博、

情報発信課主事 佐々木秀行

説明員 情報発信課主査 佐藤秀樹

平成27年2月20日（金） 第3回余目地域審議会

出席委員 佐藤貞男、齋藤幸一、兼古真喜、佐々木正明、瀧谷孝士、佐藤敏子

欠席委員 志田國郎、渡會光廣、渡会勝紀、佐藤修

事務局 情報発信課長 水尾良孝、情報発信係長 海藤博、

情報発信課主任 岡本由美

平成27年3月20日（金） 第4回余目地域審議会

出席委員 佐藤貞男、齋藤幸一、兼古真喜、佐々木正明、瀧谷孝士、
渡會光廣、佐藤敏子

欠席委員 佐藤修、渡会勝紀

事務局 情報発信課長 水尾良孝、情報発信係長 海藤博
情報発信課主任 佐々木秀行

2 審議した事項

第2次庄内町総合計画基本構想について

別 紙

第2次庄内町総合計画基本構想について【意見】

1 基本構想全体について

基本構想における本町の将来像は、全ての町民の夢と希望そのものであるが、人口減少や少子高齢化を背景にして、現実は厳しい実態であり、誰もが住みやすいまちだと実感してもらうためには多くの困難が想定される。そこで今こそ家族のぬくもり、地域との関わり、人と人とのつながりが重視されるべきであり、ここにあらゆる課題解決への糸口があると考える。こうしたことを踏まえ、各種施策を推進するにあたっては、参画と協働の理念の下、町民やその家族、集落などが様々な行政の組織や団体、事業等で活躍できるような仕組みづくりと事業づくりに力を注ぎ、町民一人ひとりの喜びが家族や地域の喜びにつながって、町民と行政相互が信頼して支え合うまちづくりに取り組まれたい。

2 施策の方針について

(生活環境分野)

人口減少対策として様々な住宅・定住促進の施策に取り組んでいるが、高齢者の孤立化や空き家の増加を防ぎ、家族の絆をより深めるためにも、二・三世代が同居している世帯に対する支援施策が必要だと考える。これにより子育て世代の負担軽減や高齢者の生きがいづくり等も期待されるため、新築・転入・転居世帯への建築リフォーム費用一部負担等の支援に限定するのではなく、現に同居生活を継続している世帯に対しても税制面等の負担軽減につながる支援策の充実を図られたい。

(教育・文化分野)

余目地域審議会ではこれまで図書館の建設について要望してきたが、前進が見られない。基本構想では図書館のあり方について検討を進めるとあるが、現在の総合計画にある「新しい図書館の建設を推進する」という取り組みから後退してしまう懸念があることから、新図書館の建設を検討する組織等を早急に立上げ、建設に向けた具体的な検討を進めるよう強く要望する。

(教育・安全安心分野)

町民アンケートでは全体として、子どもに関する項目が重視されている。子育て支援や学校教育の充実も当然重要だが、少子化の進行に伴い児童の通学方法等の安全対策のあり方についても検討する時期だと考える。交通安全・防犯・雪対策とともに、家族や地域との連携を重視しながら、子どもたちが安心して学べる環境を構築するまちづくりに取り組まれたい。

(協働・行財政分野)

町民参画・協働体制の強化を図るために、本町でも地域ポイント制度を導入したうえで、町民が様々なボランティア活動やイベント参加を通じて、地域や町政に対する理解や関心を高め、将来のまちづくりの主役となる人材を育成し、町民総参加のまちづくりを推進することが必要である。また町民活動への充実した支援等により町民一人ひとりの活動のやりがいや生きがいが創出され地域活性化にもつながるので、早急に検討されたい。

平成27年11月27日

庄内町議会

議長 富 櫻 透 殿

庄内町総合計画基本構想・基本計画
審査特別委員会

委員長 小 林 清 悟

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、庄内町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第95号	第2次庄内町総合計画基本構想について	原案可決
議案第96号	第2次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について	原案可決

(別 紙)

庄内町総合計画基本構想・基本計画
審査特別委員会
委員長 小林清悟

1 件名

- 議案第95号 第2次庄内町総合計画基本構想について
議案第96号 第2次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について

2 審査の経過

- (1) 付託年月日 平成27年9月1日
(2) 審査の状況

ア 委員会の開催状況

平成27年9月1日 委員会の構成は議長を除く15人とし、次の定例会までの継続審査とした。副委員長に齋藤秀紀委員を選出した。

庄内町議会会議規則第70条の規定により分科会を設置し審査することに決定した。分科会の数、委員の定数及び委員の選任、各分科会の審査事項について決定した。

平成27年9月7日 情報発信課からの聞き取り

平成27年11月27日 各分科会の審査報告と質疑を行い、全体の審議を行った。

イ 正副委員長及び正副分科会委員長会議の開催状況

平成27年9月2日 分科会の進め方と審査日程について調整
平成27年11月6日 分科会の取りまとめについて調整

ウ 各分科会の開催状況

(ア) 第1分科会

- a 委員の定数 8人
- b 委員（委員長○、副委員長○）
○押切のり子 ○齋藤秀紀 濵谷勇悦 吉宮茂 小野一晴 工藤範子
小林清悟 村上順一
- c 審査事項
議案第95号 第2次庄内町総合計画基本構想について
議案第96号 第2次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について

第1章 健やかでやさしい健康・福祉のまち

第2章 よりよい生き方を求め、ともに学び合う教育のまち

第6章 みんなでつくる自立したまち

d 審査日程

平成27年9月1日 委員長、副委員長の選任

平成27年9月2日 分科会の日程、進め方について

平成27年9月11日 社会教育課、教育課の所管に関する事項についての審査

平成27年9月29日 情報発信課、保健福祉課の所管に関する事項についての審査

平成27年10月6日 保健福祉課、税務町民課、総務課の所管に関する事項についての審査

平成27年10月26日 総括審査

平成27年11月17日 総括審査

(イ) 第2分科会

a 委員の定数 7人

b 委員（委員長○、副委員長○）

○上野幸美 ○五十嵐啓一 石川武利 斎藤健一 國分浩実 鎌田準一
石川保

c 審査事項

議案第95号 第2次庄内町総合計画基本構想について

議案第96号 第2次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について

第3章 美しく安全・安心な生活環境のまち

第4章 豊かで活力に満ちた産業のまち

第5章 未来への基盤が整ったまち

d 審査日程

平成27年9月1日 委員長、副委員長の選任

平成27年9月2日 分科会の日程、進め方について

平成27年9月11日 農林課、総務課(危機管理係)、保健福祉課の所管に関する事項についての審査

平成27年10月1日 建設課、情報発信課、企業課の所管に関する事項についての審査

平成27年10月6日 商工観光課の所管に関する事項についての審査、総括審査

平成27年10月26日 総括審査
 平成27年11月 9日 総括審査
 平成27年11月24日 総括審査

3 審査の結果

- 議案第95号 第2次庄内町総合計画基本構想について
 賛成多数をもって原案のとおり可決
 議案第96号 第2次庄内町総合計画基本構想に係る基本計画について
 賛成多数をもって原案のとおり可決

4 意見

- (1) 障がい福祉サービスの充実で、障がい者が自立できることを目的とする具体的な施策を進めるべきである。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となり、いじめ防止対策に力を入れるべきである。
- (3) 幼児教育を充実させるために、3歳児教育の考え方を示すべきである。
- (4) 指定管理者制度導入に関するガイドラインでは、地区公民館は指定管理者制度に移行するとされており、概ね平成29年度を目処に実施するとされている。地域の意向を考慮し、場合によってはガイドラインの早急な見直しも含め対応すべきである。
- (5) 図書館利用者数向上のために、新しい発想でのサービスを試みるべきである。
- (6) 再生可能エネルギーの導入促進については、民間企業が検討している。企業誘致の推進にもつながることから、製造業に限定している企業振興条例を改正すべきである。
- (7) リサイクル率のベンチマークについては、ごみ処理の分別を多くし、向上するよう努力すべきである。
- (8) 総合的な空家対策については、民間の活力を導入すべきである。
- (9) 堆肥生産センターは施設の老朽化が著しい。生ごみ処理と堆肥生産センターの整備について検討し対処すべきである。
- (10) 企業誘致の推進にあたっては、新たな工業団地の整備検討に加え、広域での取り組みについても検討すべきである。
- (11) 観光・交流人口や観光宿泊者数の拡大には、宿泊施設が不可欠である。新規宿泊施設を積極的に誘致すべきである。
- (12) 定住・移住の促進に向けた新たな分譲地の整備検討は、民間活力の導入を進めるべきである。
- (13) 結婚・出会い支援は、サポーター制度の拡充を進めるとともに、より広域的な取り組みを図るべきである。
- (14) 住所表示見直し事業は、これまでを総括し今後の対応について町民に示すべきである。

- (15) 新たなまちづくり活動を積極的、かつ主体的に実施するために、まちづくり団体やN P O等に限らず、これまでのボランティア活動も支援すべきである。
- (16) 総合計画の推進にあたっては、生活優先と福祉サービスの維持を踏まえ、緊急性や必要性、町民ニーズ等を把握すべきである。大規模事業については、財政シミュレーションに沿って選択と集中の視点に立って進めるべきである。

ベンチマーク（施策指標）

	指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
1-1 子育て支援	出生数	人	138	130	125
	合計特殊出生率 ^{※4}	—	1.60 (平成25年)	1.65	1.65
	保育所待機児童数	人	0	0	0
	子育て支援センター設置箇所数	箇所	2	1	1
	ファミリー・サポート・センター登録会員数	人	29	35	40
	放課後児童クラブ実施箇所数	箇所	4	5	5
1-2 高齢者支援	一時預かり事業実施箇所数	箇所	4	4	4
	認知症サポーター養成講座実施回数	回	11	13	15
	施設介護サービス利用件数	件	3,699	3,972	3,972
	要介護新規認定率（対年度65歳到達者）	%	34.8	30	25
1-3 障がい者支援	自立支援型地域ケア会議実施回数	回	0	24	36
	介護給付費利用者数	人	81	90	100
	訓練等給付費利用者数	人	118	135	145
	障がい児利用者数	人	16	18	20
	障がい福祉サービス事業所数	事業所	4	5	6
	施設入所から地域生活へ移行した障がい者数	人	1	3	5
1-4 地域福祉	一般就労への移行者数	人	2	4	6
	福祉ボランティア登録者数	人	229	240	250
	福祉ボランティア登録団体数	団体	19	22	25
	胃がん検診受診率	%	42.4	55.0	60.0
1-5 保健・医療	国民健康保険特定健康診査受診率	%	59.1 (平成25年度)	63.0	65.0
	心のサポーター数	人	301	1,200	1,500
	食生活改善推進員数	人	63	70	80
	3歳児のむし歯有病率	%	32.3	25.0	20.0
	予防接種接種率（麻しん風しんⅠ期）	%	89.9	95.0	100.0
1-6 社会保障	国民健康保険税収納率（現年度分）	%	96.4	97.0	97.5
	国民健康保険一人当たり診療費	円	269,719	339,000	405,000
	後期高齢者医療保険一人当たり診療費	円	666,299	703,000	725,000
	国民健康保険特定健康診査受診率（再掲）	%	59.1 (平成25年度)	63.0	65.0
	後期高齢者医療制度健診受診率	%	29.6	32.0	35.0
	生活困窮者就労準備支援事業による就労者数	人 (平成27年度から制度開始)	—	5	10

	指 標 名	単位	平成 26 年度 (実 績 値)	平成 32 年度 (中間年度目標値)	平成 37 年度 (最終年度目標値)
2-1 幼稚園・学校教育	「ふるさと教育の推進」教職員の A B 評価の割合(庄内町教職員アンケート)	%	幼稚園100.0 小学校70.0 中学校20.0	幼稚園100.0 小学校80.0 中学校50.0	幼稚園100.0 小学校90.0 中学校80.0
	「夢や希望をもっている」子どもの A B 評価の割合(全国学習状況調査)	%	小学校86.5 中学校67.3	小学校90.0 中学校75.0	小学校90.0 中学校80.0
	「人の役に立つ人間になりたい」子どもの A B 評価の割合(全国学習状況調査)	%	小学校94.3 中学校97.5	小学校96.0 中学校98.0	小学校98.0 中学校98.0
	「自分には良いところがあると思う」子どもの A B 評価の割合(全国学習状況調査)	%	小学校75.1 中学校74.4	小学校80.0 中学校80.0	小学校85.0 中学校85.0
	「町の自然・歴史・文化を教育に活用する手法の重視」教職員の A B 評価の割合(庄内町教職員アンケート)	%	幼稚園93.0 小学校92.0 中学校75.0	幼稚園95.0 小学校95.0 中学校80.0	幼稚園95.0 小学校95.0 中学校85.0
	「家庭・学校・地域が連携した教育の推進」教職員の A B 評価の割合(庄内町教職員アンケート)	%	未実施	幼稚園80.0 小学校80.0 中学校70.0	幼稚園90.0 小学校90.0 中学校80.0
	小学校大規模改修整備率	%	67.0	74.0	80.0
	中学校大規模改修整備率	%	11.0	26.0	44.0
	幼稚園大規模改修整備率	%	27.0	35.0	58.0
2-2 社会教育	図書館来館者数	人	62,877	68,000	73,000
	図書貸出冊数	冊	70,317	74,000	76,000
2-3 青少年健全育成	公民館における青少年を対象とした事業の参加割合	%	28.0	30.0	32.0
	大中島自然ふれあい館の利用者数	人	2,371	2,400	2,500
2-4 スポーツ	スポーツ施設の利用者数	人	258,868	270,000	280,000
2-5 文化芸術・文化財	「響ホール」利用者数	人	72,836	75,000	80,000
	「響ホール」利用件数	件	2,087	2,100	2,200
	庄内町芸術祭出演（出展）者数	人	975	1,100	1,200
	内藤秀因記念水彩画公募展出展者数	人	1,473	1,600	1,700
2-6 国内外交流	国際交流協会事業参加者数	人	652	700	800
	南三陸町との交流人口	人	494	600	700
3-1 新エネルギー	再生可能エネルギー導入比率	%	13.0	20.0	70.0
	再生可能エネルギー導入事業者数	事業者	3	6	9
	「町民節電所事業」による二酸化炭素削減量	t-CO ₂	87	110	130

	指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
3-2 環境衛生	公害苦情件数	件	50	45	40
	ごみ総排出量（一般廃棄物）	t	8,200	8,100	8,000
	可燃ごみ排出量	t	6,200	6,100	6,000
	リサイクル率	%	23.0	23.0	23.0
	古紙等の資源物回収量	t	900	900	900
	ごみの不法投棄件数	件	30	20	0
3-3 上・下水道	経年塩ビ配水管残存延長	m	11,910	0	0
	鉛製給水管残存件数	件	1,613	800	0
	鉛製給水管残存率	%	20.1	10.0	0.0
	下水道等水洗化率	%	86.0	90.0	92.0
	合併処理浄化槽整備基數（累計）	基	1	13	23
3-4 ガス	非耐震ガス管残存延長	m	18,947	0	0
	ガス管耐震化率	%	92.4	100.0	100.0
	白ガス管（灯外内管）の残存本数	箇所	2,780	0	0
	白ガス管（灯外内管）残存率	%	43.3	0.0	0.0
3-5 盆・緑化	花苗配布団体数	団体	172	180	185
	花苗配布本数	本	47,640	48,000	48,000
	花のまちコンクール参加団体数	団体	21	25	30
3-6 消防・防災	消防団員数	人	971	970	970
	火災発生件数	件	4	0	0
	集落・団体等の防災訓練・研修等回数	回	65	100	130
	集落・団体等の防災訓練・研修等参加者数	人	2,634	2,900	3,150
3-7 交通安全・防犯	交通事故発生件数	件	94	70	50
	交通事故死亡者数	人	1	0	0
	犯罪発生件数	件	65	50	40
	防犯灯設置数（累計）	基	416	460	465
3-8 雪対策	生活道路除雪事業参画集落	集落	34	37	40
	雪下ろし等実施件数	件	35	40	45
	除雪支援実施時間	時間	1,137	1,150	1,170
4-1 農林水産業	農業生産額（農協系統のみ）	億円	53.4 (平成25年度)	56.6	59.3
	認定農業者数	人	599	625	650
	新規就農者数	人	3	5	7
	担い手への農地集積率	%	82.3	83.0	85.0
	学校給食への食材供給割合(重量ベース)	%	18.7	24.0	30.0
	学校給食への食材供給割合(金額ベース)	%	7.6	10.0	13.0
	花き生産額	億円	3	5	7
	ほ場整備率（田）	%	95.0	96.0	99.0

	指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
4-2 商工業・新産業	起業家応援補助金採択件数(平成19年からの累積)	件	19	35	55
	事業所数(卸売・小売業・飲食業・飲食店・宿泊業)	事業所	322 (平成24年度)	305	285
	従業者数(卸売・小売業・飲食業・飲食店・宿泊業)	人	1,433 (平成24年度)	1,350	1,250
	製造品出荷額等(従業員4人以上の製造事業所)	百万円	19,179 (平成24年度)	26,500	26,500
	新産業創造館来館者数	人	171,000	180,000	200,000
4-3 観光	観光・交流人口	人	700,000	800,000	1,000,000
	観光宿泊者数	人	6,600	10,000	30,000
	まち歩き参加者数	人	600	1,000	1,500
	観光ホームページアクセス件数	件	—	120,000	250,000
4-4 雇用対策	求職・内職相談回数	回	13	20	30
	企業同友会会員事業所数	事業所	83	90	100
4-5 消費者対策	消費者相談者数	人	14	24	32
5-2 住宅・定住促進	若者定住促進対策による移住世帯数(平成21年度からの累計)	世帯	46	106	156
	空家情報活用システムの登録件数	件	5	8	12
	空家情報活用システムの賃貸・売買件数	件	5	8	12
	結婚や出会いの相談件数	件	2	20	30
	イベント開催によるカップル成立数	組	9	10	10
5-3 道路・公共交通	町道改良率	%	87.6 (平成25年度)	88.0	88.4
	長寿命化修繕橋梁数(累計)	橋梁	0	20	40
	町営バス利用者数	人	25,564	43,000	43,000
	デマンドタクシー利用者数	人	3,012	3,200	3,500
	公衆無線LANアクセスポイント	箇所	0	5	12
	各種審議会委員への女性の登用率	%	21.9	30.0	30.0
	町管理職に占める女性の割合	%	6.3	13.0	20.0
	女性人材育成事業講座等参加者数(延べ)	人	58	100	100
	男女共同参画啓発事業講座等参加者数(延べ)	人	48	200	200
	広報紙による男女共同参画に関する啓発回数	回	3	5	6
6-2 コミュニティ	「山形いきいき子育て応援企業」の企業数	社	5	10	15
	住みやすい地域づくり活動交付金交付団体数	団体	115	115	115
	コミュニティ助成金活用団体数	団体	1	2	2
	集会施設整備事業補助金交付団体数	団体	5	5	5

	指標名	単位	平成26年度 (実績値)	平成32年度 (中間年度目標値)	平成37年度 (最終年度目標値)
6-3 町民参画・協働 行財政運営	まちづくり懇談会参加者数	人	241	260	280
	くるま座トーク開催回数	回	9	10	10
	ホームページアクセス件数	件	534,567	600,000	700,000
	情報発信シート掲載率	%	62.4	65.0	70.0
	メールマガジン購読者数	人	227	230	235
	情報公開請求件数	件	3	6	9
	新まちおこし活動応援補助金交付団体数	団体	—	2	2
6-4	町主催職員研修開催回数	回	3	5	5
	職員研修参加者数	人	661	700	700



山形県庄内町

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1
TEL 0234-43-2211 FAX 0234-43-2219
<http://www.town.shonai.lg.jp>